

第六回 参議院予算委員会會議録第十号

昭和二十四年十一月三十日(水曜日)午前十時四十五分開会

本日の會議に付した事件

○昭和二十四年度一般會計予算補正(第一号)内閣提出・衆議院送付

○昭和二十四年度特別會計予算補正(特第一号)内閣提出・衆議院送付

○昭和二十四年度政府關係機關予算補正(機第一号)内閣提出・衆議院送付

○委員長(黒川武雄君) これより委員会を開会いたします。

本日は、昨日の井上委員より總理大臣に対する質問に對しまして、詳細につき矢野厚生政務次官から御答弁がございまして、

○政府委員(矢野西雄君) 昨日の井上委員の首相に對する御質問の中、厚生當局としてお答えをすべき事項がありましたので、本日お答えを申上げる次第であります。

国立病院療養所の整備或いは清潔整頓というような立場から、現在のままでは不十分であるという御助言を頂戴いたしました。これ誠に有難い御忠言でありまして、終戦後の無秩序な状態がやはり病院、療養所等にも伝播いたしました。十分手が届かないでおるとは事実であります。更に又、病院、療養所の国有財産の管理についての整備が、大蔵大臣に所管されておりました関係上、そういう制度の立場からも、実は十分手が届かない向きもあつたのであります。病院等で立ち腐れになつておるとか、或いは草薙々で活用がで

きていない。過般の政令によつて、国立病院の方は厚生大臣の権限に所管されるようになったのでありますから、只今厚生當局としては、十分御意見の趣旨と同じ態度から、病院、療養所等の整備をいたしまして、そうして清潔美化を図つて、環境を整理して、その病院、療養所の設けられておる目的を大いに遂行して行きたいと、折角努力しておる次第でございます。今暫く時日をお藉し願ひたいと思ひるのでございます。

それから国立病院及び国立療養所の整備につきましては、昭和二十五年年度において総額八億六千万の予算を計上して、建物、医療機械等の整備並びに結核及び癩療養所の病床の増加を図りたい所存でありますので、希くば是非次回国会においても、この予算通過に御盡力を願つて置く次第でございます。更に看護婦の数の不足並びに看護力の増強及び設備の改善についての御質問がありました。医療法による看護婦の数を充足してない病院のありますことは、誠に遺憾でありますので、これにつきましては、医療監視の結果に基きまして、具体的に指導の徹底を期して参りたいと存しております。尚、看護婦の充足、看護力の増強のためには、看護婦の地位の向上、待遇の改善、資質の向上等が必要と存じますが、これがためには、先に制定いたしました看護婦業務基準の普及と徹底を図り、看護婦給与基準の改善、或いは看護婦再教育の徹底等に、今後とも一段の努力を拂ふ所存であります。それらの生徒の数とかその他については必要であれば、後刻資料を差上げてお答えしても結構であります。更に看護婦の教員養成機関につきましても御質問につきましてお答えいたしますが、看護婦の教員養成につきましては、現在御承知の通りに四ヶ月間の講習会の形を以て厚生省において実施をいたしている次第であります。お話の通りに、これを大学程度の教員養成機関或いは大学附屬の教員養成所というように恒久的な立派な整備をすることは全く同感でありまして、厚生當局といたしましては、その理想の下に着々準備を進めているような次第でございます。

国立、公立大学病院の修理、改善の問題は、お説御尤もであります。この問題は文部當局の所管になりますので、文部當局と連絡をいたしてお答をするようにいたしたいと存する次第であります。以上お答えいたします。

○委員長(黒川武雄君) 井上委員よろしくございませう。

○井上なつゑ君 只今矢野政務次官がお答え下さいました中に、看護婦業務基準というものが出ましたのであります。これは厚生省でも特に研究になりまして、業務基準を作つて頂いておりますので、非常に結構であります。過般こちらの予算委員会に労働大臣がお見えになりましたときに、労働大臣にその看護婦の数が不足していることを労働省側としてどのようにお考えになつておるかというのを伺つたのであります。その節に労働大臣は看護婦の勤務時間は九時間でございますといふことを、労働大臣に伺ひました。労働省の政府當局の方が、そうお答え下さいましたのでございます。それで私あのとき余りよく研究いたしておりませんのでございまして、何ともそれに対して再質問をいたしませんのでございまして、つくづく考えますのに、看護婦の勤務時間は九時間でございますと断定されるところに何か間違ひがあるのじやないかと存じます。もとより業務の性質上これは八時間といつても普通のお仕事と違ひます。機械的の仕事と違ひます。事務的の仕事と違ひますから、只今手術をしております最中、何かの処置をしていて最中に時間が来たからといつて切上げるといふことは、絶対にできないのでございまして、止むを得ないときはそういうことでございまして、九時間ということになりまして、これはちつとも不承知でございせん。不服じやございせんから、頭から考えまして、丁度看護婦の勤務時間は九時間というように定められますことは、これは延いていへる／＼な方面に影響して参ります。これは看護婦が九時間から、その上に今度いへる／＼な臨時措置があつたから十時間にせよ、十二時間にせよといふことになつて来ると存じますから、この際九時間と決められていて、これについて、厚生當局が何か御存じでございまして、御回答を頂きたいと思ひます。

○政府委員(矢野西雄君) その問題については、医療局の久下次長からお答えいたします。

○説明員(久下勝次君) 私から只今の御質問にお答え申し上げます。お話の通り看護婦の労働基準法による勤務時間は九時間以内といふことになつてゐるのであります。併しながら實際の問題として、手術等のためにその時間を超過することのありますことは当然でございます。まして、その場合には使用者が超過勤務を命じまして処置をするというやうなことで、實際問題としては調和が取れるものと考えております。

○政府委員(矢野西雄君) 昨日の高橋啓委員の御質問に對して首相が答弁いたしました。看護婦に對して、厚生大臣としての御答弁を申し上げます。宮城県、岩手、青森に発生いたしました百日咳予防接種に際しましては、厚生大臣といたしまして被害者に対して心から御同情申上げてゐる次第でございます。百日咳の予防接種は予防接種法により本年六月三十日から実施されておりますのでございまして、岩手、青森においてその実施以前の昨年十一月下旬、宮城県若柳保健所のためによりまして実施いたしましたものでございまして、従いまして厚生省といたしましては、取敢えず治療の万全を期するために、ストレプトマイシンを特別に斡旋配給いたしました。宮城県における診療について便宜を図り、又生活保護法の適用による生活の援助等を行つております。

して、県においては三百余万円、町においては八十余万円を支出し、できるだけの治療を行つたのでございますが、実に残念にも一名の死亡者を出したのでございます。その他の患者は本年八月までに重症三名を除き六十名の退院を見ましたものであります。今後の対策といたしましては、厚生省はこの種事件の根絶を期しますと共に、当面の治療支援につきましても、或いは栄養確保のために、或いはララ物資の補給を行い、又県衛生部におきまして、定期的に健康診断を行い、患者の診療の万全を期する等、遺憾なきを期している次第でございます。尚県衛生部岩ヶ崎町の経費負担についての国の補助は、予防接種法による措置でもなく、又国家検定をいたしましたワクチンでもありませんので、現在の法律の範囲内においては、政府自体がこれを処理するという法的根拠がないのでありますから、この点御了承願いたいと思ひます。

○高橋啓君 関連して……今の問題は本会議においても返事している。私もそれと同じことを言っているのではありません。今の法的根拠においては措置は盡されているというのを言っている。その要領を外すした返事を何回も同じことをやっている。私の方ではそうじゃない。これだけやつてもあと何十年掛かるから。肺結核に侵された子供が、特別な看護をして頂きたい。子供は乳幼児であるから、働き手がそのために奪われている。それで何年か看護のために生活力が全部失われているのだ。そこでこういうような事項について、冷たい法律によつて一線を劃するということの外に、何らか政府が

高度の社会政策的な意味で、災害救済とかその他特別な措置ができないか。そこで総理大臣に聴いている。厚生大臣に聴いているのじゃないのです。厚生大臣のやつたことはそれでいいの。これは法律で許された程度のことしかできない。そこでこういうふうに一応予防行政というものの一の派生した問題として、被害者が六十人も出て、それが治つたというのは退院したということでありまして、昨日総理にも写真を見せましたが、「あけび」の熱心な協力になつて。それが少し栄養を失うと直ぐ元に戻つて、その辺で爆弾を抱いたような気持でいる。そうして乳幼児であるから母親は必ず看護しなければならぬ。このようなことで非常な災難者が出たのだから、特殊な方法でできないか。予算措置の方法がないというけれども、予算の中でこれより問題にならんような問題に幾らでも予算の都合を出して出している。今後は法律で保障できるように。併しながらこの問題が前例となることも心配は要らないし、前例になつてもいいと思う。こういうような非常な突発事故によつて、哀れな人達が何十人も集団で、何年も不幸な家庭生活をして行かなければならぬというやうな事情に対しては特別な方法を講じていいのじゃないか。これが私の聴く要点です。そんな手続上のことについて、私共としてはできる以上のことをやつてくれたというには感謝しているし、而もその通りのことを私は演説している。そこで総理大臣に特別に願つたのは、総理大臣の懐ろからも随分いろいろな予算の支出の仕方もあるの

に、その中の一つとして天下の母親が少くとも納得する、こういうふうな特殊な保護の方法を設けて下さるよう。に、政務次官から蒸返して要領を話して、返事をして貰わなければならぬというのを総理大臣にお話し願ひたいと思ひます。

○政府委員(矢野西雄君) 今の御質問に対しては総理が改めて又御答弁できるように、私からお伝えいたしますが、厚生当局としては、御指摘の通りに、事情に対しては十分了解しておりますので、ただ法的根拠がなければ一銭の予算措置もできませんので、何とかして皆様の立法府においてもこれらの措置ができるような法的措置をして頂くように、又政府当局としまして是非何らかの手段を講じて行きたいと考えておるような次第でございます。実は福岡県の方にもこれと違つた性格のものであります。法的根拠のないために百四十五人の人が死亡して、一銭の国家が救済救済も出さないのである。現実の問題にぶつかつておりますので、本日の政務次官會議等においても議題に供して閣議の方にもよく御趣旨をお伝えする決心でございます。

○帆足計君 結核の予防対策につきまして本会議で政府に質問いたしました。が、その後各地において結核に悩んでいる患者の方から非常に多くの訴えの手紙が参りました。それらのことを御披露して、結核対策について一段努力して頂きたい点を述べまして、政府の現在の施策をお尋ねし、その方面の施策の実行を強化して頂きたいと思ひます。御承知のように只今我々には表面に現れた数字だけでも、十世帯に一人以上の患者を抱えているやうな

結核国でありまして、一日に四十名もそのために人命が失われているという惨憺たる状況でございます。結核の療法につきましては従来は自然療法と申しまして、空気の栄養等が今後とも必要であります。それから自然の力に對する注意が、これが最も重要であり、結核は又慢性的な症状を取りまから精神的な安定というものが非常に重要であります。宗教方面その他の御努力が相当の効果を奏する事情もその辺にありと存じますが、昨今の生活難の情勢におきましては結核患者にとつては実に今最悪の時代でございます。而も企業整備失業等の嵐が吹いております。今日において、結核患者並びに恢復期の結核患者等に対しましては、経営者並びに政府当局、各方面の指導者も余程の理解がない限り実に惨憺たる現状でございます。最近の科学療法の進歩によりまして、その中で喉頭結核、腸結核並びに或る種の経過を辿つておる結核に對しましては、ストレプトマイシンが非常な効力を発するという時代になつておりますのに、不幸にしてストレプトマイシンの国内生産がまだできないでおりますし、僅かに輸入に頼つておる状況でありますので、私共の所などに訴えて参ります人達の手紙も、明日をも知れん命、生死の問題を前にいたしまして、天命ならばいざ知らず科学の力によつて救われるべき多くの患者がむなしく死を待つておるといふ非難な叫びを耳にいたしました。もおられような気がいたす次第であります。従ひまして私は厚生当局の数字を本日承りまして、又その数字が私共の目から見まして、私は厚生省当局

がそのように怠慢であるとは思ひませんけれども、伝統的に我が国におきましては人の生命を尊重し、その国民の幸福と福祉を守る観念が政治においても輿論においても弱いところから、厚生省当局の御努力が十分にまだ効を奏していないのではないかと思ひます。従ひまして国会議員といたしましてこれらの諸問題について意見を述べ、そしてその輿論を喚起し、そして厚生省当局の御努力が数倍、数十倍の力を持ち得るやうにせねばならんと存じておる次第でございます。そこで承るところによりまして、ストレプトマイシンは一面輸入し、一方生産を開始する。その数字でも第一年度においては必要量の三分の一ぐらゐしか到達し得ないのではないかと伺つておりますけれども、私は日本が如何に国家財政が窮乏しており、我々が貧乏しておるにしましても、直接生命に関することでありまして、例えば国家予算の中でも、本年度納税思想普及費というくだらん項目に一億円の予算が組まれておりますやうなこともありますので、冗費を節約して重要な方面に向けますならば、このくらいのことのできないわけはなからうと存する次第であります。

そこでストレプトマイシンの生産並びに輸入の確保につきまして先ずお尋ねしたいのでありますけれども、ストレプトマイシンの国内生産が開始されまうまでに、できるだけ多くの輸入をして頂きたい。尚将来の生産、需給の關係もありますので、或る程度は分置は当然輸入に俟たねばならんと存じます。幸いにローガン構想によりまして我々は余分の為替を将来持ち得

るわけでありますから、政府の只今組んでおられます予算以上にストレプトマイシンの輸入について一段の枠を拡げて頂きたい。

第二には生産の只今研究時代でございますけれども、私はこれが非常に遅れておると思います。ベニシリンの大量生産につきましては、フオスター博士がベニシリン生産技術の顧問として御来朝になりました、そうして非常な成果を収めました。博士はベニシリンの大量生産に次いでストレプトマイシンの大量生産を期待するという言葉を残しまして去られましたけれども、この際アメリカに人を派遣しますよりも優秀な技術者を、フオスター博士に次ぐような技術者を招聘しまして、そうして早く実験の過程から大量生産の過程に移すようにして頂きたいと思っておりますが、厚生当局はそのような意思が

第三には、ストレプトマイシンの生産許可ということになりますと、検定基準が早く決まっておらねばならぬと思っておりますが、その生産会社が生産許可を申請し得るような基準としての検定許可基準を早く発表して頂きたいと思っておりますので、それらのことは如何になつておるか。

それから次に、これを大量生産に着手するようになりますと、非常に巨額な資金が必要なのでありますけれども、仮に数社の有力な技術を持つておりまする会社に生産を許可するといひましたとしても、一億五千万円乃至二億円の資金が必要と存じますが、それらの資金に対しまして、政府はどういうような援助をお考えになつておられるか、又大量生産と申しまして、そ

れらの政府の助成的措置と並んで、早く生産会社を指定して、今日から着手しなければ間に合わないと思ひますけれども、それらに対して如何なる準備を今されておられるか、先ずこれらの点につきまして、厚生省当局において只今計画の中の見通しを伺ひまして、それによりまして又お尋ねし、弱い点はこの際充実に頂きたいと思ひますので、先ずそれらの点について御答弁をお願いしたいと思います。

○説明員(慶松一郎君) ストレプトマイシンの重要性につきましては、もはや申上げる必要はないと思ひます。そこで先ず今日までに輸入されました量、或いは近く輸入されます量等につきまして、お話し申上げて御了解を得たいと思ひます。ストレプトマイシンの輸入は、本年度におきましては、米国の対日援助資金即ちガリオ・フランドによりまして、二回、合計六百キロ、即ち一万五千人分輸入いたしております。第一回は本年の五月でございまして、第二回は十一月に輸入いたしました。そして、この両回分のものはすでに配給いたしておるのであります。この配給につきましては、只今もお話ございましたように、全体の必要量に對しまして、十分でございせんので、そこでストレプトマイシンの研究協議会なるものを厚生省と各地方都道府県ごとに設けまして、そうしてそこで割当の基準を決めまして、配給いたしておる次第であります。当分の間原則といたしまして、各種の結核患者の中で特に重点的に、確かにストレプトマイシンが利くという結核に對しましてのみ、且つ又研究的にこれを使い得るようになりまますような施設に對し

てのみ配給いたすようになっております。今後の輸入につきましては、これは最近総司令部側からも発表がございまして、ガリオ・フランドの余分は輸入の懇請をいたしました。即ち本年度におきまして一千キロ、二万五千人分を懇請いたしました。了解を得ております。来年度におきましてはその続きといたしまして、一万八千人分即ち四百キロを輸入いたすことになつておるのであります。

次に国内での生産は九月二十二日の閣議決定に基きまして、ストレプトマイシンの国内生産確保要綱なるものに基きまして、第一次の目標といたしまして、年間三千キロを目途といたしまして、計画を着々実行に移しておるのであります。現在すでに試験的な製造は二三の会社によりまして行われておりまして、これは恐らく来年の一月早々にでも少量は国産品ができるものと存じます。この三千キロの生産目標を立てましたわけは、国内の資金の關係、或いは建設資材等の關係から考えまして、先ず第一次の目標としては、この程度が適當であろうと考えられたからでございまして。我が国の結核患者の数は大体百五十万ございまして、併しこの百五十万のものを全部にストレプトマイシンを使うとしたとしますと、六万キロ、只今の計画の二十倍のものが必要になります。計画的に全部がストレプトマイシンが利くわけではございせんものの程度にストレプトマイシンが利くかということは、なか／＼予想がむづかしいのでございまして、目下厚生省におきまして、この点につきまして十分な検討を加えております。併しな

しましては、七万人の先ず三倍ぐらいがストレプトマイシンによつて治療できるであらうと考えられておるものであります。

次にストレプトマイシンの国産いたしますと、当然その生産の技術の点が一番問題になります。これにつきましてはすでに本年の夏頃だつたと記憶いたしておりますが、総司令部に対して公文を以て、生産技術の指導者を派遣して欲しい、ということをお願いしてございまして、総司令部の意見といたしましては、只今もお話がございまして、フオスター博士を寄越すべく大いに努力して呉れておる次第であります。

次は、これができまして、検定が当然必要でございますが、検定の基準につきましては、すでに草案等もでき上つておりまして、近くこれが発表され得る機運にあると存じます。

次は、国内でこれを生産いたしますと、相當な資金が必要となりますことは当然でございまして、只今申上げました年間三千キロの目標を達成いたしましたのに、少くとも三億五千乃至四億五千の金額を設備資金として必要といたします。これに對しましては、すでに厚生省といたしましては、大蔵当局の了解を得、又日本銀行当局の了解も得まして、いわゆるマーケット・オペレーションの対象として、この資金を獲得するために各金融機関等とも十分な連繫を取つておる次第でございまして、大體有力な会社、即ちベニシリンにおいて成功いたしまして有力な技術を持ち又十分な施設も行い得るという会社を集めまして、これらに對してストレプトマイシンの生産を依頼いたしましたところ、四五社がストレプト

マイシンの生産をやりたいということ、厚生省に申込んで来ております。それを私共の方で又選びまして、且つ金融機関等とこれらの会社との交渉によりまして、金融の見通しがついた会社から着々建設に移ることになると存する次第でございまして。

大體御質問に對しまして各項目にお答えいたしましたつもりでございまして。

○帆足計君 そういたしますと、もう一度お尋ねいたしますが、来年度のストレプトマイシンの販売数量は、国産と輸入と合せまして、患者大體何人分になりますか。

○説明員(慶松一郎君) 来年度の輸入は只今申しましたように、予定されておりますものが四百キロで、来年度の下半期におきまして国産が五百キロ出ると考えられます。そうしますと、その量は二万二千五百人分になると存じます。

○帆足計君 そうしますと、百五十万の結核患者のうちで、ストレプトマイシンの的確に利くと言われておりますので、仮に二十万人くらいの患者がおりとしますと、二十万人に對しまして二万人というのはなからうかと私は思ひます。このようないふことは、一人の人間が殺されまして大騒ぎをするような文明社会にわれ／＼住んでおるのに二十万人の患者が死を目前に控えて、マイシンさへ手に入らば／＼と言ひながら、一キユーールのマイシンが闇で七八万四から十萬四もするやうな、そしてすべての人がそれをどうしても手に入ることができないというやうなことを抛擲しておいて、一人の子供が

死にかかつておつても、それを助けるために近所の人が駆けつけねばならぬというのに、二十万人からの人がもうすでに文明の恩恵によつて助かるということが分つていながら、死ぬのを待つておるというのを抛擲して置いておつてつまらん議論を一杯国会でしておるような、枝葉末節のことを議論しておるようなことでもありません。現に憲法におきまして、第二十五條に「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」これは権利であります。そして「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」と憲法に明記しておきながら、あの憲法はただ気安めの憲法と解してよい筈は私にはなからうと思ひます。従ひまして厚生省当局は国民の生命並びに福祉を護るにもう少し勇敢であつて貰いたいと思ひます。他の省よりもつと強い省でなくてはなりません。従ひまして私は僅か二万人ぐらゐしか救われぬといふ現在の御計画、それは非常な御努力の結果でありましようけれども、それを国会議員としてそれでよいというわけには参らないと思ひます。幸にして明年度の予算は今後一ヶ月後に審議されるわけでありましようから……私は昨日も井上ナツさんから、厚生委員会におきましてこの結核対策の小委員会を作つて頂くという御意向を聞きまして非常に喜びました。それらの委員会ができましたれば、厚生委員会からも又強い声が上ると思ひますし、一昨日大蔵大臣に對しまして私お願いしましたところが、大蔵大臣も十分その必要は

了承するといふような趣旨のお言葉でありましたが、必要とあれば総理にもお願いいたしますから、厚生当局といたしましては、その二万二千人分を十倍の二十万人分に、それは技術的にもつと検討せなければならぬと思ひますが、全患者を救ひ得る数量を目標に……その金額は、恐らく金額にしますれば実に僅かな額でございまして。そして明年度はローガン構想によりまして、我々は余分の為替を持ち得る見透しもありますし、もう少しこれについて筋道の納得せしめ得るような、全国民の期待に副ひ得るような予算に組み替へて頂かなければならぬと思ひますが、只今のところで局長のお考は如何でありましようか、御感想を伺つておきたいと思ひます。

○説明員(慶松一郎君) 誠に御尤もな御意見でありまして、私も全幅の賛成をいたす者であります。但し国内でこれを生産いたします計画は、大体我が国のあらゆる資金乃至はこれに必要な設備資材等の関係、或いは企業会社の資金の負担能力等から考えまして、まず年間三千キロ、十七万五千分といふことが適当であらうかと考えまして第一次計画といたしまして、国内生産としてはその程度のもので計画いたしました次第であります。併しながらこのストレートマイシンにいたしまして、或いはベニシリンにいたしまして、同一の施設、或いは同一の原料を以ちまして、技術が進歩いたしますと二倍三倍の生産を得ることができましよう。その意味におきまして、この国内生産の施設の点については、私共はまずこれから出発するのが適当であらうと考えしております。併しながら一面におきまして、輸入の件につきましては確かに

まだ不十分な点が相当あると思ひます。併しこれもガリオア資金がだんだん減つて参りました等から考えまして、この程度を計画いたしましたのでございまして。ここでは勿論、一面におきまして大蔵当局等との折衝の結果、この程度に今のところでは落ち着いておるものでございまして、併しながら私共の意見といたしましては、多々ますます弁ずべきであると、又そうしなくてはならないことは十分承知いたしておるものでございまして。

○軌足計君 実は私自身高等学校の頃略血いたしました、結核には永い間苦勞した者でありますから、一層今困つておる人達の声が痛切に耳に入るわけでありまして、国内生産の問題は確かに將來の需給の関係がありますから十分見透しを立てて調節いたさねばならせんけれども、フルに患者に満足を与へますと、国内生産の伸びるまでの間は、どうしても輸入によつて私は調整して頂かねばならぬと思ひます。輸入先といたしましては、必ずしもアメリカだけでなくとも、ドイツでもできておりますかどうか知りませうけれども、ドイツ、イギリス、フランス等からも輸入する方法もあらうと思ひます。私はこういう人々の生命に直ちに關係するものの輸入は優先的にさるべきものであつて、そのために我々が一食や二食を月に減らしまして一々向国民は私はそれは堪へ得るだらうと思ひますし、その他不急不要の原材料の輸入を少しばかり減らせば、ストレートマイシンぐらゐが輸入できん程まで、我々は潤滑しておりはしないと思ひます。従ひまして政府が本当に人の生命を尊重するといふ觀念に徹底

し、衛生当局を受持つておる方々の任務といふものがどういふものであらうかといふことを皆さんがもつと強く痛感して、厚生大臣その他当局の方々がこれを以ておやりになつたならば、私はこの問題は解決し得る問題であらうと思ひます。我々はそういう強い要望を持つておりますから、只今の御説明では絶対に承服いたしませんけれども時間もなんでございまして、又厚生委員の諸君や同僚議員の諸君にお願いいたします。相協力してこの問題の解決のために、次回の議会においては更に声を大にして要求いたしますから、厚生当局も、日本のような後進国のような、そしてアジア的な人の命を粗末にする日本において、人の生命といふものが如何に重いものであるかといふことを更に御痛感下さいまして、我々と協力して、次の国会におきまして御努力の程をお願いいたします。私の質問は打切ります。

○藤森眞治君 私は健康保険のことを聴きたいのですが、今保健局長がおいでになつてないやうですし時間もないので、今から、国立病院のことを少しお伺いしたいと思ひます。国立病院の予算の組み方を拜見しますと、減免が約三〇％といふのが出ておりますが、減免三〇％といふのは余り多い話なので、果してそれ程減免がございしますかどうか、内容をお伺いしたいと存じます。

○説明員(久下勝次君) 国立病院の特別会計の予算の組み方でございますが、私共は従来の実績に徴しまして減免患者は全体の一〇％を見込んでおる

のでございまして。三〇％という程ではございせん。ただ一般会計からの繰入れが総支出の二五％ということになつておるのでございまして。この二五％の中の一〇％が減免の患者でございまして。後の一五％は建前としては減免ではございせんけれども、患者からの徴収が遅れますために結局その年度としては、徴収未済になりますものが大体実績上そのくらいあるといふ行き方で予算を組んでおる次第でございまして。

○藤森眞治君 今三〇％と言ひましたのが間違つておるといふのですが、これは後に私も書類を見て申し上げますがそれでその減免されておるのはどういふ種類の人がされておるのでございませうか。大体において国立病院も、生活保護法の適用を受けておる人々とか、或いは健康保険の被保険者であるといふのが大部分であると存じますが、どういふ人がその対象になつておるのでございませうか。

○説明員(久下勝次君) 減免をしております患者の主なるものは、国立病院の特質といたしまして、引揚患者或いは旧傷痍軍人がまだ現在全体の三割近いものが入つておるのでございまして。その中、旧傷痍軍人につきましては、御承知の通り従前……極く最近、一昨年ぐらゐまでは、全然無料で治療をいたすこととしておつたのでございまして。その後生活保護法の制度も確立いたしました関係もございまして、国立病院の建前といたしましては、これらの人々につきましても、本人が負担のできません人からは本人から徴収いたしまするし、本人が負担する能力のありません者につきましては、所在の市町村に

連絡をいたしまして、そうして生活保護法の適用をして頂くように病院の方からも連絡しておるのでございます。

その結果そういうふうな努力をいたしまして、結局生活保護法の適用を

実際問題として受けることができないというふうな関係から、減免をせざるを得ない結果に相成るものが多いので

ございまして、向その他にも病院の特質でございまして、患者が参りますれば、つい支拂能力の有無というこ

とは第二といたしまして、患者を受け入れて治療をいたします。その後その

した状況を調べてみますという、本人の負担能力もなく、さりとて生活保

護法の適用も実際問題として受けられないような場合が生じて参ります。こ

れらの者は当初から請求書を出して参りまして、抛う能力がないことが明白

な者につきまして、減免の取扱をいたしておるのでございます。向これらの

減免患者につきましては、病院長等の自由な判断に任せることは弊害がござ

いますので、私共の事務処理上の指導といたしましては、所在市町村の本人

の生活状態に対する証明書等を確実な資料を取りまして、そうして正しい

人に減免がございするように間違いないきを期して次第でございまして。

○仲子隆君 過般本会議において、厚生大臣は、戦争犠牲者の遺家族に對し

てさまざまの方策を立てておると説明されましたが、それに対して質問しよ

うと申しておりますが、今日大臣は来られておりませんが、詳しい御答弁

が願えますか、どうですか。

○委員長(黒川武雄君) ちよつとお待ち願えますか。

○仲子隆君 詳細なる説明を願いたい

と思ひますから、十分材料を用意して来て頂きたいと思ひます。

○委員長(黒川武雄君) 大休の質問の要旨を伺ひまして……

○仲子隆君 大栗沢山項目があります

○委員長(黒川武雄君) それでは恐入ります、又別な時にして頂きます。

○井上なつゑ君 ちよつと厚生省の業務局長さんに伺ひたいのですが、実はこの頃浮浪者の少年の中で問題に可なりなつておりましたヒロポンでござ

います、これは厚生省と大蔵省に伺わなくちやならんかと思うのでござい

ますが、伺ひますところによりまして、ヒロポンは製造上大変抑圧しておるよ

うに伺ひますが、戦争中にヒロポンが可なり多く用いられて、それが貯蔵さ

れておつたというふうな話を聞いたのでございまして、これは厚生省として

どういふように譲受けになりましたか。又それは大蔵省の国有財産の一部

として拂出したつたのでございましてか。その点明らかにして頂きたいと思

ひます。実は製造を禁止いたしましたも、この頃子供一人を掴まえると、四

十本、五十本打つておるので、何処からか流れ出しておるのではないかと

いふ懸念がございまして、このことにつきまして厚生省並びに大蔵省から承

りたいと思ひます。

○説明員(慶松一郎君) 只今お話になりました覚醒剤でございまして、これは大抵戦争中に陸軍、海軍で使つてお

りましたのは、すべて錠剤でございまして、飛行機乗りとか、或いは軍需

工場、軍の工廠等におきまして工員に飲ましておりましたもの、或いは兵隊

に飲ましておりましたのはすべて錠剤

でございまして、今日問題になつておりますような注射薬は殆んど當時なかつたとは記憶いたしております。そ

うしてその終戦當時でございましたそれらの薬は、外の医薬品、或いは衛生材

料と同様に、占領軍当局、進駐軍当局から厚生省に渡されて、そうして

外の薬と同じような方法によりまして各都道府県に配給いたしましたと存じてお

ります。併し私、當時から全体の薬の配給等に關係いたしておりました、

當時におきましては余りそのことが問題になつておりませんでしたので、果

してどういふふう配給されたか、ちよつと今分らないと思ひます。併し

ずれにいたしまして、今日問題になつておりました製薬は當時殆んどなかつたといふことが言えると思ひます。

○委員長(黒川武雄君) それでは暫く休憩いたします。

午前十一時三十九分休憩

午後二時十二分開会

○委員長(黒川武雄君) これより委員会を開会いたします。

○木下源吉君 農林大臣に一つ、食糧庁の政府職員を増加するお考があるかどうかといふことを農林大臣にお伺い

するのですが、一律行政整理のために、現在食糧庁では臨時職員及び他局から

の借入れ定員というふうなことになるお考であるのか、これは正式な定員の増員を行うことが正しいと

ございまして、この考えが正しいと、この考えるのであります。凡そ今政府

が考へようとする臨時職員を準備しておるものが、約七千二百名という

ように言われておるのであります。そのうち五千六百名程はどうしてもや

はり正式な定員にしなければならな

い、かように考えます。実は新らしい集荷制度が実施されてから、この定員

不足のために実際の仕事が行滞に行つておらないことは、すでに政府も御承

知の通りであります。食糧管理特別会計の二十三年度の赤字は約百二十億と

言われておるのだが、そのよつて来る原因の重要なものの一つは、この新ら

しい集荷制度、運送加工等の業務に必要な人員が不足していることにより、

過誤拂いが極めて多いところに原因がある。このことはすでに同僚三好君

の政府に対する質問に対する政府の解答の一部を見ても、過誤拂いが三億二

千万円余になつておるといふようなことが明らかにされておる。かようなこ

とで一律の行政整理のために、無理のかかつておるところは、この食糧庁の

こいうところ極度に鋭く出て来てゐるわけでありまして、この際実際の仕

事を行うために、單なる政府の面目等に拘わることなく、私は必要なのは

やはり充足しなければならぬ。こいう意味でこの定員は増員すべきであ

ると、かように考へるのであります。大臣の所見を伺ひたい。

○國務大臣(森幸太郎君) お答えいたします。本年行政整理をいたしまして

固より行政整理に對しましては一定の計画の下に進めましたがために、事業

の分量がその局局部部において厚薄がありまして關係上、整理をいたしまし

ても尚職員と見られる向きもあるものであります。特に食糧特別会計關係にお

きましては、当初予定いたしておりました事業の分量が増加いたして

現狀でありまして、お説のように臨時職員を以てこれを支弁いたして

と變らないのであります。職員は飽くまでも職員でありますので、その身分保障等の關係もあり、殊に末端の食糧關係といたしましては、農産物の價格の支拂といふことが最も重大な仕事になつておりますので、資格の欠けております職員といたしましては取扱上疑義を生ずる面もあるものであります。それでこいう行政整理をやつた場合でありますから、無下にこれを補充するといふことはどうかと存するものであります。が、實際面におきましては、中央の事務、或いは直接支局というものは先ず現狀において我慢いたしまして、現在一村において一・一人といふような情勢でありますので、少くとも一村二人といふことまで増加いたしまして、職員といふことをせなくとも參るのではないかと、かように考へるのであります。そうしますと、約四千人ばかりの人員を要するのであります。が、この年度におきましては、若しこれが閣議等におきまして承認を得られますれば、この年度内においては予算の措置を必要といたさないものであります。が、でき得べくば農林省といたしましてはその程度の増員を要求いたしてはならないわけでありまして、今お話になりました食糧特別会計に百二十億ばかりの赤字がありますが、この赤字が買入代金の過拂い等の關係で二三億の金はありますが、百二十億の赤字は曾て大蔵大臣が御説明いたしたかと思ふのであります。六十億といふのは三月末の会計切りにおきまして公団特別会計へ返納すべきこれはズレがありますので、三月で打ち切られて

れて行くというのが六十億余りあるの
であります。これはもう今日ですにこ
れを收納いたしておりますので、この
赤字は解消いたしておりますのでありま
す。その外に米の超過供出が昨年は予
定よりも多くありまして、且つ四月以
後において相当の超過供出がありまし
たために、これが約二十億ばかり。向
芋の切干が昨年度は予定よりも非常に
多く供出されましたために、これが約
四十億ばかりの赤字があつたのであり
ます。これはすべて二十三年の会計年
度にかかる主要食糧の配給によりまし
て自然消費されておるのであります。
で、今特別会計におきまして赤字とい
たしましては、ないと御承知をお願い
いたしております。先般補正予算に出
ております百七十億というものは本年
度に輸入される食糧を輸入するといふ
資金の補給金のために百七十億は繰入
られておるのであります。食糧特別
会計に赤字があるという説が伝えられ
ておりますが、その赤字の内容は今申
上げたような状態です。

○木下源吉 只今の大臣の御説明
は、そうすると職員は約四千名
程であるならば、特別な予算措置をし
なくとも定員法の一部を改正すれば
直ちにこれを実施できる、こういうよ
うに承つたのですが、それで間違ひい
ないですか。

○国務大臣(森幸太郎君) 本年度の予
算経理の面においては今申上げた通り
であります。明年度におきましてはそ
れだけのものが新しく増加されるので
あります。特別会計の予算措置を取
らないのでありますが、一面に薪炭特
別会計が漸次廃止して参りますので、

この十月の一日現在で千六百九十四名
あるのではありませんが、これが明年の一
月一日までには千五百六十人、四月一
日には七百二十六名、七月一日には六
百五十一名、こういう漸次整理をして
参るのであります。ところが御承知の
通り、農林省の定員が本省と外局と別
別になつておりますことが非常にこう
いう場合に不便を来たするのでありま
す。農林省一本で外局を含めて定員が
定められておりますと、こういう場合
に非常に都合が悪いのでありますが、その面
の行政措置を閣議でも研究いたしてお
るわけでありまして、何分薪炭特別会
計へこういうふうな幾らかでも減員し
ておきますので、それと相俟ちまして
食糧庁の要員を考えて行きたい、かよ
うに考えておる次第であります。

○木下源吉 それでは只今のその程
度の定員は実際に必要であるし、又
予算措置も別に講ずるまでの何もしな
くていい、こう言われるのだが、そ
うすると政府はこの会期中に定員法の
一部を改正するという法律案を出す御
用意があるかどうか。

○国務大臣(森幸太郎君) 二十四年度
の予算措置においては別に廻り得ない
ことはないのではありませんが、やはりこ
れは法律を出さなければならぬので
あります。二十五年度は勿論予算算
れだけの増額を、恐らくできます。必
要といたすのでありますが、これも
二十四年度に増額いたしたとしまし
ても法律の改正をしなければならぬ
のであります。

○木下源吉 私は先程申し上げるよ
うに、やはり五千五百名が、是非と
も必要だと、こう考えるのであります
が、四千名以上の予算の措置は本年度

においてはできませんか。と申します
のは、政府が若し法律を出すというこ
とに考えておられなければ四冊の情勢
で議員提出の法律案を出すというよう
なことにもなるかと思ひますので、
その場合における予算との関係があり
ますので、この定員の増加数というも
のを一つお聞きしたい。かように
考えております。

○国務大臣(森幸太郎君) 二十四年度
におきましては五千名くらい増額いた
しましたが、その措置はできるものであ
りますが、二十五年度新しく定員法を
改正した結果となりますと、これ
だけは新しく特別会計に増額をしなけ
ればならぬことになります。

○木下源吉 次は農林大臣にこの機
会にこの開拓者のことで三三三三三
たいと思つておられますが、どうもこ
の未墾地開放がスムーズに行かれてお
らないというので、折角熱意を以て入
植しておる入植者が方々で困つておる
実例がございまして、何とかしてこ
の未墾地開放を徹底的に進捗するとい
う考を持つておられないのか。でこれ
に対する考を伺いたい。それから今
入植を希望しておる者がやはり相当
ございまして、二十五年度で新規入植
のどのくらい考えておられるか。でき
れば三万戸くらいが必要だと私共考
えておるのでありますが、この点に対
する御所見。それから開拓者住宅が非
に不足をしておることはや説明を
いたすまでもないのでありますが、そ
うして政府が一万户くらいを建てよう
とする。そういうふうに考えておられ
るようでありますが、実際はまだ、
相当の住宅を建てなければいかん。こ
ういうふうに考えられるのであります

が、これを四万くらい二十五年度に何
とか建てられないかどうか。

次にこの昭和二十一年、二十二年
に入つた入植者に対する融資ですが、
これを今一年延期してやるというよ
うなお考を持たれないかどうか。開拓
者資金融資法による融資の対象から除
外された開拓者に対する金融の途を、
何らかの方法でこれを具体化され
たい、こういう希望を持っておるので
あります。政府はこれに対して何らか
の措置をして援助をしてやるというよ
うなお考があられるかどうか。次に
は、すでに入植しておる方面で道路の
幹線などが従来計画されて、そうして
工事などが進んでおつたのですが、本
年からはこれはもうぼつんと打ちられ
てしまつて、非常に困難しておる所が
現地では沢山ある。これを何とかして
早く完成するというような方法を講じ
られる意図はないかどうか。

次に開拓者に対する融資又は補助
などは農民の組織する系統金融機関を
通じて放出するといふような、そ
ういふ道を何とか工夫できませんか。ど
うもいつも予算が決定したりい
ろいろしてそれが実際に入植者に入る
のは相当遅れるのであります。折
角の政府の親心も効力が非常に減殺さ
れると思つておられます。これが今言
う農民の組織の系統からの金融機関か
ら流れるようになれば非常に幸福だ
と、こう考えております。以上一つ御
答弁願ひます。

○国務大臣(森幸太郎君) 非常に御質
問の数が多かつたのでございまして、
入植者が八万戸くらいが現在予想され
るのであります。今年度において先
ず差当り待機しておられるものとして

一万八千戸くらいと予想され得るので
あります。この全部の方を收容いたし
たいのはやま／＼であります。何分
開拓地と経営等の関係がありますので
一万戸を一応本年度も予定するより外
なかつたものと存じておるわけであり
ます。

尙資金の面につきましては現在至急
貸しております金を幾らかでも増額
いたしたいといふことを考えておるの
であります。また予算も決定いた
しておりますが、この住宅に一番不
自由なのが電燈であります。どうか
して電燈の点くように、又ラヂオ等
の聞えるようにいふことを考えるので
あります。それが必要であります。が、
更に学校の建設といふことも最も重要
に考えられます。この学校の建設
に本年は、今各地区的に申上げること
はできませんが、増加したい、か
ように考えておるのであります。

尙資金の増額につきましては、予算
の上からできるだけ考慮を拂つて増額
いたしたいと考えております。この金
融の面に協同組合を通じていふお話
でありましたが、これはその近くに立
派な協同組合ができており、組合利用
等のできるような場合においては、この
協同組合等を経由することが最も迅速
であると考えますが、何分開拓地によ
りましてはそういう協同組合等の組織
等も遅れておるというやうな辺陲な土
地もありますので、一概に申上げるこ
とはできませんが、利用でき得る地域
におきましては、できるだけ協同組合
を利用したいと考えるわけであり
ます。

尙道路の面につきましては誠に御尤
もなのであります。過去におきまし

○木下源吾君 只今の電気施設の問題

でありますが、政府が補助をするというふうなお考があつたようですが、何やら予算から削除されておるようですが、この電気の施設に關しては、開拓地の自立態勢を築く上において、又動力、電燈などに非常に欠くべからざるものと考えられるのですが、何とか予算運営で電気施設に対する補助等が行われないかどうか、行われるようななことを考えておられないかどうか、それを一つ……

○國務大臣 森幸太郎君）電氣架設と申しまして、開拓地等においては材料の杉丸太等の手に入るのもらくでありますが、ただ高圧線がどの程度にあるか、どの地にあるか分りませんけれども、架線だけ政府がして、あとはその入植者が自分でやられるようなことも、促進する上でいいと思うのであります。が、何分地方によりましては電力の増加ということが、距離の関係で非常にむずかしい場合もあるのであります。が、できるだけ電力の普及するよう

理解が少い。こういう声が各所から起つておるのであります。それがために可なりの私共に調査の資料がございしますが、概して古い者から新しい入植者に対して、土地を成るだけ耕してそして生計を立てるということに便宜を与える考え方が薄いようであります。これらの機関に対しては、何とかして、この入植者自身も交えて、一つ適地の決定などをするというような方法を講ずることが一番いいところ考えておりますが、こういう点についてどういうお考でありますか。

○国務大臣(森幸太郎君) 開墾、开拓等の土地に入植させます場合においては、その土地に、希望者をこちらでま

○木下源春君　すでに入植してある土地の買収を本年度内に完了するということができますかどうか。この入植地の買収が完了しないために、非常に入植者が不安を感じておるものであります。その理由の大部分は営林局の未承認とか、観光、公園、或いは野営地というようなわけで、あつちこつちに引掛つておる。そういう土地が沢山ある。すでに相当年月は経つておるのに、こういうことが速かに決定せられんとい

とめておりますものの中から選択してやるわけですが、どの位面積を持たした方が當農が永續するかということは非常に土地等の関係もありますので、干拓地等におきましては多く水田でありますので、水稻にはいいのであります、開墾地におきましては、麦であるとか、或いは芋であるとか、その他の特有作物、くらいで、誠に耕作の限界が狭いために、相當の耕地を必要としたのであります。併し入植者

うことは、本人達にとつても、又食糧の増産の上においても非常に差障りが多い。ですからこれを今年度内に一つきりをつけて、すつかりしてしまふというやうなことができないかどうか。

もう一つはどうも入植者の土地は現在には非常に一戸当り少ないのですが、これを増せば増し得る條件があつてもこの適地というものを決定する機関です、農地委員会以外のつまり諮問機関にある適地の選定の機関、これはどうも非常に入植者というものに対して

の希望は相当多いのであります。で、先ずこのくらいに、今日考えておりますくらいな範圍においてえらい經營ができるということを考えておるのであります。又その家族の勞力關係によりましては、一町歩くらいではとても足りない。二町歩あつても三町歩あつてもいい。又機械勞力を入れれば更に仕事も余つて来るというような点もあります。何分この開墾の場所、地域とそして入植者の数との関連性がありますので、十分とは申せませんが、現

在の状況によつて経営面において合理化して貰うということを指導するより外ないと、かように考えておるわけであります。

分この土地の、御承知の通り所により
尚農地改革の問題でありますが、何
ますと死んでしまつておる。又何代も
その保存登記もしてないというような
実に乱暴な土地がありますので、こ
いう土地の登記をやりますのに非常
手がこみまして、暫く事務が進捗し
いような状態がありますが、従来自
農の特別措置登記令で都道府県知事
嘱託することになっておるのであり
すが、事務分量の内容で地方によつて
違ひますけれども、大体本年度末にお
いてこの事務を大方完了したいとい

いう気持で事務費の増額を二十五年度においては要求をいたしておるのであります。現在農地買収登記が百七十一万五千町歩あります。その中売渡しの登記をいたしましたものが百五十三万三千余町歩、それから牧野買収登記が二十六万一千余町歩、この売渡し登記いたしましたのが二万六千、これは大方登記ができております。宅地の買収登記が七千百六十三万坪であります。

その中売渡したましたのが六千六百六十一万坪になつております。次が登記所へ登記を委嘱いたしましたものは、これは九月末の現在でありますが、農地買収登記が二十九万五千畝歩、売渡しの登記が一万八千九百町歩、牧野の買収登記が七千三百七十九町歩、売渡しの登記が五千二百七十七町歩、宅地の買収登記が三百八十八万一千坪、売渡しが二百一十七万坪、こういうふうなことで大体できておりますので、非常にこの地域的に残りが多いというところ

ころがあるのでありますが、これは是非共本年度内に大方の完了を終りたい考を持つております。

○木下源吾君 いま入植しておる土地

の買収の適地調査の基準を本年四月に改正したということはですね、入植地の買収が一層困難になつておるような事情にあると考えられるのですが、この点についてそういうことのないように、適地調査基準というものについて、何か考慮される考を持つておられますか。それからまだ未墾地のうち、全国の中では百万町歩ぐらいがまだ未開放であるように考えられるのですが、これを速かに開放するといふような考を持つておられないか。この点について一つお尋ねします。

○国務大臣(森幸太郎君) 農地改革は初め予定といたしておりました百九十万町歩というものが大体終りまして、その残りの分が先ず今後行つて行かなければならん問題でありますので、今の基準所有反別を殖やすということとはまあ大体これが落着いた……今申しましたのは農地の買収であります、開墾の土地というものは大体制約されておりました、今後どこでも構わない

というように開墾いたして参りますれば、これは格別でありますけれども、国土の保安の上から申しまして、乱暴な平地林の開墾は国土保安の上から注意しなければならんという考もいたされますので、相当の制約を加えておるのであります。今残されておりますのは、国有牧野の開放であります。これは民間の牧野は大体農地改革が終つたのであります。今残されておるのは国有牧野の開放であります。国有林も差支ないものはこれは民間に拂下げても

差支ないであります。国有牧野はこれをできるだけ民間に拂下げたいとして、そして耕地の拡張或いは有畜農業の手段にしたいとかように考えておられるわけあります。まだどんく開墾したいすれば限りはないのであります。本年の水害を考へて見ました、あの山裾の平地林を開墾したというこのために、その下手に荒れた耕地が根こそぎ災害に遭つて荒れておるといふ事実が相当四国九州方面であるのであります。これは耕地の拡張を急ぎまして、そして未耕地として残しておられますが、それは一つの遊水地帯として、山の裾にあつて洪水を防ぐ役をいたしておる。それが開墾したために非常に耕地を失つておる。又先般長野県に参りまして見たのであります。相当山のままで、急勾配の所まで開墾をせられまして、そしてその結果一時は土地柄によつては稲も麦も或いは芋も作付けもできたが、今年のごとき行つて見ますと、そういう開墾のありました結果、その山裾の田畑が、立派に育つておるが、強い旱魃で穂が出なかつたという事実も見て参つたのであります。これは耕地の拡張も必要であります。が、こういう観点からこの耕地の無謀な開墾といふことは余程注意しなければならんと存じますので、この耕地は開墾してもいいか悪いかといふことは、地方に調査会を設けまして、調査会がこれはやつてもよろしいと、又十五度以下の勾配であるからよいといふことを決定したとして、初めて農地の買収をするといふふうにしておられるわけあります。

○木下源吾君 先程土地の買収は大体

本年中に完了したいという希望を持つておるといふお話ですが、このことは毎年々々同じ答弁を續けておるのであります。実際に買収見込をそういうふうにして、考へておられるならば、予算の面にどういうふうな現れておるのか、この点ちよつとお尋ねしたいと思ひます。

もう一つ併せて……この開拓者に特別の金融機関というふうなものを何か作つてやるというふうな考をお持ちなら、というのは開拓の金融というのは非常に困難をしておる。もと／＼経済的な基礎というものがなないのであります。これはどうしても入植者等に対しては、開拓者独自の金庫が何か一つ考へてやらなければいかん、かように我は考へるんですが、この金融機関の点と、それから土地買収に対する予算の関連を一つ承りたいと思ひます。

○国務大臣(森幸太郎君) 経費の問題であります。公共事業費のうちこれに附加する参入の参入ですが、まだ公共事業費のつきりした決定ができておりませんので、どれだけの予算があるといふことは申上げられないわけあります。

金融面につきましては、御説誠に御尤もでありますので、その地方に適應する組織によつてこれを考へて行きたいと存じます。

○木下源吾君 まあこの程度にして置きたいと思ひますが、なにせこの開拓附帯事業費を切つたといふことは、どうしても私はこれは感心したことじやない、こう思ふんであります。だから開拓者は前途に非常に不安を持つておるといふことも全く止むを得ないことである。そこで政府は予算の關係もそれはあるであらうが、やはり

大きい場所は農林省直営として一括でおやりになつて、その他の附帯面に対しては補助金等でやつてですね、完成を急ぐことが望ましいと思ひます。これらについて二十五年度に對してどういう考を持つておられるか、この点も一つ明らかにして頂きたいと思ひます。

○国務大臣(森幸太郎君) 二十五年度の事業計画の面においては、さうな氣持において計画を立てておらないのであります。今後十分検討を加えて行きたいと存じます。

○岩男仁藏君 簡単に一つお尋ねしたいと思ひます。このうちから食糧の自給自足の問題について、いろ／＼と田村さんその他の派山の委員から非常に有意義の意見が出て、政府からも又／＼丁寧な御答弁があつたようですが、総理の御答弁、それから森農林大臣の御答弁、これから私考へて見るといふと、今の政府は食糧政策についてはどうも根本において、觀念的に自給自足はできないのだといふふうなやうにお考へになつておるのではないかと。又この点につきましては一般国民もやはりさういふやうなふうにお考へておるのではないかと。私あたりこの方

足を踏み込んで一つの信念を持つておるのであります。やり方如何によつては立派に自給自足はできるという信念を今も変えておりません。これは田村さんが本会議でもやつておられた。或いはこの委員会においても総理大臣に質問し、又農林大臣に對しても質問したのであります。私は全然同意見であります。結局今の農糧政策といふものがどこかに欠ける点がある。一方において農糧政策が悪いものだから、

農民諸君の熱意が昂揚されておらない。さういふこともあるであらう。二十三年或いは二十四年国内にできたところの主食で、この食糧作物の收穫高、それから外国から買いておるところの輸入食糧、この率を見ますといふと、凡そ一割四五分ばかり実際には足りない。これを外国から買いておるといふ結果になつておる。さういふことから考へて見ても、私は一割五分ぐらいのことは増収ができる、結局政策問題だ、米のできる問題だ、さう考へておるのであります。この点については速かに食糧の長期に亘る自給自足の態勢の整うやうな政策を早く樹立して貰いたい。御答弁は要りません。今まで御答弁がありましたから要りませんが、私の希望だけを先ず劈頭に申述べて置きたいのであります。

それからこれは御答弁を頂きたい。総理大臣の施政方針演説で農糧に關することが極くちびつと出ておつたやうであります。さういふやうに言われておつたと思ふのであります。農家經營の安定を図り、産業再建に貢献しつゝある農糧の基礎を確立するため、各種農糧政策を樹立実行して行くつもりである、さう言われておる。これは非常に抽象的であります。具体的に何もお示しになつておりませんが、そこでいろいろこの御方針が、今提出されておりますところの補正予算に現れておるかといふことをよく調べましたが、不幸にしてさういふことが見当らない。甚だ私は心寂しく思つておるのであります。多分来年度の予算にいつかり計上されておるのであらう。

が併し、総理大臣がこの演説を我々国会に公約し、國民に對して聲明されておるその後において、それじやどういふことをやつておるか、成る程あります。重要政策を決定されて行つておる。その一つは米価問題であります。これは実に大きい政策であります。その米価につきましては農民の意のある所はどこであるか。農業者団体が農林省あたりにも陳情した、五千七百円是非頂きたいといふ要請をしておるのであります。ところが米価審議会におきましては、四千七百円が適當だ、その四千七百円がうまく行けば従来基準米価に對して超過供出を三倍に買上げておつたのを二倍でよろしい、といふ答申をしておるのであります。ところがその結果はどうか。この米価審議会の案は反古にされまして、政府において四千二百五十円でありまして、この低米価に結局決定した。さうしておまけに四千七百円になれば二倍の買上でよいといふやうが、この方は結局三倍を二倍に落された。これで果して総理大臣の言われるところの農家經營の安定を図り農糧の基礎を確立するといふ、これが政策に合致しておるのかどうかといふことを先ず第一にお尋ねを申上げたいのであります。

○国務大臣(森幸太郎君) お答えいたします。答弁は要らんとおつしやいまして。答弁は要らんとおつしやいまして。答弁は要らんとおつしやいまして。答弁は要らんとおつしやいまして。

○岩男仁藏君 一番初めのは要らんが、これは要するのです。

○国務大臣(森幸太郎君) 米価問題についてお答えしたいと存じますが、米価問題につきましては度々申し上げておるのであります。決して低米価政策を採るというやうなことではないのであります。今日外国の食糧は日本の食糧に比較しまして為替關係から高

いのであります。将来におきまして自主的な貿易が許されるということになりました場合において、海外の食糧価格と内地の食糧価格とは当然これに對立する性格を持つて行かなければならぬのであります。現在におきましては、高いと申しましてその大方は救済費として貰つておるのであります。ただ米価を決めます上におきまして、農業生産者がその生産に従事して生活しておる中において購入する諸物価、この買いまするいろ／＼の品物の価格と売りまする農産物の価格とが大体標準が合つておるといふ程度に決めることが妥當であるといふような考え方をいたしまして、パリテイ指数を採つたのであります。勿論パリテイ指数の組織の上においてはいろ／＼議論もありま

す。殊にパリテイ指数は私等も真実完全なものとは思いません。その作柄の良悪ということが一向浮び出ない問題でありますので十分でありませんが、生産するに必要な品物を買うものとそうしてそれによつて持たしたものを、農産物を売る、この価格が大体合ふといふことがパリテイ指数によつて出るといふことを考えまして、本年の米価は御承知の通り決めたのであります。勿論米穀審議会に諮問いたしました。御答申も受けたのであります。この御答申に副うといふことは相当政府といたしましては努力いたしたのであります。いたしたのであります。が、関係方面等の交渉の結果はどうしても先程申しましたパリテイ指数によつて定めるといふことが今日の場合正しいのだという、こゝろに結論されまして、審議会の答申に副うことを得なかつたことはまことに遺憾なこと

あります。殊に超過供出の奨励金が三倍になつておつたのがこれが却つて二倍になり、そうしてその一倍は米価の中に加へようと思つたのが外ざされてしまつたといふやうな、予想を二重に裏切つたやうになりましたことはまことに遺憾な次第であります。これもこの食糧特別会計といふものの予算の編成につきまして相当の枠を定められております關係上、これが三倍にどうしても容易にでき得なかつたのであります。農林省といたしましてはどうかして超過供出上の数量の如何によりましては或いは三倍にもできないではないかといふので努力をいたしたのであります。二百萬石を超過供出といふことに予定されまして枠が決まつたために、遂にこれも今お話のやうにまことに遺憾ながら二倍といふことを余儀なく決定せざるを得なかつたやうな事情であります。この内部の事情等も一つ御了察をお願いいたしたいと存じます。

○岩男仁藏君 総理が、この演説をされたのちに、今の問題が一つですが、もう一つ諸類の統制撤廃をするといふことを決定されたやうであります。これもやはり重要な農業政策であると思ふのであります。各種農業政策を至急実行するといふこの中に入つておるのであります。御承知のやうにこの戦争中から諸類は我々國民を養つてくれた最も貴重なものであつたのであります。いろ／＼奨励の結果漸く軌道に乗りまして、昨今は実にお互いの飢餓を救ふところの重要な役割を持つて今日来ておる。これを突如として統制を撤廃すると、その統制撤廃の結果はどうなるかと、これは容易

に予想ができるのであります。当局はそんなことがないやと仰つしやるかも知らんが、非常な減収を來たす、その作付が非常に減額される。これはどうでもよいのだといふことは現に百姓に心理的に非常に作用をしております。ところが総司令部の意見としては、新聞で見たのであります。諸類の生産の重要性についてはこれを非常に強調されております。従來通りの量、いやそれ以上一つ増産しなければならぬといふやうなことを強調されておるが、この政策が果して又そこに働きます農家の経営の安定、農業政策、農業の基礎の確立といふことになるのであります。これを一つ御意見を承ります。

○國務大臣(森幸太郎君) 諸の統制についてお答えいたします。二十四年の本年度の甘藷におきましては、十二月一日から、割当供出の完了されました生産者は、その残余の諸を政府に売らうと、又政府以外のものに売らうと自由にしたのであります。併し公約いたしました約七億萬貫といふものは季節的に月割の供出量を定めて供出をいたして貰つております。本年度はその外に約一割減額を予定いたしました。超過供出の分として奨励金を出したいと、かような計画を以て本年は参つておるわけでありまして、この買上げます諸の中には工業用としてアルコール或いは澱粉等に廻すものも含んでおるのであります。これは本年度の現状であります。来年度どうするかといふことにつきましては、これは司令部が曾て覚書を出しまして二十五年からは諸類を日本の主要食糧としなくともいいやうな状態になつて来たとい

うことを申して來たのであります。それは或る程輸入食糧が殖えて参りまして、又日本の各種生産物も落付いて参りましたので、かような観点にこれは立つこともできましよう。併しこの戦争中……悪い戦争をしましたけれども、諸を全国に広めて呉れたことは今認めております。この折角広めてくれた諸をむざ／＼生産を落すといふことは、これは食糧の立場からではなく、農業の経営の上から重大な問題であると思ふのであります。この方面から是非ともこの諸といふものが農業経営という上から保存持續して参る／＼発達さして行きたいとかやうに思つておるのであります。農業経営といふものは個々別々に考えなければならぬのであります。政府が諸を買取るやうになれば諸を作る。買取らんやうになれば諸を作らん。これは農家自身に勘案いたしました。農業経営の方式を決められると思ふのであります。又その他

の作物を作る。又この転作の方面においても農林省としては将来指導するつもりは持つております。諸を作るがいかに、作らん方がいかにといふことについてはこの農家自身に勘案いたさせまして、農業経営の方式を決められると思ふのであります。私は今特別会計が検討中でありまして、まだ確定いたしませんけれども、又特別会計が許されますれば、甘藷は約四億萬貫、馬鈴薯を一億五千萬貫といふことを主要食糧の中に入れて、かやうに考えるのであります。そうしてしまつてもまだあとに十二億萬貫の甘藷が予想されます。これは昨夜もお答えしましたやうに、農家の性格を若干は入れまして、折角できました甘藷を農業経営の上に

取り入れて行くといふ方式に指導して行きたい、かやうに考えておるわけでありまして。

○岩男仁藏君 尙政策の点でお聞きしたいことがありますが、時間もありませんので略します。

もう一つ食糧庁に關する人員の問題についてお尋ねしたいことがありますが。実は、過ぐる国会で、定員法が出まして、これは我々は立場上としては國家の財政から睨み合せて、思ひ切つて整理すべきものだと思つておつたのですが、あの當時の定員法の出た時分には、何ら準備ができていない。科學的基礎の上に立つたところの整理でもない。事務系統三割、現業系統で二割といふやうなことでいつたから我々反對したのであります。ところがその結果が遺憾なくこゝに現れて参つております。これはいろ／＼あります。あなたがなにお聞きするのであるから農林省關係のことだけに止めておきますが、食糧庁の方で非常に無理な整理をやつた。二十三年度は平均、非常諸と言ふか、何と言ふか非常勤と言いますが、非常勤が千五百七十人ぐらゐあつたのが、今年になつて、それが急に殖えまして、現在では六千五百六十人という非常勤といふものを使つてゐるのは事実であります。そこでどうしてもしけんといふので、何と言いますかね、借用定員と言ふか、これはをかしことなんじやが、どこか、林野庁がどこからか、あなたの所管のどこかの機関から、この借用してゐる定員が八百七十名ぐらゐはあるらしい。これは十月一日現在で、非常にこゝろに無理があつたといふことははつきりしてありますが、これは或る意味から言へば定

員法違犯である。或いは、いやそれは形式的の問題、形式的には違犯じやなませんが、少くともこれは実質的な違犯であると私は考えている。断定しておるのであります。これについて御答弁願いたす。又どういふふうにご算的措置をなさるのか、お聞かせ願いたいと思うのであります。

○國務大臣(森幸太郎君) 先程、木下さんにお答えした通り、農林省は御承知の通りに外局と本省と別々になつておるのであります。これが一本であれば非常に行政整理等においても処置が正しいのであります。その便宜を得られぬことを遺憾に存じておるのであります。これは、或る局から或る局に借りたという、いわゆる借用というお話がございましたが、これは御承知のよう、二十四年度の予算執行途中でのうちに、整理でありますので、この予算が片方には整理してもいい、片方には整理はしてはならないと、こういう整理の厚薄と、その予算の分割されておる内容とが喰違ひがありましたので、一時整理をいたすものにつきまして余裕のある時にはこちらから、いわゆる今お話のような借りておくというような処置を予算の経理上いたしましたのであります。これはやがておのずから整理が落ち着きました今日におきましては、予算の経理面において、自然な姿に立帰るようになりますと思つておるのであります。尚、食糧庁につきましては、先程木下さんにお答えいたしました通りであります。

○岩崎正三郎君 先程農林大臣が木下君にお話を願つておつたやうでありますが、買収登記、売渡登記の問題は

農林大臣は今年中に片付くであろう、一億余りの補正予算で片付くであろうという大分樂觀した御答弁のようでありますが、私の見るところでは、なかなかこの登記事務というものは御承知の通り厄介なもので、而もその登記所というものは普通五六ヶ村を中心に一ヶ所くらいあるもので、この交通というものも大変だし、實際各町村において平均して二千五百くらいのがあって平均して二千五百くらいのがあってというわけです。又今までの情勢を見ましても、買収登記が二四％それから売渡の方が六％というような実情、山梨県の如きは一％にもならないということを聞いておるのですが、そういう実情からして私は、これは農林大臣が樂觀しておるようではありますが、なかなかむづかしいだろうと思うのでありますが、ところでそのまあ一億何がしを各町村に割当てるということは一千万円という勘定ですが、この一千万もまあ事務費を三千万にすると、七千万くらいになつてしまふ。而も各農地委員の書記、従業員においては、大抵少くとも最少限度五万円くらい補助がなければやつて行けないということをいつておりますが、こういう場合も農林大臣は飽くまでもこれでできるとおつしやつてゐるが、まあそういうものもなかなか大変だから、実は更に二十五年度予算には相当の金額を考えているか、さようなことを先づ一つ伺いたいと思うのです。

○国務大臣(森幸太郎君) お答えいたします。先程木下さんにお答えいたしましたように、平均しますと少いかも知れませんが、村によりましては相当筆数があるのであります。なか／＼容易にこれが一人足らずの人であります

ではどうしてもいけませんので、是非二十五年度は専属な職員を置きまして、そうして鋭意登記の完了に努力してみたいと、して貰いたいとかように考えておるわけであります。経費も十分にこれは補助ができますれば、この点結構であります。又是非一町村に少くとも、二・三万円の助成はいたしたいということを考えておりますが、現在のところでは、今お話下さつたとは少し余計だろうと思いますが、倍額にはなるかと思いますが、できるだけこの補助をいたしまして促進を図りたい、かように考えております。

○岩崎正三郎君　まあいろ／＼の委員から農村問題は十分質問があつたようでありまして、日本の農村の在り方というものは、今後非常なる重大なる立場に置かれておると思うのであります、成るほど食糧が安くなつて、当然安ければ入つて来ることは、貿易関係でそういう傾向にあることは勿論であります、その際に一体日本農業はどういうふうに在るべきか、或いはこういう御議論はすでにあつたかとも思いますが、一体そのような場合にどうしたらいいのか、私共の見るところでは少くとも今後数年間、日本人の海外移民というものはなか／＼樂觀を許されないという実情からして、八千万の國民を国内に維持するために、又いろ／＼な今日の世界經濟の情勢からしても、少くとも毎年年作を標準として、大体日本の食糧需要の八五％くらいは、これに対する産業もありましようが、それはとにかくとして、私共の考として、八五％くらいの食糧を確保するだけの日本の農村機構でなければならぬだろうと、かように思うのでありますが、この点

について農林大臣はどういう見透しでおられますか。一つお願いいたします。
 ○國務大臣(森幸太郎君) 日本がはつきりした姿になりました後における日本の農業政策を考えましたときに、どうしても日本としては食糧自給がで、どうしでも食糧が足りないということでは考えられるのであります。併し日本は國民の將來の食生活ということを考へて行かなければ、今のように三合配給すればそれでいい、安心だということに満足しておりましては、日本の國民の將來に生きて行く途としては私は適當な考え方ではない。つまり日本の國民が戦争前には十分な栄養を攝らなかつたのでありまして、二、四千四百カロリーまでの食糧を攝つておつた。今後それらの食糧も、蛋白質といふことを考えずに、質を考えずに量を考へておつたわけでありますから、今後何と申しますか、將來若い人の食物に對する考え方を根本的に變えて、量というよりも質で行くことに想いを變えて頂かなければ、なか／＼この量をよつて限りなく殖えて行く人間が、腹一杯食つて行くといふことはこれは無理であります。そこに生活の基準も高まつて行くのでありますから、そういうことを勘案いたしますと、日本の食糧は現在の穀物生産、更に漁業水産物、或いは畜類、酪農の向上といううなことを考へて食生活を見て行かなければならぬと思ひますが、いずれにいたしましても、限りなく増加する人口を控へては食生活は鎖國的な考え方で

はいけない」と思うのでありまして、その場合に海外の食物類の価格と日本の食物類の価格とがどういふに比例がとれて行くかということを考えて行く場合に過ぎましては、どうしても日本の食糧は将来外国との食糧の価格、農産物の価格等は高くして行かなければならないと思つております。高くすることに過ぎましては、これは諸物価なり工業原料の値上り、或いは賃金の値上り等も考えられておるのであります。私は今観念的にこれを考えて想像いたしましたのはつきりしたものは出て来ないのでありますが、将来海外の食糧をどの程度に日本に受入れなければならぬか、又受入れる必要があるかという問題であります。いづれにいたしましても日本の農業といふものはまだ「生産を増加する面が残されております。科学の面に、或いは品種改良の面に、或いは栽培法の面に、又一面には今申しました食生活の面に、いろ／＼な食糧の充実の点において考へて行かなければならぬ面がありますが、私は決して日本の農業は将来悲観すべきものではないと思つておりますが、農業者が外国から食糧がほとんど入つて来ると、今に農村というものは立ち行けない、潰れてしまう、こういうことを大袈裟に知らせるといふことは非常に慎まなければならないわけでありまして、今後海外と対等の立場に立つて貿易をいたします場合に、日本農業経営はどういうふうにして自かなければならぬかというものを考える場合において、日本の農作物の価格と外国の農作物の価格とがどういふうな関係になるかということをはつきり農業者に知らしめまして、そうして

それに対処するようないわゆるよろしむべし、知らしむべからずというよな考え方はなしに、知らしめてそうして慌てさせないということが、つまりおどかさないとすることが必要であると思ふのであります。そうして農業者みずから自分の経営の上において考慮を拂ひまして、そうしてその合理的な農業経営を考えて行く、こういうふうな指導して行かなければならぬと思ふのであります。従つて只今の場合と、今申しました将来の場合とは食糧の事情も變つて参りますが、決して私は日本の農業は海外の食糧の圧迫を受けて、そうして恐慌的な立場に農村が追い込まれるというようなことは決してないのであつて、又あつてはならないし、なによりに政策を立てて行かなければならないと、かように考えておるわけでありまして。

○岩崎正三郎君 農林大臣はなによりに大いにやろうというのであります。結構なことでありまして。ところで、三日前の新聞でしたか、見返資金の方から今後はこの農村の方面に二百億とか廻すというふうな話をちよつと見たような気がするのですが、食糧の質的な転換にしても、農村の工業化ということについても、こういう問題はどちらにしても日本の農業の将来の上に考へるべきことではあります。そういふものと関連して農林大臣のお考とこの見返資金の問題と絡み合せて、どういふようにこの見返資金をお使いなさるかということをお聴かせ願ひたい。

○國務大臣(森幸太郎君) 御承知の通り見返資金はこれは將來返さなければならぬのか、それとも返さなくとも

よいのか、これはアメリカの考でありますので、只今これを貰つてしまつたのだというようないふことを日本が勝手に決めるわけには参りません。併しながら今お述べになりましたような構想は、一つの構想として考へておりますことは、今農村は非常に担保力がなくして金融に困つておる。市中銀行におきましても信用でも貸さんわけではありませんが、誠に短期金でありまして、而も高利であります。これではどうしても農業の資金としてはいけませんので、今いろいろ内容の充實調査をやつておりますが、農林中央金庫の力を強めまして、今御承知のように四億円の資金でありますので、僅か四十億のものであります。これを八億に増額いたしまして、百六十億円までの枠を設けるといふような一つの構想も持つております。もう一つは今お話の見返資金は貰えるのか、返すのか分りませんが、とにかく見返資金を資金にいたしまして特別会計を作りまして、この見返資金は高くても一割も利息がなつておる。賤い場合でも国家事業費で五分五厘ということになつておる。それで貸付がたしか七分か七分五厘でありましたか、記憶しませんが、そういう程度でありますので、七分五厘の金ではとても農村としては引合ひませんので、この資金で特別会計を作りまして、そうして特別会計によつて土地改良、農業、水産、林業に……林業は又別に構想を持つておりますが、資金を廻しまして、そうしてその利息に対して、事業の性質等から考へまして、一般會計から利息の助成をいたして五分五厘くらいな程度で貸してやつたらどうかというふうな構想で、その金額は

年々五十億とか四十億とかの程度で、二百億圓くらいに資金の額を確保いたして、農林中央金庫の金融と合せて行つたらどうかという構想を今持つておるわけでありまして、一方的に決められませんが、つきりとは申上げられませんが。

○岩崎正三郎君 もう一つ、これは註文でございますが、農林大臣は先程開拓者、入植者の問題で、余り開墾をするといふと水害、山崩れ、さういふものに影響をするので、さう未墾地を開拓しないでもよからうというふうなお話であつたのであります。これにつきまして先程開拓者連盟などでは、そんなことは絶対ない、さういふことはないので、もつと開墾すれば幾らでもあるのだという意見でありますし、又実は私共も群馬県で、群馬県が非常に再三の台風で山崩れをした、それで相当開墾地が山崩れ、崖崩れに影響を与えたのだらうというのを聞いておつたので、さういふ話をしたところ、いやそんなことはない、群馬県ではそんなことはちよつともない、群馬県ではさういふ話を伺つておりますが、一体これはどういふのか。今後の開拓者問題、又治山治水の問題にも大きな影響のある問題であります。果して何町歩の開墾がその台風のために決壊し、さうして又それがどういふふうな治水の上に影響したかというふうなお調査ができれば、聴かして貰ひたいと思ふのであります。

○國務大臣(森幸太郎君) これは農地局といたしましては將來の参考になり、又林野庁といたしましては將來の参考になるのであります。国土災害復興の上から申しましても、貴重な資料

でありますので、十分どういふふうにしてここが災害があつたかということ調査をいたしておるのであります。これは將來非常な貴い資料となると考へておるのであります。やはり土地のほしい立場から見ますと、このくらのものを開墾しても別に大水が出るものではないと考へられますが、やはりこれは、先程申しましたのは徳島県の一例であります。徳島の近くの方にもいらつしやるかも知れませんが、実に慘憺たる……一尺ばかりの表土が流されてしまひまして、下の岩盤が出ておるのであります。これはその少し上手にある平地林を開墾いたして麦畑、芋畑にしておるといふことが非常な原因になりました。無論その大きな山の事情にもよりますけれども、その山が十分な山であれば、麓の遊水地帯で一時的に水を保護するといふ働きを持つておつたのですが、山が少しも深くない。而も遊水地帯を掘り起してしまつたといふために、この水が一気に出て、既墾地の熟田を荒したといふ事実を、写真を以ても、又事実の報告を受けたわけでありまして。さういふことが見ますと、自然にそこに必要なものがあつて耕地が保護されているのだといふことが十分に悟られるのであります。必ずしも私は未墾地を全然開墾をやつてはならないとは申しませんが、余程この未墾地の開墾には考へなければならぬと思ひます。私は実地を見たわけではあります。私は北海道のときは今二十年、三十年の山林を開墾いたしました。これを耕地にいたしておるのであります。ところが耕地といひまして作つて見ると、酸性土壌で何もできない。それから結局又元の

林にせなければならぬ、こういうことがある。さうですが、これはすでに三十年前に先人が開墾して、酸性土壌で何も作れないからやはり元の林に返した。それを又今の人間が先祖の失敗を繰返して失敗している。こういう事実があることを報告を受けておりますが、余程この未耕地或いは山林の開墾については慎重な態度を以て進まなければならぬと考へております。

○岩崎正三郎君 さういふ御調査を一つ報告をお願いしたのであります。

○委員長(黒川武雄君) 岩木委員。

○岩木哲夫君 成るべく重複いたさないように、一二の点をお聴きしたいのであります。農林大臣は日本人の生活水準を昭和五年乃至九年の水準に置くといふ曾ての安本計画等に基く主要食糧のこれに沿つた配給量といふものは幾らを目標とされておられますか、お伺ひしたい。

○國務大臣(森幸太郎君) 物価庁で考へておるか、安本で考へましたか、何かこの食糧の五ヶ年計画といふものが伝わつておるようでありまして、これは政府といたしましては、責任の持たない数字であります。どこからさういふことが漏れましたか、誰か一人の係の者が、將來の食糧を見透してさういふふうなことを私的に考へつたのだらうと思ひますが、さういふ案について私は責任は持たないであります。併し先程もお答えいたしました通り、今二合七勺だが、これを華を外ずして二合七勺にするとか、或いは三合にするとか、さういふふうな考へ方で將來は日本の食糧事情を考へては誤りがある、いわゆる量より質だ、さういふことを私は將來は考へて行かなければならぬ

らんとします。先般も十二月から米の精白度を高めまして、いわゆる七分搗きであります。白米を出すことにしましたら、この間のラジオ放送で、都会の人は農林省が白い飯を食わせるのは馬鹿だ、あんなものをやると脚氣が起るから麦飯を食わせろというお話がありました。これは御尤もでありまして、ただ今配給しております米は余り黒いので、この配給を受けた方は又これを搗き屋へ持つて行つて精白するといふようなことがありますので、できるだけそういうことのないように、精白度を高めるといふようなことについて、決して白米食が栄養価値から申していいというわけではありませんで、今後食生活を考える上においては、量より質といふことを考へて行きたいと思つております。従つて私は、戦前二十四カローリといふものを保有し、そして水産物なり酪農方面の動物性蛋白質も攝つておつたわけでありまして、少くともその程度には日本が自由に食糧が取れるようにいたさなければならぬと思つて、それは決して三年経たなければいかんとか五年経たなければいかんといふようなことで考へるべきでなく、又今アメリカから買つておきます米が何年経つか、これも疑問であるのであります。それでありまして、現在アメリカから三百万トン買つておるから、この三百万トン買つておることを基準として日本の食糧事情を考へて三合にするのが三合五勺にするとかいふことは、今輕卒に申上げることはできないのではないかと、かように考へておるのであります。

○岩本哲夫君 外国からの輸入食糧が諸般の情勢から相当輸入が増大することは予想に難くないのであります。ただ問題は、これは日本の農業経営問題にも関連することでありまして、数量的に過剰でなくとも、価格で過剰的な現象が起つて来る。即ち、例えば一例を挙げますれば、超過供出の価格に比例して、内地米八千八百の超過供出の価格に比例して、それより相当安く外国食糧が入つて来るといふことは、現在でもすでにその線に近いと思つて、もう全く目に見えた現象と考へるのであります。外国食糧が多量に現在の超過供出の価格以下で相当輸入されるといふたような場合に、政府は現在の超過供出の価格といふものはどういふ割合に外国食糧の価格と比較して措置を取らんとせられますか。その点を伺います。

○國務大臣(森幸太郎君) お答えいたします。外国の食糧は漸次下るのではありません。かと思はれるのであります。現在の米の基準価格の二倍を加算いたしました超過供出の米の価格、こゝういふ価格が全部五千万石なら五千万石といふ食糧になりますと、相当これは考へなければならぬと思つて、現行の米が、極く僅かなパーセントを超過供出として奨励金をやつておるわけでありまして、超過供出が二倍になりましたとしても、それは一部分の量でありますので、決して外国食糧よりは高くなるといふことはないと考へておるのであります。

○岩本哲夫君 そういたしますと、僅かなものであります。若し外国食糧が現在の超過供出の価格より安くなつた場合には、超過供出価格制度は廃止するといふ考へでありますか。

○國務大臣(森幸太郎君) お答えいたします。超過供出といふ一つ並んでおりますのが、早場米の奨励金であります。こゝ二三年前は、端境期が越えられなかつたのであります。輸入食糧も十分出ておりませんし、生産量は大体上つておりますが、そういうときには農林食糧庁から地方へ参りまして、そうして、どうか氣の毒だが、忙しかろうけれども、早稲を一つ早く刈つて出して下さい。地方の農業者団体の世話をして、人を御馳走して、招んででも早く出して貰つたのであります。そうして、やつとやれ、端境期が越えたといふ喜びを感じた時代が、よくなくなりましたが、内地の食糧が非常に順調になりましたと、又國民が食糧問題に落ついて参りました。國民も食糧が足らん足らんと言いますと、足らんやうになつては大変だと買込む。ところが食糧が余ると言いますと、そんなに余るもの、高い闇で買わなくてもいいじゃないか、いつでも買えるじゃないかといふので、これは余つて来るのであります。俗に言いますと、争えば足らず譲れば余ると申します。今年はやがて秋山出るし、自由販売といふ噂が立ちますので、まだ供出がすでに十一月も終らんとしておるのに七〇何％だと思つて、非常にくらゐる供出でありまして、非常に急がない。こゝういふやうな情勢から、いわゆる食生活に対する落付きが出て来たところ思ふのであります。こゝういために今早場米に対しての奨励金というものには意味をなさない。今年は非常に收穫時期が遅れまして、早場米を出して頂く地方においては予想が外ずれましたので、もう一週間ばかり奨励の期日を延したいと考へまして、関係方面では、今申しました理論的に、何故そんなに奨励金を出してまで、この食糧の潤沢のときに、食糧を早く集める必要がどこにある、そういう無意味なことをやるような日本の予算かといふので、どうもこの期間延長は許されなかつたのであります。この超過供出に對しまして、外国から食糧を買つて、こゝの事前割当を補正することもやらすして経過いたしました。このば、輸入食糧に誤りがなければ、この事前割当の食糧で、食糧が確保できる。併し外国から食糧を買つて、これはどういふふうな経路にいたしましたか、とにかく外国から買つておつて、そして日本に食糧が余つてゐるといふことは、これはアメリカに對してもよろしくないことであり、又自分としたし考へておられますから、こゝういふものは一つ超過供出として出して貰ひたい。こゝういふ氣持で奨励金をかけたのであります。三倍にするのが理窟に合ふか、二倍にするのが理窟に合ふか、これは科学的な説明はできません。昔余りに米が安かつたので三倍くらいにして、一つ高くして出して貰おうといふ氣持で三倍になつたのが、今日の情勢となつてゐるわけでありまして、これは将来食糧事情の如何によりまして、或いはもうこの早場米といふものの奨励金は、むしろ單作地帯の奨励金といふ氣持で考え直す。又この超過供出の奨励金といふものは、漸次これ

は打切るやうな段階に入つて来るやうになるのではないかと、かように考へるわけでありまして。

○岩本哲夫君 早場米の奨励金及び超過供出の奨励金は、輸入食糧の事情によつては順次打切りの方針にするといふ御方針を伺ひましたが、然らばその場合に對しましての現在の実收額予想に對しての政府の割当方法、制度を變える考へありますか、その場合には、どういふ方法のお考へを持ちますか、伺ひたいと思つております。

○國務大臣(森幸太郎君) ちよつとお断りいたして置きますが、超過供出の奨励金、早場米の奨励金は、これを近いうちに打切る、こゝういふ意味ではないのでありますから、さようお聴取りをお願いいたします。

私は、この食糧が今のやうに統制をいつまでもして行くべきであるかどうか、こゝういふ問題を考へなければならぬと思つてあります。これが自由な貿易が許されるやうになりまして、日本が欲するところの南方米が入り、又場合によつては日本の米も向うへやる。或いは朝鮮の米も入るといふ自由な立場になつて来た場合に、相変らずこの統制的なことをやるべきであるか、むしろさういふ時代になりまして、日本の農産物の価格を維持し、農業を保護するといふ意味から、この米穀の管理方法において根本的に變えて行かなければならぬ。いわゆる國家管理の手に移してやるべきやうな体制を採らなければならぬやうなことになるのではないかと、かように考へておるのであります。これは一年、二年の間に來るとは考へられませんが、いつまでもこゝういふやうな厄介なお世話を

しなければ、日本の食糧事情がいけないというようにあつてはならぬといふ、できるだけ早く私はこの食糧等の問題も自由になし得るような時代が来ることを望んで止まないものであります。そういう場合におきましては、農業保護政策の一環といたしまして、又国民の重要な食糧である関係上、国家がこれを管理する。そういうように政策を動かして行くべきではないかと、かように考へておるわけでありませう。

○岩木哲夫君 そうした場合は国家管理の方法に変えて行かなければならぬといふことは、現在の政府与党各位が得る限り、例えば米の統制も廃止することく自由経済的な組織に持つて行こう、或いは米券制度を思いつかれたような意味合とちよつと矛盾をするような感じがするのですが、それは例へば前の米穀統制法といつたような考へ方を意味したのか、或いは全般的生産の主要食糧を国家管理としよつとする思召であるのかどうか、その点をお伺いしたい。

○国務大臣(森幸太郎君) 仮定の下に申上げてゐるのでありますから、はつきり申上げられませんが、昔やりました米穀管理というように形によく似てゐるかも知れませんが、とにかく農村を維持する上においては、米の価格を維持して行かなければならぬ。又海外から輸入するところの食糧に対する関税等の考へ方も持つて行かなければならぬ。又これが国民の主要なる、大事な、日常生活に重大な立場にある食糧といふことを考へますと、或いは今お話のような食糧のすべての管理を政府がやつて、或いは価格操作等も含めてやるといふふいふこと

たいのであります。これは他の議員からもお尋ねになつたと思つてすけれども、私、ついおろなかつたものですから、主眼点主義の農業経営と云ひますか、農業経営といふものにつきては、相当将来に懸念を要するものがあるし、漸次変へて行かなざるやならぬと思つておる。世界食糧の過剰、供給緩和と過剰でなくとも緩和乃至は過剰の状態に向う場合に、主要食糧を重点的な農業経営の主軸とするという場合に、恐らくは日本政府も国民も農民も、非常な難関に遭遇しやしないかといふような懸念が一方ある外に、現在の政府の行ふ諸般の農業政策に対して、或いは価格政策に対して、最近農村が非常な不満と申しますか、いづ／＼意向を言つておるようでありませう、こうした問題に對する政府はどちらを重点的に將來こうした問題を取上げて行かれると考へられますか、この点をお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(森幸太郎君) 勿論日本の耕地の利用の面におきましては、主たる米を主としなければならぬと存じます。併し米を主といたしたては、農業経営は成り立たないものであります。それは個々の経営者がその地方的、又自己の経営面において十分考慮を拂ひ、多角的な経営をやつて行くといふことで解決が付くのではないかと考へておる。

○岩木哲夫君 今回の修正予算で内地の方の買入れ価格は九%高くなつた所に基く予算措置がござりますが、それに伴つて外国の輸入食糧も同様に九%の価格が上つたといふような意味合がござりますが、これは現在の政府の買入れる輸入食糧等につきましては、

この九%内地の米価を引上げられたと同様な結果にびつたり合つてゐるのであります。これは総合的な解釈でかような措置を理由なくされておるのであります。その点を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(池田勇人君) 今回の改正によりまして、米価は四千二百五十円に相成つたのであります。外国から参りまする米、麦はいわゆる国内での生産者価格にマツチさせておるのでござります。従ひまして国内の米麦の価格が上れば、食糧管理特別会計へ渡します輸入主食もそれだけ上るといふことに相成ります。

○岩木哲夫君 分りましたが、將來肥料、電力その他運賃等が値上りする場合に對して、肥料の価格の引上げに對しては、米価をスライドせられるようなことを聞きました。ひとりで肥料ばかりでなく、その他のものが総合的に引上げられる場合における再生産の現在の価格ですら、相当農村においては異論があるのであります。再生産経済といふものが、この場合に農業経営として維持されるかどうかを農林大臣にお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(森幸太郎君) 勿論二十五年度の米価が補給金の減額等によつて向上した場合におきまして又これを高めて行くわけでありませう。

○岩木哲夫君 前の議會でありましたか、農業所得、これは安本の推定でありませうと思ひますが、いわゆる農業所得に伴う増税に對しては、當時農林當局は、米価並びに農産物価をその増税に、農業所得に睨み合はすやうに改訂するといふことを前の議會に言われたのであります。最近米、麦の価格

も聊か上りまするし、米価も今回改訂されましたが、この間のギャップといふのが最近の農村でも非常に問題になつておるやうであります。これに對して大蔵大臣の考へは如何でありますか。

○国務大臣(池田勇人君) 本年度におきましては、農業所得に對しまして特別の減税措置を講ずることができなかつたのであります。一般的にこの年度におきましては取引高税等の軽減によつて潤いを見るより外にありません。併し昭和二十五年即ち一月一日から來年の暮までの昭和二十五年分の所得につきましては、シャウブ勸告案に則りまして減税を考へております。従ひまして今回の國會には臨時特例として勤労者の所得のみ一—三月につきまして減ずることになつております。が、次の第七國會におきましては來年の一月から農業所得を軽減するやうな減税案を出したいと考へております。

○岩木哲夫君 そうしますと、農業所得が増大してゐないのに、將來農産物価を上げるという政府當局の態度を信用したしましてその増税に應じたと思ふ。ところが今大蔵大臣のお話によれば、昭和二十五年に對してその措置を採らうといふことになりませう。ば、一年間農村が損をした、と言ふことは悪いかも知れませんが、農業所得が實質上ないに拘らず増税するものがせられたことにならぬと思ひますが、その辺は如何でござりますか。

○国務大臣(池田勇人君) 昭和二十四年分につきまして所得の増税はいたしております。従ひまして昭和二十四年分について所得がないのに増税するといふことはいふと考へます。所得が

○国務大臣(池田勇人君) 諸ばかりじやございませぬ。米につきましても出て来るのであります。そうしてその分は消費者価格の引上げによつてなし崩しで行くわけでありませぬ。消費者価格の引上げによつてなし崩しで行くわけです。本年の四月に消費者価格を上げました。それによつて消えて行くのであります。それで今回来年度の予算で組もうとしたしておりますものにつきます。一応超過供出米はこれだけあるという計算の下に一月一日から消費者価格を決めて行くのです。そうして一月一日の消費者価格を決める場合におきましては、来年度中は一切動かさないとすることに、而も七月に供出される麦なんかの価格も考へて消費者価格を決める。こういうふうに一年間に起ることを一応考へまして消費者価格を決める。こういうことではあります。

○岩本哲夫君 ちよつと、まだ私議論の余地もありませんし、不審な点もありませんが、メモに従ひまして一応私打ち切ります。

○岩間正男君 もう一遍確かめて置きたいのは今食糧輸入であります。百七十億の食糧会計ですね、これの内容として輸入食糧の増加ということが言われております。蔵相がしばしば発表されたのをもう一遍正確にしたいです。これはどれくらいに殖えるのですか。

○国務大臣(池田勇人君) 当初は輸入食糧を二百二十九万トンと計算しておりました。それが今年度内に二百九十万五千トンという輸入計画に相成つたのであります。

○岩間正男君 そうしますと、こゝで

数字の上で、森農相の発表した数字と喰ひ違ひがあると思ふのです。過般の農林委員会の発表ですが、そのとき森農相は、大体今年度の輸入食糧は三百一十萬トンというように発表しておるの、そこに二十一萬トンばかりの喰ひ違ひがあるようですが、その点はどういうわけですか。

○国務大臣(池田勇人君) 私の大豆を含めていない数字でございまして、二十萬トン程度大豆がございまして、来年度におきましては三百七十五萬トンの輸入計画でございまして、そのうち主食は三百四十萬トンということで、大豆を含むか含まぬかということでございます。

○岩間正男君 先程の前の委員の御質問と連関しますけれども、農業所得を大体七十億程度今度は減額しておる、こういうような話であります。大体当初予算のときの計算においてこれは多過ぎたのじやないか、更に一体七十億程度の減額で果して現状に合うかどうかという事は、その後災害とかその他の農家の支出というものは増大しておるのに対して、収入は非常に減つておる。こういう点からこれらの基礎ですね、算定基礎の中に一体開賣買のようなもの、そういうものを含めて計算しておるのじやないか。つまり供出分だけの計算では非常にこの点が合理性を欠いておるように思ふのですが、この点如何ですか。

○国務大臣(池田勇人君) 今年度申告納税で農家の所得税額の減収は、先程申し上げましたように八十億程度の減収を見込んでおります。而してこのうちには勿論デラ台風以後の度重なる災害によりまする農業所得の減少も見込んで

おります。

第二番目の御質問の農家が闇をなすつて所得があつたという場合に、その所得を見込んでおるかという御質問であります。所得税は所得のあるところに課税するのであります。闇で所得を得られたものにつきましては、たゞたゞ議論があつたところでありまして、課税いたすことにいたしてあります。

○岩間正男君 闇所得に対する課税の額ですね、こういうものは大体見当が付けておりますか。

○国務大臣(池田勇人君) 闇所得の課税が幾らであつたかという数字は持合せておりませぬ。これは所によつて違ふのでございませぬ。又農家の経営費におきましては違つて来るのでありまして、正確な数字は調査いたしてあります。

○岩間正男君 そうすると供出代金のみにつての課税金額というものはこれは大体掴んでおるわけですね。それから推して行けば、闇の所得の課税というものは出て来るわけですが、それはどうですか、その点は。その供出金額について課税金額をどれくらいというふうに考へておられるか、その点一つ……

○国務大臣(池田勇人君) 供出代金の金額は得得見積上勿論考へてやつておるのでございませぬ。

○岩間正男君 どうも今の答弁ではつきりしないのでありますが、これは供出代金の点は明確じやないのですか、明確なのですか。もう一度伺いたい。

○国務大臣(池田勇人君) 各個人ごとに明確に分つております。この資料を使つて税務署で課税する計算をいたしたております。

ております。

○岩間正男君 諄いようですが、そうすれば当然全体の額から供出額を控除すれば、そこに闇所得というものの大体のレートが出ると思ふのですが、その点は掴んでいられるのですか。

○国務大臣(池田勇人君) 個々の人につきましては分り得るのであります。が、全体としては分つておりませぬ。

○岩間正男君 そうしますと、最初に立てた大蔵省の額が、非常に不明瞭なものに根拠を置いておるといふふうにしか考えられないのでありまして、そういうところ現在の農民の非常に窮乏した状況に対して而も税金が過重であるという原因があるように思ふのですが、その点は如何ですか。

○国務大臣(池田勇人君) お話の点がはつきり分りませんが、やはり各農家につきまして、田をどれだけ作り、畑をどれだけ作り、而もその畑につきまして野菜についてはどういふふうな野菜を植へておるかというふうないろいろな資料を見込みまして、そうして所得の計算をするのであります。で実収の数量と供出の数量、保有米その他いろいろな事情を勘案して、個々の人についてその計算をするのであります。そうして今あなたが過重であるとか何とかおつしやいましたが、税務署といたしましては法律に規定してある通りをやつておるのであります。

○岩間正男君 どうもその点がやはり依然として……そうするとトータルはできておるのですか。最初の大体のですね。それは全体の数を抑えるときに、個々の課税金額は大体推計でやるわけでしょう。そのトータルが出ておるのですか。その点はどうなんですか。

○国務大臣(池田勇人君) 勿論大蔵省といたしまして、農業所得全体がどのくらいになるか、而して農業の平均所得はどのくらいになるか、大農、中農、小農の階級区分も見まして、そこに所定の税率を適用いたしまして、総合的に農業に対する所得税はどれだけ、こういうものができております。

○岩間正男君 そうしますと、その中で大体その闇所得というものをどれくらいに見込んでおるか、その数字がなければはつきりした数字は出ないと思ふのですが、どうなんですか。

○国務大臣(池田勇人君) 闇所得を課税するかしないかという問題と、幾ら闇所得を課税しておるかという問題は別個なんです。私は闇所得であらうが所得であれば課税しますと、こゝろ答へ申上げたのであります。然らばそういう建前の下に何ぼ課税しておるかということになりますと資料がございませぬ。

○岩間正男君 その点はそうすると、何ですか、大体最初から見込の中に入れておらない。その点はそうすると、任意に闇所得というものは取られておる。そうしてそれが農民に対する税金が非常に過重になる原因であるといふところに實際の問題として現れておると思ふのです。でこの点はどこまで押問答をやつても仕方がないから保留して、その次ですが、次に中小企業の場合ですが、これに対するやはり今度の課税金額が非常に減額されておるんですが、

〔委員長退席、理事田村文吉君委員長席に着く〕

その点は、現在の中小企業がその後の

企業整備によつて非常に破壊されておる。そういう点から見ると、今度の減額は非常に少な過ぎると、こういうふうに思ふのですが、それはどうですか。

○国務大臣(池田勇人君) お説の通りに中小企業の方々が思つた程経営がうまく行つていない点の中にはあると思ひます。そういう点等を勘案いたしまして大体六十億円の減収を見込むべきだ、こう考へてやつたのであります。

○岩間正男君 申告所得納税分に対して、今度の大体所得の減額分が約一割程度にしか当つていない。農業とそれから中小企業その他を加えてですね。つまり一千九百億に対して百九十億ぐらいのこれは減額しか見ていないと思ひますが、これで現状が果して妥当だと考へておられるか。

○国務大臣(池田勇人君) 全体では一割程度になつておりますが、農家の分につきましては一割五六分程度になつております。営業所得の方につきましては、五割程度に相成つております。現状から申しましてこの程度で適当だと私は考へております。

○岩間正男君 これは見解をここでやつても仕方がないけれども、実はその点では現に起つてある農村恐慌の中の農民の生活状態、それから中小企業の、非常に全面的に破壊されておる、こういう態勢から見ると、一割程度の減額で以てこういうものが緩和されるというふうにはどうしても考へられない。従つて当然年末更正の決定の問題が起つて来るのでありますが、過般の蔵相の答弁では、年末更正は飽くまでやるといふようなお話であります。

けれども、この点について例年と非常な様子が變つておる。従つて年末の更正決定に対して苦心を加えるというふうな意向があるかどうか。現状とこれは照し合せて、はつきりとこの点……

○国務大臣(池田勇人君) 先般ここで問題になりました年末更正は、営業者即ち中小商工業、或いは大商工業もありませんが、今まで考へておりました営業者に対する更正の点だつたと思ふのであります。お話を農業者に対しては、大体農業者の殆んど大部分というものは米価が決まりましてから、一月末に申告なさるのでございます。問題にならぬと思ひます。一月の申告を見まして適当な更正決定をする。農業者に対しては、従来あまり更正決定というのも営業者程に問題はなかつた問題の中小商工業者等、いわゆる営業方面に対しては更正決定は、今までの徴収状況から考へまして、十一月或いは十二月に更正決定をした方が適当であるものにつきましては更正決定をいたします。又来年の確定申告を待つてから更正決定をいたします。

○岩間正男君 今度の更正決定に対して従来の方針を堅持するつもりであるかどうか、この点……

○国務大臣(池田勇人君) 従来の方針というお言葉でござりますが、やはり租税は適時適当に取つて行く、この方針に従つてやつておるのでござります。今年におきましても、申告納税の状況を見ますと、昨年よりははやよろしいところがあるが、まだ意に満たないところがありますので、適時に適当な金額を取るといふ方針に變更ござ

いません。○岩間正男君 現在の中企業なんかの様子を見ると、例えば、税改正に對する今度のシャウプ案の問題についてです、議論をする。こういうことをしますという、中小企業の側から、来年のことを言うといふ鬼が笑う。本年の一体税金をどういふように過すか、今の現実当面した問題が非常に重大な問題なんで、これは何ともならんというところが、非常に深刻に伝えられておるのであります。こういう情勢から考へて、大体当初の見込みを一割程度の金額では到底この急場を切り抜けることはできないのじやないか、こういうふうに思ふのですが、大蔵省としてはこういう事態に対して、もつと現実に対応した態勢が採られなくちやならないのではないかというふうには考へておられるのか。それは、これはやむを得ないとは議論になるかも知れませんが、今後の納税情勢において十分な手数を加へるべきじやないかというふうに思ひます。

次に法人税の問題であります。法人税の当初の見込みは二百七十二億、それが今度は大体五百億というふうな見込になつて、そこに二百三十億ばかりの増加が、大体二倍ぐらゐに殖えておるのであります。一体この根拠はどういうところにあるか。特にお聞きしたいのは、これは従来法人から取つたものも無論含まれておるものですが、脱税的なもの、こういうものを捕獲したものは含まれておるものですが、最近においては中小企業が法人化したためにそういう方面の法人税が非常に殖えておるのではないかと、こういうふうに思われますが、こ

ういふふうな内訳について、大体の見当は付きませんか。

○国務大臣(池田勇人君) 個人企業から法人に變つたために法人税が見込みより多くなつたのも一つの理由でござりますが、それにも増して私は今までの申告なさる場合に控へ目のものが或る程度あつたのが、この頃は殆んどフルに出て来ておるのではないかと、この点が、大きい原因だと思ふのでござります。当初の二百七十億に對しまして二百数十億円の増収は如何にも多いようにお考へになるかも知れませんが、二百七十万円の九十割、九〇%以上も十月末までに入つておるのであります。で、この程度の増収は十分見込み得ると考へております。

○岩間正男君 大体銀行のようなものが、金融企業面ですね。そういうところでのぐらゐ取れておるのか。それから個人企業が法人化した。そういうふうな面から、この内訳は今手許にありませんか。

○国務大臣(池田勇人君) 銀行から所得税がどれだけ取れておるかというお話でござります。これはもう全体から申しますと殆ど問題になりません。日本銀行を相手とするとすれば、これは税金に代るべき納付金制度がござります。これは六七十億は一つの銀行で一年に税金に相当するものがあります。一般の市中銀行は何と申しまして六十数十億ござりまして、全体の法人数は二十三十万ということになつて来ます。と、銀行の法人税がまあその中の七分くらいであります。個人企業から法人企業になつたものがどれだけという数字を私は今持つておりません。大蔵省にもないと思ひます。これは個人企業

が法人企業に昨年のいつ頃からなつたかということが非常に税収に關係があるのであります。大蔵省ではそれを調べても余り意味がないと思ひまして調べてないと思ひます。

○岩間正男君 特に昨日の栗山君の質問に關連するのですが、最近非常に銀行が儲かつておる。その利益処分についているというふうな情報が入つておる。殊に銀行の従業員給与水準の問題で昨日蔵相との間で質問が交されたと思ふのでありますが、こういう実情に對して伺ひたい。

○国務大臣(池田勇人君) 最近銀行の預金が増え参りました。そうして職員の新規採用或いは給与の増額というものには可なり抑へられておる。こういう關係で九日未の決算期におきまして相當の利益が出たようであります。併し利益処分についておると申しまして、銀行は一つも配當をいたして置けません。皆それは積立金で残して置いて将来の貸出準備金等にいたしてありますので配當は一切いたしてありません。

○岩間正男君 それに關連して昨日のやほり議論でありましたが、銀行の従業員においては非常に賃金ベースが高。一般の民間のベースに比べて相當割高になつておる実情があるものであります。そのときの蔵相の答弁によります。それは銀行がそういうふうな五割でしたか、大体利益の中の五割を給与に向けるというのですが、その点によつて今記憶がないのですが、併しそのために民間の給与ベースとの間に約合いが取れない、こういう事情が起つておる。それに対しては制限はない筈だ、法

的な問題はない、こういう話であります。併し私は政策面において、そこに民間の給与ベースと、それから銀行の給与との場合と、給与ベースが非常に差等があるというところは、政府全体の政策としてはそこに一つのバランスが取れないものがあるのではないかと、こう考えるのでありますが、この点はどうですか。

〔理事田村文吉君退席、委員長著席〕

○国務大臣(池田勇人君) 銀行職員給与ベースが絶対に高いとは私は申しませんと思うのであります。それはその銀行の職員のいわゆる年齢とか構成要素等が影響するのであります。例えば個々の銀行につきましてもいい悪いはございませう。同じ特殊銀行におきましても、或る特殊銀行は最も高い。或る特殊銀行は、私が調べました十三四の中では最も低いという傾向があります。で、一概には申しませんが、概ね銀行の職員はその構成要素から来る結果か、兎に角平均より上位にあるということに言えるのであります。で、私は十三行につきまして、学歴と年齢と勤務年数に分けて保険会社と銀行につきまして調査をいたしました。そういたしますと、一番いいところの銀行でも事業会社の一歩いいのに比べますとまだ低いのでございます。併し今度官庁のものに比べてこれは大蔵省の局長でございまして、局長級の連中と同期の者で各銀行へ行つた者と比較いたしますと、大体大蔵省の局長の同期生で銀行へ行つた者は倍以上の収入がある。こういう点から考えると、或る程度銀行は一般よりも、勿論官庁よりも総体的によいと認め得るわけでは

あります。そこで私は銀行の経営の合理化、いわゆる銀行の公共性を考えまして、金利をできるだけ早く大きく引下げるという念願の下に、今後銀行の昇給について、大蔵省は特に監督しております関係で、給与の増額につきましては或る程度内規を設けまして、我々の所に報告して貰うような方法を探つたと思ひます。そういう点で監督してあるのであります。

○岩間正男君 私の質問の要点は、つまり三原則というものは、法的な根拠があるものではないのであつて、その点の拘束はないというお話であつた。併し政策面から非常にこれは逃げ言葉に過ぎないと思ふ。そういうような点、それからこれは銀行の現在の給与ベースが高過ぎて困るということではなくて、反対にこれと対照において現在の一般の給与が低くて困るというので、それはどうなんですか、政策の面において。

○国務大臣(池田勇人君) 大蔵大臣が銀行法に基きまして銀行を監督してある範囲内におきまして適当な措置を採つております。

○岩間正男君 次に伺いますが、昨日安本長官に伺いました時に、これは大蔵省の人に伺つてほしいと、こういうわけでありまして、その後職銀券、備備券、台銀券、そういうものとガリオア・フアンド、イロア・フアンドとどういうようにこれは処理されておるか、そういうことについて概要伺いたい。

○国務大臣(池田勇人君) 職銀券、鮮銀券、台銀券等とガリオア・フアンド、イロア・フアンドとは全然関係ございせん。職銀券、朝鮮銀行券につきま

しては終戦後そのままになつております。○岩間正男君 今のは具体的にものと聴きたいのですが、これは保留いたし

次に伺いたいのは、入場税が最初の政府の原案では一月からこれは下げるというふうな方針であつたと思ひますが、これが来年の四月になつた。この点はどうしてそういうふうになつたか。

○国務大臣(池田勇人君) 所管が違ひますのではつきりしたことは分りませんが、入場税の十五割を十割、不動産取得税を撤廃するという案を関係省で考へておられたようでありまして、今回の国会には提案にならないようであります。その理由につきましても、私は所管大臣でございせんので申上げられませんが、軽減することは我々は好ましいのであります。地方の財源をどうするかという面につきまして検討をしておられると思ひるのであります。

○岩間正男君 最後に昨日の参議院におきまして科学振興の決議案が満場一致で可決されたのであります。が、来年計上されておる額を見ますと、これは非常に低いものであります。この点で我々は科学研究費というものは生産費であるとはつきり考へておる。ところが従来この科学研究費は非常に予備的に考へられておつた。従つて余裕があればやるといふような形で、こういう点で日本の現状を見ると、科学振興という問題が緊急な課題になつておるに拘わらず……これは湯川博士の表彰の問題とも関連して、これははつきり答へるべき一つの具体的な問題だと思ふ。そういう点か

ら今度の財政措置の中でこういう問題を具体的にどういふように処理され、而もこれに對して非常に下からの要望が強く、世界的なこれに對する関心も高まつておるわけですが、この点についてお答を願ひたい。

○国務大臣(池田勇人君) 誠に御尤もな御意見でございまして、我々もできるだけ科学振興費を出すべく努力いたしました。幸いにほそぐながら、今回は、来年度予算で申上げますが、来年度予算におきましては、従来取りましたよりも多くなつておると考へております。文部省計上の科学振興費四億五千万円につきましては、多分五億円にしたいと思ひます。そうして最も注目すべき問題は、従来各文部省の所管の大学等におきまして事務費を非常に削減しておる。実はこの事務費が實際は科学研究費に当てられておつたのであります。物価騰貴の影響なんか見まして、当然認められておつた事務費の中から出すべき研究費用が余程少くなつた。来年度におきましては事務費を五割程度増額いたしました。科学振興に資したいと思つておるものであります。

○岩間正男君 これは日本學術會議あたりでは十六億ぐらいの研究費の増額を望んでおる。併しこれは非常に内輪な、而も湯川博士が表彰されるという条件のない時代に、実に科学者がおどろいたような態度で国家財政に向つておるときは情勢なんでありまして、今度の措置は今蔵相のお話のあつた来年度の措置ぐらゐの程度では、實際この要望に應へることができなと思ひますが、この点についてもつと積極的に行ふ意思はないかどうか。

○国務大臣(池田勇人君) 財政の許す限りにおきまして、でき得るだけ積極的にやつて行きたいと考へております。

○岩間正男君 もう一つ育英資金ですね。この問題も非常に学生の最近の生活の破壊と関連して大きな問題になつておると思ひます。育英会の調査、實際その後調査をして見ますと、アルバイト学生の生活が非常に失業者の群によつて圧迫されて、而も農村が好景恐慌に陥つておるために、農村が好景つた。併し最近には農村の子弟のうちの希望が非常に殖えておる。ところがこの額が来年度の予算によると大体五割程度の増額でしかない。こういうふうな思ひますが、そうすると新規採用分が非常に少い。そのことのために学生の生活はますます困窮しておる。今科学研究費について我々が意思表示をしたと同じようなことが言へると思ひますが、この点はどうですか。

○国務大臣(池田勇人君) 科学振興費に對しましての答弁と同様に我々はできるだけいたしておるのであります。多分九億四千万が今年度分であつたかと思ひます。来年度は十五億四千万に上る見込でおります。でこの程度の増額は殆んど学級の進むに連れて従来の人に喰ひたいと思つたのであります。が、いろいろな歳出の関係から、まあ六億四千万の全体としての増額に止まつたのであります。今後は十分に考へて行きます。

○岩間正男君 学生の生活が非常に崩壊しておることは、我々毎日アルバイ

措置をやらないうちにお叱りを蒙るのであります。これは現に前の国会におきまして、競馬の利益金の三分の一を畜産の奨励金に計上すべしという法律ができました。誠にこれは議員提出の法律案でありまして、政府は……これが両院を通過されたのでありますから、忠実に農林省といしましては執行しなければならぬ。ところが一応の従来通りの予算編成によりまして畜産局、或いは畜産事業に対する予算が計上されるのであります。その外に特に競馬の利益の三分の一を計上しなければいけない、こういうことになりまして、やはりその事業関係との釣合いが取れなくなるのみならず、一応そういうことが容認されまして、それは予算の上にきて来る。ところが畜産の事業にいたしましては、食糧の問題の事業にいたしまして、一年きりの事業でありまして、これは年々進歩向上して行くか、或いは現状維持をして行かなければならぬ仕事が多いのであります。ところが競馬のごときはああいう不確実な収入でありますから、三十億円あつたものが二十億円になるやら、或いは十五億円になるやら分らない。その不確実な収入を当てにして、そうして年々動かすことのできない、或いは向上せしめなければならぬような事業資金に充てるといふことは根本的に誤つてゐる。これは現に今年の予算編成におきましては農林省の立場としては非常に苦境に陥つたのであります。それでありまして、今回のこの基本法の御趣旨はよく分りました。又農林省に対してこういう厄介な食糧法の改正をやる以上は、こういうふうにして裏付けをすべきであるとい

う気持はよく分りました。又農林当局としても非常に有難いのであります。けれどもこれが御決議になりますと、どうでもどうでも政府はこの法律案に定められたところの仕事をやらなければならないということが義務付けられるのであります。それが今申しました予算編成の上には非常に農林省として苦境に陥り、折角お決め下さつた法律案を完全に守り成すことができない、こういうことになりまして、併し今申しましたように、決して十分とは申しませんけれども、この法案で挙げ運んでおきますところの重要な費目は、既に二十五年度の事業において相当の計画を立てておることを御了承願ひたいと存する次第であります。

○岩間正男君 競馬法と基本法じや大分比較が違つて来ると思うのであります。今、今の農相の答弁を聞いておりますと、はつきりややはり現内閣の食糧政策というものが窺われるように思ふのであります。この基本法そのものの謳つておる面を予算化できないから、それでもうこの法案に対してはこれは通過することに努力しないのだというふうなお話でありましたけれども、併しさつきのどうしても自給体制を確立する、そのためには、最低限度この基本法に謳われてあるくらいのもは果さなければならぬ、こういうふうな考えられるのであります。努力……希望はしておるけれども、はつきりその裏付けとしての努力が足りない。その足りない原因は何であるかといふと、やはりこれは輸入食糧を根幹として、そこに依存するといふ体制で、そして国内の食糧計画がそれとの関連においてどうしても消極政策に

なる。こういう政策がはつきり今の答弁の中に現れておる、こういうふうな我々はまあ見るわけでありまして、この点どうですか。希望はするが、併しその具体的措置については努力ができません。ここに矛盾がはつきりあると思ひますが、どうでしょう。まあこのくらいで……

○委員長(黒川武雄君) それじや栗山委員……

○栗山良夫君 私は大蔵大臣に一点だけ御質問いたしたいと思ひます。実は日本経済の信用を高めるために外債を成るべく早く還したい、成るべく早く返還しなければならぬといふことを首相がたび／＼言明されておるわけでありまして、大蔵大臣もその説と全く御同意見であるかどうかを先ず承りたい。

○国務大臣(池田勇人君) 外貨債の支拂につきましては成るべく早く還すように準備をしたいといふのであります。大体首相と同意見であります。

○栗山良夫君 そういたしますと、現在外貨債のうちで相当主要な負担を保持しておりますのは、御承知のように電力債であらうと思ふのであります。電力債は丁度戦争前に旧東京電燈、それから東邦電力、信越電力、日電、大同電力、こういう電力会社が持つておられて、それを電力国家管理法の定めるところによりまして日本発送電ができ、更に配電会社法ができまして配電会社が設立されましたから、日発、関東配電、中部配電、並びに関西配電にそれ／＼附け換えをせられて、今日に至つておるわけでありまして、これら外債はまあ御承知だと思いますけれども、総額にいたしまして米貨債で六千四百五十万ドル、英貨債で三百二

十万ポンドぐらゐに相成つておるわけでありまして、この外債が只今のところ全部十八年の九月であつたと思ひます。政府が全部肩替りを只今いたしておるわけでありまして、今後この英貨債を償還するといふことになりました場合においては、政府の責任においてこういうものをおやりになるのかどうか。その点をお伺ひいたします。

○国務大臣(池田勇人君) お話の通りでございます。ただ数字が英貨債は六千四百五十万ポンドと記憶いたしております。政府の債務の肩替りしておるものでありますから、政府の責任において返すことは勿論でございます。併し御承知の通り戦争中に政府が肩替りしたことが合法的であるや否やといふことは相手のあることであります。で向うの社債券者がその政府の戦争中の処置を厳密に見ておるところに問題があるのであります。そういう余分な問題は各社債によりましていろいろ／＼な條件が運つて参りますが、そういう條件はなしにして、我々はこの外貨債につきましてはできるだけ早く還そうと思つております。今何と申しましたも、戦争中の戦争の相手と償還のことにつきまして交渉した上でないとききませんが、政府が責任を負うといふことは国内的には考へております。

○栗山良夫君 只今のお話によりまして、又政府の現在の考え方では、これを旧事業者に復元するといふ考へはないといふこと、こういうことがはつきり言われたと思ひますが、その点をもう一度御確認願ひたいといふことと、それから今政府のお考のやうな工合になりませんで、業者の方へ復元をしなければならぬといふ、こういうことになりまして、ここにいろいろな問題が起きて来ると思ひますけれども、その点を後暫くお考を伺つて、そういう場合のあります場合の大体のお考を伺つておきたいといふふうな考へます。

○国務大臣(池田勇人君) 政府の戦争中採つた処置につきましては、只今申し上げた通りでございます。政府といひましては、国内的には政府の責任において拂う覚悟をいたす用意をいたしております。それから復元の問題になります。事は今後の課題として、私は現下の問題として只今政府がどうやるのだといふことは申し上げない方がいいことだと思ひます。

○栗山良夫君 そういたしますと外債の償還という場合でありますね、これは二色に分れるわけでありまして、只今準備を進めたいといふ、こういうお話でありましたが、首相はたび／＼／＼そういう表現でなくして、外債を返還したい、しなければならぬといふ、こういうことを言われておるのであります。そういうことを言われておるのであります。ただ漠然とした抽象的な意思表示ではなくして、そこに時期的な問題を或る程度頭に描かれなうといふことをおつしやつておるのではないかとと思ひますが、そういう行為が開始される時期といふものはいつ頃にお考になつておりますか。

○国務大臣(池田勇人君) それはむづかしい問題でございます。調和條約がいつできるかといふ問題と似通つた問題でありまして、私からいつできる

かという事は申上げることではできません。総理は理想的に拂うという決意であると言われた。私は大蔵大臣として拂う準備を進めると、拂う準備を進めずのは、私は来年度からという氣持を持つて今検討いたしております。

○栗山眞夫君 よく分りました。そうしますとですね、この返還の方法であります。元利金と同時に返還してしまふ場合と、或いは借換えをいたしまして、そして今までの未拂いの利子、或いは未拂いの利子に対する追加利子、そういうものを拂つて行くという考え方と両方あるわけでありますが、政府としてはどちらをお採りになるか。

○国務大臣(池田勇人君) 今こういう問題につきまして私が希望を申上げるのは早計だと思ひます。支拂の方法につきましてはイタリアの例がございまして、講和條約が済みまして、講和條約によりまして、今までの外貨債を元利合計いたしまして幾ら、而して初年度、次年度におきましては現在の一年度、三年度四年度五年度は三、そうやつて行くというふうなイタリアの例がございまして、私は今大蔵大臣としてどういふふうな方法が望ましいとか、どういふふうなことは申上げたくなかと思ひます。これは債権者がイギリス、アメリカ、フランスに分れております。それから各外貨債を発行するときの條項が種々雑多でありますから、一概にどういふと云ふことは却つて誤解を招く虞があると思ひます。

○栗山眞夫君 電力債の場合は、御承知のように今度のシャウバ勅告によります資産の再評価の問題をどう扱うかという点によりまして、非常に大きな問題を孕んでおるのであります。若し再評価をいたしまして、そして新しい評価額による健全な消却をいたそうと思ひますならば、これに対する相当な収入の確保を図らなければならぬ。即ち資金の面において相当な変動が出て来なければ再評価の意味がないというふうな問題、典型的な固定資産を抱いた事業であるわけでありまして、これに対して外債を持つておる問題を考えますと、若し政府の責任においてされないうふうなことに將來なつたといひます。これは国際間の話合いによつてさういふことになつたといひますと、恐らくこの元利金の返還というふうなことは及びもつかないこととございまして、為替相場、通貨の下落によりまして為替相場の損失に關係する損失、或いは未拂利息、更にその追加利息というふうなものも考えまして、現在の電気事業の根柢を恐らく相当大きく動搖させるものであると考へられますので、こういう点を、さういふ認識を持つておいていふことになるかといふことを一点伺ひまして、それから若しさういふふうな最悪の事態になつたときには、この電力事業に対して適當な措置をせられるお考があるかどうか。その点を一つ伺つておきたいと思ひます。

○国務大臣(池田勇人君) 復元の問題は先程お答え申した通りの状況でありますので、これを前提としたお答えはしない方がよいと思ひます。資産再評価によりましての電力料金その他の問題

におきましては、再評価の問題をどうするかによつて余程變つて参ります。只今検討中とございまして。

○深川タマエ君 農林大臣にちよつとお尋ね申上げます。今年度におきまして、農林省は国民から幸をお買上げになりまして、腐らして九十億円の欠損を生じておる筈であります。この穴埋めをどうしてなさつたかという点で、高い辛を売りつけることによりまして、九十億円の欠損の穴埋めをされたとことを大臣から答弁を聴いておりました。これを聴いて相當唖然といたしたのであります。誰がスキヤンダルをやつたわけでもないものでありますけれども、予め予想することのできな

い不可抗力であつたと思ひません。今年あつたことは又来年もあることと存じます。来年度又さういふことを繰返しておきますと、相當乱暴な政治になりますので、来年度以後におきまして辛を腐らかさないように、何か御用意があるかこれが質問の中心になるのであります。今年薪炭特別会計あたりで非常に不正が行われておるのではないかとこの疑惑が行われて、大々喧しい問題になつておりますが、あれが五十四億円であります。ところが今度の辛の問題はあれの倍の九十億円なんです。相當国民生活に大事な予算で一億とか三億であります。九十億円の金が有耶無耶になつて、国民の大衆課税の形で取られるというところは黙認できないのであります。辛を余り腐らかさない方法について何か御用意があるか伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(森幸太郎君) お答えいたします。この話は、九十億万円損したという事は絶対にありません。

○深川タマエ君 農林大臣にちよつとお尋ね申上げます。今年度におきまして、農林省は国民から幸をお買上げになりまして、腐らして九十億円の欠損を生じておる筈であります。この穴埋めをどうしてなさつたかという点で、高い辛を売りつけることによりまして、九十億円の欠損の穴埋めをされたとことを大臣から答弁を聴いておりました。これを聴いて相當唖然といたしたのであります。誰がスキヤンダルをやつたわけでもないものでありますけれども、予め予想することのできな

い不可抗力であつたと思ひません。今年あつたことは又来年もあることと存じます。来年度又さういふことを繰返しておきますと、相當乱暴な政治になりますので、来年度以後におきまして辛を腐らかさないように、何か御用意があるかこれが質問の中心になるのであります。今年薪炭特別会計あたりで非常に不正が行われておるのではないかとこの疑惑が行われて、大々喧しい問題になつておりますが、あれが五十四億円であります。ところが今度の辛の問題はあれの倍の九十億円なんです。相當国民生活に大事な予算で一億とか三億であります。九十億円の金が有耶無耶になつて、国民の大衆課税の形で取られるというところは黙認できないのであります。辛を余り腐らかさない方法について何か御用意があるか伺ひたいと思ひます。

先程申しました近頃の数字がどうなつておりますか、大体割当の約七〇%程度の供出と聞いておるので非常に供出が緩慢であります。御承知の通りに七億万円を予定して買入れておるのであります。これは工業原料と、蔬菜面に蔬菜として販売をいたしております面もありまして、主要食糧の外は……先程もちよつと申しました十二月の一日からは、供出完納のものは自由販売になることになりましたので、市中にも饒辛や、さういふものがどんと出るようになつておると思ひます。九十億万円の損失といふことは少しも私は思ひ浮くところがありません。従つて腐るものでありますので、キユアリングの装置をいたしまして、これは予定通りはできなかつたのであります。全国にこのキユアリングの施設をいたしまして、この十一月の

末からこのキユアリングによつて、キユアリング方法を施すということにしますれば、来年の五月、六月頃までは腐敗を防止することができ得るのであります。又従来辛の生産地でありまして穴蔵を設けまして腐敗を防止しておりました。その穴蔵の完全な装置によりまして二月三月迄は完全に貯蔵でき、又辛の貯蔵もこの方法でやつて来たのであります。決して本年の辛につきましては、少しも腐らしてはおらずに存じておるから、さう御了承を願ひたいと思ひます。

○深川タマエ君 丁度大蔵大臣がお出でになりますからお尋ね申上げます。先程の言葉は、過日社会党のある議員の質問に對しまして、大蔵大臣の御答弁の中に仰せになりましたのを、これを速記いたしておつてお尋ねしておるのであります。丁度大蔵大臣がお見えになりますので、私の聴き違ひか、大蔵大臣の仰つしやつたのが違ひか、ちよつと御答弁願ひたいと思ひます。

○国務大臣(池田勇人君) 一時損失が九十億といふことを私は申上げたのであります。その辛なんかを含めての九十億と考へておつたのであります。

○深川タマエ君 その次の質問を大蔵大臣にいたします。先程農林大臣の御答弁を伺つておきますと、日本の一毛作を土地改良なさつて二毛作にする十分自給自足ができるようでありまして、それが行われますならば、日本の貧農も助かると思ひます。二十日分の分量しか国民は一ヶ月の間に配給して貰つていないのが調査に現れておることとございまして、国民も喜ぶのであります。失業救済もできることとあ

りましよし、食糧を輸入しないとな
りますと、それだけの外貨で以て工業
材料が輸入できまして、将来工業が復
興し、輸出が盛んになりますし、い
ろの特典が多いと存じます。それに要
する資本金も大蔵大臣のお話によりま
す。見返資金は長期建設資金は二百
億から三百億年度に余るようなこと
でありますので、それをお使いになつ
て、一つそれ程よいものならば、早速
土地改良に向つてなさるように関係方
面に御折衝にならないのか。その踏
み切りをどうしてなさらないのか。若し
踏み切りをなさらない理由といたしま
して、今日日本では鉄道の電化とか、
それから輸出工業に対する長期設備資
金なんかも要する時でありますので、そ
ういう方面にその資金を使いますこと
が、むしろ先づ私が沢山挙げた国民
の要望のあるところに応えることにな
るから、そういうふうな気分もあるこ
とでないかと思存しますが、その辺あた
りを伺いたいと思存します。

○国務大臣(森幸太郎君) お答えいた
します。昨日もお答えいたしましたのであ
りますが、それは限られた土地を使用
する上において、最も考えるべきこと
は、一毛作を二毛作にする、一反歩が
二反歩の働きをなすということは申上
げたのであります。併し一毛作という
土地必ずしも二毛作になるとも考えら
れないのであります。又現在畑地であ
りまして、これに水をうまく引張つ
て来る。そうしますと、これは非常に
陸地灌漑、畑地灌漑といたしまして非
常に能率が上がる。そういうようなこ
とは相当な経費が掛かりますので、暗渠
排水等によりまして土地の地下水を受
けまして、そうして二毛作のできるよ

うな措置を現在やりつつあります。絶
対に気候の関係なり、又土質の関係か
ら二毛作にできない土地もあります。

又畑地も今申しましたように今地下水
が利用できますし、畑地灌漑ができま
すので、非常に能率を上げることができ
るのであります。これは決して棄てて
おくわけでありません。土地改良をや
ることにしましてこの仕事をやつて
おるわけでありまして、外国の食糧に依
存して、そういうものをほんやり棄て
て置くということは決してないのであ
ります。尚お話の通り、できるだけ食
糧の輸入をお断りしまして、その分だ
け賈えるものがあれば工業原料を買つ
て貿易の振興を図つて、そうして必要
なもの輸入を図る、これはもう御意
見と私も同じ気持でありますので、でき
るべくば食糧の自給自足を図り、そ
うしてアメリカが、何年間か知りませ
んが食糧を助けてやろうという、その
助けて貰う食糧の代りに工業原料資材
を日本に入れて貰う、そうしてそれを
加工して外国にやつて食糧なんか取る
ということも先程申しました食糧の自
給自足の一つの形と考へてゐるわけ
であります。決して食糧が輸入されるか
らといつて漫然と考へてゐるというの
ではないわけで、できるだけ食糧を増
産したい。何分二合七勺という配
給、三合という配給が我々人間生活の
上においてこれで満足してゐるのでは
ない。先程も申しました通り、量より
も質と申しましたが、二千四百カロリ
ー以上のカロリを攝るには、まだ食
糧が不足しているの、食糧を輸入し
てやれ、これで食糧は要らないとは
断じて言ひ得ないのであります。尚今
後の我々の生活といたしまして、更

に質のいい栄養価値のある食糧を攝る
ということも考慮に入れて行かなけれ
ばならんと存するのであります。

○深川タマエ君 報奨物資のことでご
ざいますけれども、先程の農林大臣の
お話によりまして、将来早場米の奨励
のために報奨物資は出さないような御
意見でございましてけれども、やつぱ
り一毛作地帯の奨励の意味で報奨はお
出しになるように承りましたけれども
も、この頃農村では以前と違ひまして
主食の輸入と甘藷の統制撤廃のために
来るべき農村恐慌を慮つて成るべく金
を出すまいといたしております。酒や
たばこの報奨物資を極力嫌つてゐるよ
うに聞いております。将来の報奨の方
法についてどんなふうに考へておりま
すか。

○国務大臣(森幸太郎君) 芋の統制を
撤廃いたしましたつて、直ちに農村恐
慌が来るというところはともないこと
とであります。又そんなようなことと
とちつてような農業経営であつては
けなないのであります。早場米の問題に
つきましては私は先程申しました通
り、早場米の奨励金を出した当時の事
情を申しまして、現在はそういう事情
ではない、すでにこれは一面において
単作地帯救護の意味も大いに含まれて
ゐる、現在むしろ単作地帯に対する援
助と申しますか、というふうな気持
で、これは関係方面に言つちや叱られ
るかも知れませんが、そういうふうな
気持でこれは出しているの、ありま
す。それでありまして、本年の早場
米のごときも、昨年出して貰ひました
早場米の数量に比例して百万石を割り
まして、そうしてその百万石を各県か
ら出して貰つたような取扱をしてゐる

のであります。併し早場米に對しま
しては単作地帯が多いのであります。

單作地帯は更に何らかの方法によつて
考へて行かなければならない。單作地
帯でも寒冷地におきましては苗代の施
設におきまして、昨晩も委員のお
話になりました温床苗代の設置等にお
いてもどうかして継続して政府はやり
たいというふうなことを考へてゐるの
であります。單作地帯は甚だ恵まれ
ない農業経営であります。而も今日米
価を全国的に統一いたしております上
は、何らかの方法で單作地帯の対策
を考へて行きたいと考へてゐる
わけでありまして、報奨物資に對し
ましてはその気持で考へて行きたいと
思存します。現在報奨物資はいろ／＼出
してありますが、今お述べになりました
酒とたばこであります。これは非常
に有難いと思ふ農家もありませんし、又
たばこも酒も呑まない、而も大百姓
をやつて酒が、一斗樽に酒が入つて来
る、たばこもどかつと入つて来る、酒
は腐つてしまふ、たばこは外に出さな
ければならぬ、こういうので悲鳴を
擧げてゐる農家も決してないとは言へ
ないのであります。それで配給をいたし
ております現在の酒たばこというもの
は、これはできるだけ減しまして、祭の
とき、或いはお朔日とか、十五日とい
うような田舎の気分には合うようなとき
に僅かでもいい、酒といふものを配給
するといふような方法を考へて行つた
らどうかというふうなことで、現在の
量を減して、そういうふうにして、そ
の代りにゴム足袋であるとか、或いは
ゴム長靴であるとか、これは寒冷地帯
に特に考へなければならぬ問題であり
ますが、衣料品等をそれだけの分を

余計リンク物資として配給するといふ
ことにしたらどうか、かように考へて
いるわけで、全然酒たばこは廃止して
しまふというよりは、むしろ量を少く
して、その代りに外のものをリンクし
て上げるというふうにした方がよろ
う、かように考へるわけでありま
す。

○深川タマエ君 次は調味料のこと
であります。この前国民生計調査をな
さつた結果によりまして、調味料は相
当不足しております。一番醤油が。と
ころが私達が米の配給所に行つて外食
券を貰ひまして、その外食券を持つて
どこの食堂に参りまして、主食のみ
ならず副食も貰ひまして、そうしてそ
の外食券を貰つた人にも相変らず味噌
や醤油や、そういう調味料が配給にな
ります。何のために調味料の配給をな
さつてゐるのかさつぱり分らないので
ございしますが、その御事情を一つ伺
ひたいと思存します。

○国務大臣(森幸太郎君) 公団で
いうことを細かくやつておりますが、
一切分つておりませんけれども、今お
話のようなことで、誠に無駄であ
ります。料理飲食店が開始をいたしま
して、今調味料の切符を持つて行くこ
とになつておつたのであります。こ
れは近く何とか整理を付けた、かよ
うに考へております。

○深川タマエ君 働く婦人のために配
給所で夜も渡して貰ひたいといふこと
であります。今日日本の婦人が外へ出
て働きたいと思つておられます。い
つ何時配給の通知があるか分りませ
んの、これは非常に迷惑を蒙つてお
ります。家庭にも悪い影響を及ぼして
おりますが、配給所の人を公団に一人
ぐらい夜泊めて置きまして、日曜日で

も祭日でも働かざる婦人が都合のいいときに賃にいつたら渡して貰えるように。もう一つ相当金目が嵩みますので、配給の通知がありましたときに早速金の準備ができないで恥をかくこともございますので、金の準備をいたして置くように、夜行つても渡して貰えるように、多勢行つても一人で間に合うと思ひますので、人員を上手に使ひまして、少数の役人よりも多勢の主婦を助けて貰うようにして貰ひたい。これは一般の要望であるのでお願いいたします。

○国務大臣(森幸太郎君) 公団の末端の組織につきましては、今代位配給所というものが残置されておりましたが、これを利用しておるのでありますが、これが非常になく、勉強して面白いのでありますので、全然そういうふうにするとは考えませんが、公団の末端配給の組織は年度が代るまでにでも検討を加えて行きたいと考えております。尙配給物資、この間も婦人の方が出て来られまして、配給するものを金を取つて置きながら配給せんから困るといふお話がありました。大体これは袋をお借りして配給しておる様に私は都内でも見受けておるのであります。

尙この間も婦人の方が見えまして、甘藷みたいな重たいものを配給して貰うと……この間腰を抜かして病氣になつたとか何とかというお話がありました。たが、何でも一緒に五貫目も十貫目も背負つていくことにせよ、二貫目三貫目ずつ持つて行つて、配給所に預けて置いて頂いてもいいと思ひますが、できるだけ消費者の方のお迷惑にならないように取計いさすように指導はいたしておりますが、公団等末端

の組織については改善の余地が相当あるとかように考えておりますので、何とか御意思に副うようにいたしたいと思ひます。

○深川タマエ君 家庭配給の薪の値段がひどく高いのでございます。薪を使つておる家庭は細民家庭が多いのでございまして、何とか一つ御考慮願ひたいと思ひますのでございまして。

○国務大臣(森幸太郎君) 薪の価格は統制から外すしてございまして、今木炭の価格だけは最終価格を決めております。これは特別会計を閉鎖いたしたものが七月末でございまして、今整理の段階にありますが、遅くともこの会計年度内には整理いたしたいと思ひますので、炭の最終価格だけは残しておりますが、この最終価格もまだ今集荷者から卸者、卸者から小売者、こういう登録制組織によつてやつておりますが、この組織も近く廃止いたしたい。かように考えておるわけでありまして、薪は確かに価格が自由になつておると考えております。

○仲子隆君 農林大臣にお尋ねいたします。元来米の供出問題について、各府県からも集つたさまざまな問題がありましたが、私達が考えますに、本年の七月に米のでき高の予想が新聞に発表されました。これは農林省であるか何かは知りません。その後において数回発表されたのでき高といふものが、時によつて違ふのである。当然違ふ管のものであるが、我々の予想するものよりも若干多い。そうして又過般これも森大臣殿といふのが新聞に出ておつたのであるから、詳しいことは知らないが、占領軍からの要求のでき高といふものの数が非常に違ひます。今

日日本の耕作面積といふものは当然決まつておる。従つて反別に依つて米のでき高を決めるのであるが、或いはその年の状況を見て判断するのであるか、一般を見ないで簡單なる統計だけを以て捨てるのであるか、この統計の基礎が非常に不十分であると思ひますが、これらの統計は如何にして農林省は作られるのであるか。お伺ひいたしたい。

○国務大臣(森幸太郎君) お答えいたします。正確なる数を掴むことは非常に困難なものでありますが、これは司令部の趣旨に基きまして、統計局といふものを昨年まで持つておつたのでありますが、行政整理の結果農地改革部に併合したものであります。併し事務はこれは世界的な統計調査と繋りを持つておりまして、一定の方式によつてすべての調査をやつております。これは土地なり生産額なり或いは人口なり経済調査等も一つの或る科学的なやり方によつてやつておるのであります。現在までやつておりましたのは、郡単位までに調査をいたして、それから町村といふものを推定いたしておつたのでございまして。今回人員を少し増加いたしまして町村まで、これを及ぼさうという組織に変えたのであります。

反別につきましては、これは御承知下さるかと存じますが、土地台帳といふものが殆んど成つておらないといふもの、いい程に混乱いたしておるのであります。殊に戦災等によりまして町村役場が焼けたらなにかしますと、裁判所も焼けています。登記所も焼けています。いろいろな場合に税務所も焼けて分らないような場合といふようなものもあつたので、このまま土地台帳だけで

もいけませんし、これは確か明治二十二年かの地券改めの時できたのが、漸次改正してやつて来たのが田舎の土地台帳であります。でその台帳面積で行きますと、又いろいろの不毛地を閉塞いたしました土地の増加等もありますので、この土地の面積すらはつきり掴み得ないのであります。併し作報事務所といたしましては、できるだけ科学調査と一筆調査によつて、この土地台帳の一筆がどうなつておるかといふことを、できるだけ少い手間で調査をいたしておるのであります。それでもこの反別には非常な狂ひがありまして、殊に供出制度ができるようになりまして、以来、この反別と收穫量といふものは、非常まち／＼になつて来るのであります。私共は昔畑三百万町歩、水田三百万町歩といふものを考へて、六百萬町歩といふものを大體ずつと考へておりましたので、この三百萬町歩の水田が供出制度をやりました、二百九十万なり、二百八十万なり、二百八十五万といふふうには、だん／＼年々減つて来るのであります。勿論土地の潰れるのと或いは土地の開墾或いは干拓等によりまして殖えるものもありますが、これはプラス・マイナス僅かなものとして、如何にも減りようが多いのです。

併し又肥料を一反歩当り七貫目ずつ配給するといふと、反別は殖えて来る。こういう珍現象が各府県から出て来ますから、こういう條件の下に、例えば米の收量を予想することは困難であります。併しあらゆる難関を凌ぎまして作報はよく戦つております。供出をやつておりますから、或る地方におきまして、これは全部とは申しませ

ん、或る地方によりましては、作報事務所から本當の反別を言つては困る、本當の收量を言つては困るといふ圧力が加つておる所もあります。併し作報事務所の末端の者は、勇敢に自分の職責を完うしております。この成績によりまして、九月二十五日の現在が六千五百余万石という数字が出て、これは発表いたしました。これは固より粒数計算であります。一株を平均して幾粒ある。そうすると一升の米が何粒であるから、この山は何石何取れるといふ粒数計算に基いたのが六千五百万石であつたのであります。ところがその當時司令部の天然資源局で調査したものは、六千九百二十万石といふものがはつきり示されておるのであります。これは天然資源局として各府県に民政部を持つておりますが、民政部はどういう手足を持つてゐるか知れませんが、天然資源局として責任ある数字は六千九百二十万石、日本では六千五百余万石と言つたのであります。これには政治的の圧力が加つてゐるのじやないかといふことまで、想像を逞しうしたお叱りを受けたのであります。それがその後稲熱が発生して、これではいけないといふので各府県に調査せよと、驚くなから各府県に報告を見ると、減収一千二百萬石といふ大きな数字が出て来たのであります。更に地方事務所、作報事務所等坪刈検査をやりましたところ、約六千二百萬石ぐらゐの数字が現れて来るのであります。併しまだまだこれは中間の統計でありますので、十二月の末に実收穫を調査することになつておりますから、その実收穫によつては收量の見当はつくと思ひます。併し補正割当が早く決まません

と、供出の関係があるので、取敢えず二十八日に知事会議を開きまして、そして司令部の指令いたしました三十二百五万石の事前割当から二百四十五万石を補正しまして、それを知事諸君にお願ひして、末端までの割当をお願ひしたわけでありまして、統計がどれが正しいかということをお尋ね下さると、これも正確である。併しその中でまだ農林省の責任のある作報事務所の統計が、先ず農林省としては自分の責任である役所で作つたのですから、これを信用せざるを得ない。併しこれも完全なものとは考えておりません。いろいろ四圍の状況によつてこれは修正するものもありますが、大体作報事務所のまとまつたものが正鵠に近き数字として、基礎といたしておるようなわけでありまして。

○仲子隆君 作報が報告する反別、或いはそのでき高というものであります。その作報が或る一県において八百町歩の追加をやつております。それに更に政府から加えられたものが一千町歩、合計實際反別よりも千八百町歩が或る一県に増加されておる。この元は何かというと、役場のつまり反別の帳面でありまして、戦争中工場地帯或いは住宅地帯或いは工事をし掛けておつて飛行場なんかになり掛けておつたものが、それがその儘、帳面には田としてあるが故に、これが原因になつておるのであります。今年の予想見積はこの帳面の反別を中心にし、昔の悪地主と悪小作人のように出し惜みをし、うんと取りたいというふうなことで突き合つて、博勞の牛の値踏みのようにそろりそろりと持ち寄るというふうな形になるので、甚だ国民の食糧問題として

不十分なものであると思ひます。来年度の計上は考へておらないのであります。併しこれは衆議院、参議院の議員諸君のうちに於かれました、是非国土の實體を擁護の上において、こういうような基礎調査をやるべしというふうな御相談があるように承つておるのであります。政府におきましては少くも金は要りませんが、国土はすべての産業に關係するものだから、なるとか早くやりたいという希望を持つておるわけでありまして。

○国務大臣(森幸太郎君) お答えいたします。各地方においても非常に不十分を感じておられるようであります。農林省に嘘をつくとかつかんとかは別といたしまして、とにかくしつかりしたものを擱んで置きたいという見識はあるらしい。それが分らんと耕地の改良とか耕地の整理はできないわけでありまして。私は或る府県に行きましたところ、実に綺麗に、二郡程でありましたが、実地測量をいたしまして、土地台帳の悪い所を修正しておられる所がありまして、実に私はその徹底した土地改良の熱意に感心いたしましたのであります。政府におきましては今申しましたように土地台帳が正確なものでないとこれをやりたいと思ひ、常により／＼經濟關係なり、又人口調査の上から法務府においてもその必要を感じておりますので、現在協議を進めております。それをやりまして相当の金が必要わけでありまして、金が要るからといっておつたのでは何時までもできませんから、なんとか一つ、一地方だけでも／＼やつたらそれだけ効果が、表れるのでありますから、なんとか一つ手を着きたいというので目下研究を進めておる次第であります。

○仲子隆君 そのために来年度の予算にどれだけ土地の測量に対して計上してありますか。

○国務大臣(森幸太郎君) 予算を計上するまでに、先ずどういふふうな組織をやつて行くかということ定めて、そして経費を考へなければなりませんので、まだ来年度の予算にはその経費の計上は考へておらないのであります。併しこれは衆議院、参議院の議員諸君のうちに於かれました、是非国土の實體を擁護の上において、こういうような基礎調査をやるべしというふうな御相談があるように承つておるのであります。政府におきましては少くも金は要りませんが、国土はすべての産業に關係するものだから、なるとか早くやりたいという希望を持つておるわけでありまして。

○仲子隆君 然らば明年の秋も今のような問題が県と政府或いは占領軍の間に繰返される御予想でありますか、ちよつと伺ひます。

○国務大臣(森幸太郎君) お答えいたします。本年は反別ということより、むしろ収量高にいろいろ喰ひ違ひがありましたので、来年度におきましては今度作報の調査の末端を町村まで伸ばして参りましたので、一層正確なものを作り出すことができようと思ひます。

○仲子隆君 農林大臣に対する質問はこれで終ります。次に簡単に大蔵大臣に伺ひたいと思ひます。

九原則が示されました以来、我が国の昨年の十二月以後はすべてのことが或る型によつて抑えられた予算にもなり、生活設計にもなつておる。これは当然我々が負うべき任務であると思ひますが、そのために一方においては予算の均衡、次に金融を抑制するということがあり、又生産を増強して貿易を盛んに自立をして、財政經濟の自立というので誠に結構だと思ひます。併し政府が予算を編成される場合、健全財政ということ言われる。我々も健全

財政を望んでおるが、形式的健全財政であつて、實質的に国民生活或いは國民經濟と相俟たなければならぬものがあると思ひます。私共は健全財政なるものの根本においては實質的に健全財政でなければならぬ。ただ機械的に押しつけたようなものでは十分でないと思ひます。殊に今日の國民經濟なるものがこの健全財政の建前に調和して行かなければならぬが、現実の日本の状況を見ますと、財政計画に基いて産業は萎縮し、金融も逼迫し、國民の生活各般に及ぼして非常な困難があると思ひます。これに対して大蔵大臣はこの私の今考へますことと今政府の考へておりますこととにどういふ開きがあるか。同じことであるが、それらをお伺ひいたします。

○国務大臣(池田勇人君) お答え申し上げます。長い間のインフレ、而も相當急速度のインフレを止めましたために、先ず第一に政府の採らなければならぬことは財政の均衡であると思ひます。そのわけでありまして、そうして私は今度で昨年度あたりは、一昨年度あたりは財政は均衡したというふうなことを言つておりましたが、それは本當の意味の均衡、いわゆる實質的な均衡でなく、今回の予算で初めて財政は實質的均衡を保ち得たと考へるものであります。こういう状態をやりまして、今までのインフレを急に止めたのでありますから、或る程度は各方面の摩擦は私は止むを得ないものと思ひます。この程度以上に来るのではないかと思つておつたのであります。幸にこの程度で止つたのであります。實質的健全財政を堅持いたしましたために、一方におきましては産業の十分なる発達にはできな

かつた。或いは金融の梗塞とかいふ問題が起きておるのであります。これは徐々に回復して行つて本當の經濟の安定を期したいと折角努力いたしておるのであります。

○仲子隆君 健全財政を極端に貫くためと言ふと私は悪い言葉を言うかも知れませんが、今日のインフレを終息させるためにこれも止むを得ないという今の御説明である。このために非常に國家全体の施策が跛行的になつておりまして、産業政策とか、労働政策、文化教育政策、何れも甚だしい犠牲になつております。これは大蔵大臣の言葉もありまして、今のところ止むを得ない、逐次何とかして行くとおつしやるのであるが、一体今止むを得ないとすれば何時補うのであるか。どういふ御計画で今日の混乱しておる産業を補うのか、それをお伺ひしたい。

○国務大臣(池田勇人君) 私が止むを得ないと申したので、非常に悲觀的に見ておるとお考へになつては困るのでございまして。私は予想した當然のところに來ておると思ひます。産業が混亂したとか、或いは安定恐怖に入つたとかいふふうなことは考へておりません。通貨も安定し、生産も或る程度の上昇が、或いは横這い程度を行つておるのであります。こういうふうな短期間に安定したということは、非常に喜ばしいことであると思ひます。今後はこの安定を保ち得る情勢を基礎におきまして、財政經濟政策でいろいろの方法等を探らうと思つておるのであります。いずれ十数日の間に、来年度予算並びに金融政策も具體的にはつきり御覽に入れることができる

と思ふのでありますが、先ずやはり財政面におきましては歳入をできるだけ少くし、少い中から国家の復興を促すような、有効の使用を計画いたしておきます。又金融面におきましては、今足りないと言われておりますところの長期資金につきまして、特段の措置を講ずる準備をいたしておるのであります。

○仲子隆君 次の予算においてすべて示すと仰しやられますから、それを見るまでは分らないのでありますが、今年末において差当り金融上非常に困つておることは、いわゆる金縛りになつておることは、私が申すまでもなく、お分りになつておると思います。大蔵大臣はお分りと思ひます。併し今の金融も或いはインフレも適当に行つておると仰しやるのは、いわゆる形式的な財政政策であつて、現実の国民経済生活はさうに簡単な案になつておらないといふことを一体お認めになるのかどうか。ただ大臣として統計表予算表というようになら、ただいいと仰しやるということは、現実を御覽にならないお言葉である。具体的手続はこの次の予算と仰しやりますが、それは来年四月以後に行われて来るもので、十二月まで、或いは来年三月までといふこの産業上、或いは経済上の混乱というものは、次の予算が出て来ただけでは我々は救済できるものではないと思ひますが、来年三月までの金融逼迫その他をお賄いできるか、お答え願ひます。

○国務大臣(池田勇人君) 金融逼迫というお話でございますが、一部には金融逼迫はあります。併し御承知の通りに、予定以上に貯蓄も集まりま

すし、産業資金も出しておるのであります。経済の要するときに、即ち数年間、或いは十数年間、インフレにずつと傾けて来た人には可なり窮屈な点はあるかも知れませんが、私はインフレの終熄する時代といたしまして、今の程度の金融の潤滑は当然なことと考えておるのであります。併しもう大體安定の軌道に乗りましたから、今度は少し積極的な面に進みたいと思ひます。併して予算は来年の四月からでございます。金融的措置につきましては、相対早くから手が着けられるのであります。見返資金の運用につきましては、他の機会に申述べました通りに、今後は今まで以上に出来ることを期待いたしておるのであります。

○仲子隆君 見返資金のお話でありましたが、これも新聞の伝へるところによれば、多数の見返資金の融通を要求しておる者がある。併しほんの今日までのものは僅かである。審査も未了であるといふこと、一体新聞だけでは信用できませんが、どの程度見返資金が活用されておるか。その活用程度と民間においてどの程度要求しておるか。これに対して審査が行われておる筈であるが、どの程度進んでおるか。これについてお伺ひいたします。

○国務大臣(池田勇人君) 見返資金の運用につきましては、概ね予定通りに行つております。ただ問題は直接投資の金額と申しますか、私企業に對する直接投資が予定通り行つていないのであります。お尋ねでございますから申上げますが、最近までに大蔵省に出ました申請書は三百四十億程度であります。而もこの三百四十億円は九月、十月頃から出て来たのであります。

す。その間は申請は殆どなかつた、で我々は早急にこれを審査いたしました。そして今関係方面に持つて行つております金額は百七十億程度に上つておるかと思ひます。百七十億円の要求をいたしておるのであります。而してこの百七十億円の金額は、私は年度内にこれ以上の金額が私企業に出ることと考えております。すでに出しましたものは四億程度でございます。したが、年内に或る程度出ることを期待いたしておるのであります。で、その他の方面は鉄道通信への二百七十億円の予定は二百億以上出ております。そして復元債の償還は当初は一般會計からの繰入れで償還いたしておりますし、見返資金から償還いたしております。百二十四億円の分はすでに八十億程度ばかり償還いたしまして、今年内におきまして尚三百億ばかり償還いたしまして、そして産業資金に充てようとしておるのであります。

○仲子隆君 今一つだけで終ります。金融をできるだけよく疎通するというお話であります。現在までに政府が吸い上げたところの金というものは何らかの方法でこれを各方面に出されると思う。民間の機関を通して吸い上げの方法もありましようが、政府が今日まで税金又は物資の拂下げ等で集められたところの金はどれ程度であるか。政府が企業の方へ廻される金はどれ程度であるか。或いは民間に金はどういうふうに出されるのであるか。それらの点についてお答え願ひたいと思ひます。

○国務大臣(池田勇人君) 政府が十月末までに税で徴収いたしました金額は二千億程度に相成つております。今月は昨日まで四百四十億程度の税

収入が入つておるのであります。専売益金におきましても千二百億程度の収入が大體半分程度入つておる。而してこの金は政府の職員並びに政府の行政事務に充てておるのであります。この内訳は今年度当初予算で御覽下されば分ると思ひますが、千二百億程度は終戦処理費も大體地域割平均に行つております。価格調整費も地域割平均に行つております。政府から直接に民間の企業に貸すとかいふようなことはいたしてないものでございませう。大體予算書を御覽下さればお分りになると思ひますが、個々の問題について御質問下されば、それによつて答へることにいたします。

○岩崎正三郎君 災害復旧の全額国庫負担というものは、大蔵省ではいつ頃からやられるお見込であるか。それから公債の償還で、まだ期限が来ないで償還をしておるのが、一体どのくらいあるか。

○国務大臣(池田勇人君) 災害の負担問題につきましては、シャウブ博士が、原則として全額国庫負担ということとを言つておられます。極く些細な復旧につきましては別として、原則として国庫で負担する。この問題は将来の財政の計画に相当重要な關係を持ちますので、只今慎重に検討を加えております。

の金額は期限が来ないものを償還する方に使つております。而してもう一つの御質問の、どのくらい国債を償還するかという問題につきましては、財政法によりまして分以外には只今見返資金の今年度分の運用を以て国債償還に当てようかといふことを検討いたしております。又来年度におきまして債券剰余が大體五億程度出ると思つておるのであります。このうちのどれくらいが国債償還に当てるかまだ検討を加えておりませんが、いずれにしても二十三年度において剰余金四百十三億円の半分の二百億程度が当然国債償還に当てることになつております。

○委員長(黒川武雄君) それではここで六時半まで休憩いたします。

午後七時三十一分開会
○委員長(黒川武雄君) これより委員会を再開いたします。

○栗山良夫君 議事進行について、私は議事進行についてちよつと発言をいたしましたのであります。と申しますことは、今日議院運営委員会におきまして或る決定がなされて、それが予算委員会と非常に重要な關係を持つておる事項であるといふことは、議員諸君の中でお分りになつておる方もあろうかと思ひますが、私は正式に議院運営委員会から伺つたわけではございませんので、その点は若し間違ひがあれば後で適當な方法を採りたいと思ひますが、とにかく予算委員会が正式に審議を始めまして、熱心に審議を續行いたしておりますときに當つて、本日議院運営委員会においては、三十日中に本會議において可決をした

いという意思が討論がなされまして、
そうしてその結果午後七時まで待機を
するといふような決定がなされたよう
であります。そうして或る議員を通じ
まして私の所へも、予算委員会の理事
会で本日は質疑を一応打切る目標で審
議を進めて、明日討論解決をいたす予
定になつておるといふことに對しまし
て、これを何とか本日中午に本會議に掛
けられるところまでやつて貰えないか
か、議院運営委員会では実はこういう
工合に決定したのであるといふことを言
われたのであります。私は若しこのこと
が事実であるといふならば、
予算委員会の審議無視の問題であり
まして、非常に重要な問題であらうと
思ふのであります。そこでいろいろな
議論をいたします前に、先ず最初に
委員長にお尋ねをいたします。委員長
は、議院運営委員会においてさうな
ことが議せられ、或いは何らかの決定
がなされたことに對しまして、正式に
お聞き及ぶになつておるかどうか、そ
の点を先ず伺いたいと思ひます。

○委員長(黒川武雄君) 正式に聞いて
おりません。

○栗山眞夫君 そうしますと、この問
題を明らかにいたしますために、私は
議院運営委員長の出席をこの委員会
で求めまして、そうしてその間の關係が
明らかにせられることを要求したい
と思ひます。この問題が解決しない
うちに本委員会の議事の進行は、私は
賛成いたし兼ねる。そういう工合に私
の意見を申し上げます。

○委員長(黒川武雄君) 速記をやめ
午後七時三十五分速記中止
午後七時四十分速記開始

○委員長(黒川武雄君) 速記を始め
て。

只今の理事会の申合せを御報告申上
げます。今晩はできるだけ時間内に拘
らず、できるだけ遅くまで質問を十分
やつて、一般の質問は大体今夜に終
り、明朝十時に小委員長の報告をし
て頂き、その小委員長の報告に對する
質問をいたしました後に質疑を打切る
といふことに理事会は申合せました
が、どうぞ御了承願ひたいと思ひま
す。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(黒川武雄君) 御異議ないと
認めます。

それじやどうぞ……
○栗山眞夫君 私運輸大臣に極めて簡
單なことをごさいますけれども、二点
だけ質問いたしたいと思ひます。

第一点は先國會でございましたが、
従来濫發されておりました国鉄の無料
パスの整理のことにつきましていろ
ろと問題になりました。国鉄の合理化
のために、或いは収入増加のために一
応整理をするといふような方向に向つ
たと思ふのであります。従ひましてそ
の後国鉄当局におきましても鋭意その
線に沿つて努力をせられたことと思
ふのでございますが、現在までにお分り
になつておりますところの整理の枚
数、或いは整理の範圍といふようなも
のの内容を承りたいと思ひます。と同
時に今後の予算に對しまして、このた
めにどれ程の収入増に相成りまする
か、その点を一応お見込を承りたいと
思ふのであります。

○国務大臣(大屋重三君) この無賃乗
車券の中で定期と然らざるものを問

ず、過ぐるコーポレーションに移りま
する前に整理を断行いたしまして、そ
の状態が今日まで續いておりまして、
爾來整理後におきまして濫發というよ
うな事実は毫もございません。又これ
につきましては只今政府委員から申上
げさせます。

○政府委員(紙田千鶴雄君) 只今の無
賃乗車証に関するお尋ねに對しまして
お答を申し上げます。

只今大臣からお話ございましたよ
うに、この六月になりましたコーポレ
ーションができましたから後は極力乗
車証の整理をいたしておるのでござ
いまして、濫發をいたしておるような事
実はないのでございます。又私達運輸
省の者でございますが、この運輸省の
者に對しましてはバスを發行をしない
と、こういうふうな非常に嚴重な方針
を国鉄が堅持いたしておるような次第
でございます。一例を申し上げますと
そういうふうな状態でございます。そ
れからこの換算した金額はどれ位であ
つて、収入に對してどの程度の影響を
与えているかというお尋ねに對しまし
ては、何分こうした乗車証は、御承知
のようにこの区間、その他の点を計算
いたす必要もございまして、従ひまし
て早急な計算が困難でございますが、
現在のところこの發行の減少となる枚
数は、臨時乗車証におきまして約百六
十枚、それから定期乗車証におきま
しては約三十万枚、こういうふうな見
込でございます。大体こういうふうな
状態でございます。今後共に無賃乗
車証の發行につきましては、国鉄にお
きましては非常に嚴重な方針を採用す
ることになつておるのでございます。

○栗山眞夫君 収入の金額は大體大綱
みでもお分りにならないものでござ
いまして、それからもう一つは、整理の
範圍なんでもございまして、元の国鉄
時と今度のコーポレーションになつた
現在の場合と比較しまして、どうい
うなところが大體整理になりました
か。この点を概略でよろしくござい
ますからお答を願ひます。

○政府委員(紙田千鶴雄君) 収入の金
額につきましては先程申し上げましたよ
うに、いろいろな發行区間その他がご
ざいまして、申し上げることは早急に
は困難かと思ひます。尙範圍につきま
しては只今詳細な資料を持ち合してお
りませんが、例えば官庁方面でござ
いますとかまあそういうところは、運
輸省も含めまして、發行いたしておら
ないのであります。

○栗山眞夫君 もう少し細かく伺うよ
うに私前に御連絡をしておいたのであ
りますが、何か行き違ひがあつて伺
えないのは残念でございますが、余り時
間がありませんのでこの程度にいたし
ておきます。

それから第二点は、去る十一月の二
十四日に朝日新聞が一番大きく取上げ
ておつたのでありますが、例の国鉄の
貨物取扱事件の問題でございますが、
これは東京車掌区の問題、一億円
の問題が出されたのであります。私はこ
のときにただ東京車掌区の一億円事件
だけでありますならば、その問題を重
要視いたさないものであります。その
朝日新聞の記事のトップに当局談とい
はしまして、これはたゞ東京車掌
区で起きた事件であるけれども、全国
的にこういう事件がまた外にも方々あ
るのだからというふうなことがはつき
り明記されておりました。而もその抜

取りの内容に至りましては、關物資の
問題、輸送問題、いろいろ掲げられて
おつたようでございますが、私はこの
問題は非常に重要だと思ふ二点がある
と思ふのであります。第一点は、にか
く荷主に對して、こういうふうなこ
とが中間で行われますならば、而も終
後四年経ちまして、相当に人心が安定
している時にもまだ行われるといふこ
とになりますならば、非常に不安感
を与える。国鉄に對する信頼をこう
いふようなところで失つて行くといふ
ことになりまして、甚だ残念であると思
ひます。それから次に、国鉄当局が、
とにかくこの事件を見まして、全国的
にこれと同じような例が多々あるの
といふようなことを言われるといひま
す。これは、極めて責任の所在を不明
瞭にせられたものであると言わざるを
得ないのであります。若しそういうよ
うなことがあるといふことがお分り
になつておるならば、なぞもつと前に具
体的にいろいろな手をお打ちにならな
かつたのか、その問題が残ると思ひま
す。それからもう一つは、国鉄の従業
員も最近におきましては非常にじめ
に熱心に国鉄の復興と取組んで、い
ろいろと過激な労働に従事していたと
するのであります。最近には人員整理によ
りまして、更にその傾向は強くなつて
おると思ふのであります。が、こうい
うような大部分のまじめな職員の中
にはさまりまして、極く一部の不心得な
職員が行いました。こういうことにつ
いて、国鉄全体の職員が恰かもこうい
うような不正な行為を行つておるもの
のごとき感を國民に与えたといふこと
は、非常にこれは重要視しなければな
らん。従つてこういう問題は一刻も早

く問題を糾明して解消し、国鉄職員の名譽のために、又国鉄の次代の信用回復のために適当な手段を採られなければならぬと思つてあります。そこでこの問題について運輸大臣として、どういふ所信を持っておられるのか、概括的にどういふ所信を持っておられるのかどうかを聴きたいといふことと、それから第二点は、全国的に相当派山あるといふことを言われましたが、そういうものをお掴みになつておるといたしますならば、その内容といふものはどういつた程度であるか。これを伺いたい。

第三点は、とにかく一応荷主に損失を与えたわけでございますが、こういうものが荷主が分りました場合、これは積極的に調べなければならぬと思つてありますが、分りました場合には損失補償をやられるのであるかどうか。こういうような点について伺いたいと思つてます。

○国務大臣(大屋三三三) 栗山君より御指摘の只今の東京の荷扱車掌の不正事件につきましては、運輸大臣は、現在極く簡単な、さういふ事実が發覺いたしましたして、目下司直の手で取調べが進行中であるといふだけの報告を受けておるのであります。詳細は政府委員が私よりも詳しく存じておりますから御説明申し上げますが、さて私に対する御質問であります。その事實は誠に私運輸當局といたしまして遺憾千万なことであるのであります。何分にもこの終戦直後の秩序が紊れ、物資の非常に不足いたしておりました時に、就中禁制品を鐵道の貨物に託して送るといふような事柄があり、従つてこれが不正なる鐵道の従業員の一

部によつて悪いことが行われて、而も荷主がそういう禁制品といふような関係もあり、なか／＼これを届出を躊躇しておつたといふような関係などもありまして、相当長い期間に亘つて行われた犯罪がある模様でございます。その申告がなかつたといふような事柄で發覺が非常に遅れたといふようなこともあるように考えられるのであります。いすれにいたしましても、事實の詳細は、司直の取調べの上を待ちまして判明いたすことと存じますが、さてこの私といたしましては、さういふ事柄が再び起らないといふことに對しまして万全の処置を講じなければならぬと同時に、御質問の第二点の通り、このようないふためにこの真面目な國鉄の多数の従業員までが迷惑をいたしおるというやうな事柄に對しましては、十分にさういふ誤解のないやうな抜本塞源的の措置を講ずるつもりでおります。尚又この事件の内容を吟味いたしまして、この責任の所在或いはこの犯罪者の処罰といふやうな点に對しまして、十分に処置を講ずるつもりをいたしております。この事件の全貌の判明を待ちまして、只今栗山君御指摘の数点に對する措置を十分に講ずるつもりをいたしております。

○政府委員(足羽則之君) 只今の御質問にお答をいたしたいと思つております。多数の従業員がございまして、その中には極く一部に非常に不届な者もありまして、そうした事例もまたあるものでございしますが、併しその都度嚴重にこれを取調べ戒備をいたしまして、そうしたことのないように努めております。先般の新聞の記事と申しますのは、私は実は存じないので

ございしますが、全体についてこうした事例が全國にさう派山あるといふことではないと私は信じております。尚本件につきましては、鐵道の中に御承知の公安官といふものがございまして、鐵道の中の警察官でございまして、東京鐵道局の管内の公安官がこの事故の原因につきまして、札幌鐵道局からの東京鐵道局に對するこの事故の照会から公安官が活動いたしまして、檢察庁の応援を得てこの捜査に當り、現在では司直の方の手に事件は一切渡つて目下これが審理中でございますので、いすれ至親が判明いたすと思つて、判明いたしますれば、それに従つて、十分に關係者については、相當な処分をすることになると思つてます。

向鐵道の信用といふ点から申しまして、非常に世間に対して甚だ恥かし、次第でございまして、これらの点は從來も十分に戒備いたしておるわけでございますが、尚今後共職員の綱紀肅正といふことに十分努めたいといふ点と、それからさういふ問題が監督者の手許を離れまして、乗務をいたしております勤務の性質上、これに對しては特段な、十分にさういふ不正の起らないやうにいたす措置を講ずる必要があるのでございしますが、まあその最も大切なものといたしまして、現品の受授の關係を更に正確にするといふ点、いろいろさうした点について格段な工夫をいたし、こうした事例がないやうに絶滅を期したい。こういうことでいろいろ國有鐵道といたしましても考へておるやうでございまして、こうしたことの再び起りませんやうに、十分にさういふ点には氣を付けて今後努めて参りたいと思つております。

は賠償の問題につきましては、今後の判明いたします事情によりまして、それぞれ適當な処置をいたしたいと、こゝろ考へております。

○栗山眞夫君 今の荷主の損害補償の問題であります。私は禁制品を送つたやうな荷主の損害は、國庫で補償するといふやうなことはしないでいいと、常識的には思つておりますが、さうして又真面目な製品であるならば、これは當然その全額を補償されなければならぬと思つて、さういふやうな考へ方で、現在の法規上取扱ができるものであるかどうか。或いはさういふやうな工合にやる御意思があるかどうか。その点を一つ伺いたい。

それからこの間の新聞でとにかく國鉄に全国的に相當あるといふやうな印象を与える記事が出たのであります。が、これについてこの機会にも一度國鉄の職員の名譽のために私はさういふ新聞に報道されたやうな事實はないといふことを、若し自信がありますならばこの席上で述べておいて頂きたいと思つてます。

○政府委員(足羽則之君) 賠償の問題につきましては品物の種類、或いはこの事故の起りました原因によりましてそれ／＼これを処理する規定がございまして、従つてこの処理の規定に従つてそれぞれ処理いたすことになると思つておられます。尚さういふ問題は、非常にさういふ大掛りな問題は稀な事件でございまして、或いは先程申し上げましたやうに、多数の中に極く一部不届きな者がありまして、時々こうした事實がありますが、併しこうしたことが全般的に広がる行われておる、こうしたことは絶対にないことをここで申し上げてもよろしい。こゝろ考へております。

○深川タマエ君 鐵道電化について伺ひたい。もうどうな様からか御質問がなされたかと思つて、ございしますけれども、民自党の政府で鐵道電化を計画されておるといつかの新聞で拜見いたしたのであります。この頃のように鐵道が赤字が出る度に運賃の値上によつて解決を付けるやうな方法でやられたのでは、物価の暴騰となり國民生活に重圧を掛けますので、このあたりでさういふ方法をお止めになりまして、電化をなさいますと石炭も五分の一で済むさうでございまして、さういふ合理化をすることがいいだらうと思つて、それについてはやはり長期建設資金が必要と思つて、三百億かの見返資金が余つておるさうでございまして、これを一つお使いになるお考があるかどうかといふことが一つと、もう一つ序でだからお尋ね申し上げますけれども、何か鐵道電化に對して外國資本を入れるやうなことを見たことがございしますが、外資導入のことについてちよつと民自党の政府に御伺ひしたいのです。

○国務大臣(大屋三三三) 鐵道電化の必要であることは言うまでもないのであります。運輸當局といたしましては昨年度におきまして東海道は浜松までできております。実はそれを二十四年度の予算におきまして米原まで延長したい、これに要する資金が凡そ五十二億要する見当で、二十四年度の予算で支出をいたす予定でございまして、さういふ点で電化の方には予算が廻つておりません。又見返資金を以ちまして鐵道の電化をいたしたいとい

うことである／＼工夫して参りました
のですが、やはりこれも／＼な関係
係で見返資金から資金を仰ぐことがで
きなかつた次第であります。そこでこ
の昭和二十五年の予算に電化の項目
を挿入したいと思ひまして、これ
も大蔵大臣、安本長官、或はこの関係
方面といろ／＼な協議をいたしてあり
ますのですが、今のところその結論
は……電化は非常に重要なことで望ま
しいことではございますが、何分にも
この電氣量の不足をいたして、この電
化の仕事をしたすべく少々懸念される
というふうな結論がなつて参りました。
そこで又多少只今申上げます通り
り、資金の方、他の方面の必要の度
が相當に緊急を要しますという関係、
即ち主として電氣の十分でないとい
うこと、資金面の関係というふうなこ
とで、非常に重要な事柄でございます
が、東海道本線或は山陽本線というよ
うな本線は勿論、電化をすべき必要
な各支線の方に対しまして、電化が思
うようにまだ実現しないという関係
に相成つておるのであります。當
局といたしましては、この電化の問題
の解決を早急にいたすということと、
又資金の面の供給を仰ぐという二点に
対しましては、引續いて努力をいたす
つもりにはいたしておりますが、昭和
二十五年の予算に電化の項目をい
うことは、まだ決定をいたしてありま
せんが、先ず大体これは見込といた
ふうに考えられておるといふ状態を御
了承願したいと思ひます。

つまり電化促進会社というふうな民間
の資本を集めて、いわゆる電化會
社を造りまして、これが車輛、電氣機
関車というふうな車輛、或はこの他の
電化に必要な車、線というふうなもの
の設備をいたして、これを國鉄に貸与
いたし、そうしてその賃貸料を以てそ
の會社を経営し、そうして國鉄が予算
を以て電化に充當いたしますことが
可能の時に至りました場合には、この
民間の電化會社で持てました設備を國
鉄に譲渡するといふような仕組みを以
ちまして、目下この電化會社の案がご
ざいます。これもまだ成立とい
う運びに至りません。
尙御質問の外資を導入いたしまし
て、この電化を促進するといふこと
は、只今具体的には実は問題になつて
おりませんので、大方電化に関する問
題はさうな点に盡きるといふのが現
状でございます。

○委員(黒川武雄) よろしくござ
いますか。仲子委員、厚生大臣に対す
る質問を願ひます。
○仲子委員 厚生大臣にお伺ひいたし
ます。この前の国会の衆議院及び參議
院において、別々に決議案を出し、政
府の答弁を求めておつたいわゆる戦死
者遺家族に関する問題、題目は未亡人
とか何とかいふ言葉もありましたが、
それらに對して政府から回答をするこ
とになつておつたのであります。こ
ろが過般本會議において私が質問した
際に、若干厚生大臣から話がありまし
たけれども、そのときはまだ正式な回
答の程度のものでありません。いつ
どういふ形式を以てお回答になるか、
先ず伺ひます。
○政府委員(矢野西雄) 只今大臣が
病氣静養中でありまして、厚生政務
次官から代つてお答えいたします。御
質問の内容に從ひまして、本日本体の
点用意して参りましたので、是非御質
問を願ひたいと思ひます。
○仲子委員 そのときの項目に從いま
して申しますと、先ず社會保障制度の
方で、審議會を設けておるから、この
審議會の結果によつて答申を得て、社
會保障制度で考へる、かういふのであ
つたが、その状況はどういふようにな
つておりますか。
○政府委員(矢野西雄) 社會保障審
議會は、皆さまの御承認を得まして組
織しておるものであります。これは總
會並びに小委員會で、非常に熱心に只
今検討して頂いております。折角民主
的にこれが組織されておりますので、
その結論を頂戴いたしました。これは、
首相がその長であります。厚生行政
の面においては、その答申に副うて、

或いは法的措置、或いは財政的の措置
を採つておるような次第であります。
今同身體障害者福祉法のごときも、そ
の審議會のい／＼の御検討が非常に
反映して、皆さまの御協賛を得て、い
よいよ本日をして可決されましたの
で、近く法として実現を見る次第で
ございます。
○仲子委員 生活保護費を改訂して、
これを増額するといふ大臣の説明であ
るが、生活保護費といふようなものは、
一般的なものであつて、特にこれから
後のことも同様であります。戦死者
の遺族とか戦争犠牲者の遺家族と稱す
るものに限つておるものでないが、特
にあの決議に對して戦死者遺家族に對
してどういふような生活保護費が計上
されたか、それを伺ひます。
○政府委員(矢野西雄) 特別に戦死
者の遺族といふ名目をつけて、これに
對する法的或いは財政的処置をするこ
ういふことは、法の前に何人も平等であ
るという固い一つの枠がございます
ので、關係當局との折衝においても非
常に困難でありまして、只今のところ
それを明らかに銘打つてそれに対する
予算措置といふのは只今困難でござい
ます。生活保護法の第十次改訂の内容
につきましては、先の第五国会の決議
に對し詳細に政府の回答としてすでに
提出せられておるのであります。今
簡単にその要領を申し上げたいと思ひ
ます。満四才以下の乳兒又は乳兒二人以
上を養育しております母に對しては、
本人の努力の状況を勘案いたしま
して、最低生活費の認定において、飲
食費に計算いたしました支給する方途
を開くことにいたしました。それから
飲食物費及び被服費或いは保健費の方

も今回行ふことになつたのでございま
す。
○仲子委員 次に育英資金について特
に考慮するといふ先般の大臣の答弁で
ありました。普通育英資金は高等學
校専門學校とかといふ方面に多く出さ
れて、特に遺家族のごとき生活さ
え困難な者に對してどういふふう
に考へられるかが問題であります。現在小
學校の一年生において年の費用が大休
千五百円ぐらゐる要るのである。二年三
年とまあ六年になつて若干多く要しま
すが、どんな山の中の山村の子供に
おいても一人の子供について千三百
円平均要るのである。遺族として日々
の生活に困る上にこの教育費について
非常に困つておるようであります。こ
れについて如何なる御配慮があつたか
承りたいのであります。
○政府委員(矢野西雄) 育英資金の
貸与につきましては、大日本育英會法
の第一條の規定に基きまして、生徒の
優秀性と經濟的困難といふ方面から考
へまして、更にこの未亡人とか或いは
引揚者であるとか戦災者であるとかと
いふような家庭の事情も考慮して頂
き、どうしても學費の支給が困難であ
るというやうな場合においては、優秀
性といふ嚴格なる枠をこれを固持する
ことなく、或る程度適當に勘案して頂
いて、その範圍を拡げて頂くように大
日本育英會の當局にも御懇請を申し上げ
ておる次第であります。本年度の育英
資金は非常に予算措置が少く九億で
ございましたが、明年度は大体において
十五億程度の線まで引上げて頂くよ
うな見通しがついておるやうな次第で
あります。只今一人当りの貸付金額は
大学において月額二千円、高等專門

学校において千八百円、新制高等学校において五百円であるが、本年度におきまして家庭の経済的実情等をよく調査いたしまして、この支給額の弾力性を持つて頂くように今折角交渉中であります。更に義務教育の子弟を持つておられる方に対する実英制度の適用は、今まだその機能を發揮しておらないのであります。非常にお困りの家庭では御承知のごとく生活保護法の適用を受けることができますので、御希望に副うだけの金額は支給することができなくても、その生活保護法の中に教育費というものの計算をいたしてこれを支給することになつておるような次第であります。成るべく今の御意見に副うように、何とか厚生当局としては文部当局その他各関係当局と連絡をして、御意に副うように努めたいと思つておるような次第であります。

○仲子隆君 今のお話は丁度これまでの總てと同じように、何も遺家族に関する問題には一つも触れていない。これからあと同じく幾つか伺います。が、これらの状況では、あの衆議院の、或いは参議院の決議に対する何らの答弁でないと思ひます。

○政府委員(矢野西雄君) その点は冒頭にお答えいたしましたように、遺家族という特殊の名目の下に財政的処置をするということに対する各方面の了解をまだ取り得ておらないような次第でございますので、実は御希望にまだ副う処置ができないのでございます。いろいろと各方面から手を廻しまして、その御希望に副う日が実現せられるように、実は国会の方の特別委員会等とも協力を願ひまして実は折衝し

ておる次第でございます。

○仲子隆君 関係方面に折衝中という御答弁であります。別に何も今は考へておらんという答弁であるか、はつきりいたしません。

○政府委員(矢野西雄君) 決して打切らないで、只今も折衝しておる次第でございます。

○仲子隆君 次にあのときの項目といたしまして、遺族の年金に関する問題は、ポツダム宣言の勅令によつて禁止されておる、こういう説明でありました。そうなつておればいたし方がないが、どういふ建前で禁止され、どういふ命令になつておるか、その内容をお示し願ひたい。

○政府委員(矢野西雄君) ポツダム宣言に基く勅令第六十八号第一條によつて、軍人又は軍属の遺族に対しては、第六号により扶助料の支給は禁止されておりますので、遺族年金の支給は只今のところ困難と存じます。

又弔慰金の支給についても只今のところ困難と存じておるような次第であります。

○仲子隆君 ちよつと伺ひます。過般大臣は弔慰金については何とかするといつて明言されておりますが、今の次官の答弁では、これはできんと言われるが、いずれが本当でありますか。

○政府委員(矢野西雄君) 絶対に不可能というのではございません。只今申上げましたように、只今のところ困難であるということをお申上げたのであります。

○仲子隆君 それでは非常に答弁が前の答弁と違ひます。はつきり答弁を願ひます。

○政府委員(矢野西雄君) 速記録を御

覽頂けば分ると思ひますが、只今のところ困難であると私最新申し上げたのであります。皆様の御支援を得まして政府が懸命に努力しましたならば、或いは大臣が申しましたようにその難関を突破することができると思ひますので、皆様の御鞭撻を願ひたいと思ひます。

○仲子隆君 生活扶助生産資金の整理につきましては、二十五年は相当にこれを見積るといふ答弁に対し、相当とは、まだ二十五年予算が出て来ないのであるからまだ分らんかも知れませんが、どの程度にこれは考えられておるか、お答え願ひたいと思ひます。

○政府委員(矢野西雄君) 補正予算におきましては、厚生省の管轄いたしましたる範囲におきまして二億円の御承認を求めておる次第でございます。貸付けたものが滞つて参りますのが二億程度ではないかと思ひます。大蔵当局が組んでくれましたのが国民金融公庫の厚生資金として五億であります。来年度は大体において厚生省の所管いたしましたる生産資金はやはり国民金融公庫の窓口を通して貸付けたといひまして、大蔵当局は十二億を組んでくれておりますので、来年度は大体御質問の金額は十七億程度であると思ひます。それに生産資金その他国民金融公庫の貸付のものが返還せられまして場合には、それが又還元して貸付けることもできると思ひますから、或る程度それが増加するのではないかと期待しておる次第でございます。

○仲子隆君 母子寮、保育所等を増設するといふのであるが、その状況を御説明願ひます。

○政府委員(矢野西雄君) 母子寮並びに保育所の問題は、二十四年度において母子寮が二十七ヶ所、保育所が百二十五ヶ所増設をいたしました。で、二十五年は大体予算が三億四千萬に上つては認められて、国会の方にその御承認を求めておる次第であります。その御承認を求めようといふ大要明の設備ができるかどうかという大要明の希望を持つておるような次第でございます。

○仲子隆君 次に職政者に対する葬儀費、或いは慰霊というやうなものに對しては関係方面と連絡中であるといふのであるが、連絡の状況はどうであり

ますか。

○政府委員(矢野西雄君) それはすでに皆さんにおいて、未復員者の給与方法の一部を改正する法律案及び特別未帰還者給与方法の一部を改正する法律案を参議院ではすでに御可決頂きまして、本日委員会を省署して、衆議院の方に回付になつておりましたが、約一時間ばかり前に、衆議院におきましては委員会省署を承認せずして、委員会付託にして頂きましたので、或る程度増額が可能であるかと思ひます。一千五百円のもの、一千七百円になり、埋葬料が千五百円、遺骨引取料が千五百円のが千七百円にということになると思ひます。

○仲子隆君 課税の減免、農地の開放、作物の供出、職業の安定等に関しまして十分に斟酌して、関係官庁と相協力して適切な処置を採るという大臣の御説明の内容を御説明願ひます。

○政府委員(矢野西雄君) その問題については、残念ながらまだ明確なるお答のできる結論に達しておりません。

で、折角お声を承りまして、一層厚生当局は奮発して、関係各省と折衝を進めて行きたいと思つておる次第でございます。

○仲子隆君 次に補正予算、或いは二十五年予算が協賛されるならば若干の施設をするといふことであるが、今補正予算が通るか通らないかの境であります。若しこれが通過し、或いは二十五年予算が出て来た場合には如何に施設せられるおつもりであるか、これを御答弁願ひたい。

○政府委員(矢野西雄君) 甚だ恐れ入りますが、今の御質問までよく私把握することができませんので……

○仲子隆君 もう一回申します。この予算が協賛を得れば、若干の施設をするといふと大臣が答弁されておりますが、いろいろ施設とは何であるか伺ひたい。

○政府委員(矢野西雄君) その中には多分母子寮の増設、内容の充実、或いは保育所の増設内容の充実、或いは引揚者等の住宅について更に一段の予算措置をしたい。例えば補正予算におきまして四億二千万円が提出されておりますので、相当引揚者の住宅が或いは買収、新築、補修といふことが実現され、更に来年度は四十億の住宅資金の中に五億だけは引揚者住宅として確約を得ておるような次第で、皆様の御承認を得ればこちらの方の施設もできると思ひます。更に住宅三十五億の中においては、一般のいわゆる未亡人、或いはその他の遺家族等の方々の住宅等についても成るべく好意ある措置をして頂くように、実は厚生当局としては建設当局、大蔵当局に懇請を今したいと思つておるような次第であります。

○仲子隆君 以上を総合して御回答をまとめて見ますと、特に戦争の犠牲者たる者の遺家族に対しては新たな考案はどれでもできない。ただ一般的に社会施設を充実してこの恩典に浴せよというように聞えますが、戦争に出た人達も必ずしもみずから戦争に好んで出たわけではなからうと思ふし、或いは中にはあつたかも知れませんが、殆んど者が国家のために命令を受けて出て行つたのであります。況してその遺家族は一般国民と比べて、何らの罪もないのに非常に大きな犠牲を蒙つて特別な扱いを受けている。この又遺家族の中には体面上普通の保護法なんかで生活を維持して貰ふことは困るという人達も随分あると思ふ。これが今までの十項目に関する御答の中では、殆んどただ一般的に困窮者として援助を得るという程度に留まるように思ふますが、さうな意味ですか。即ち戦争遺家族に対しては、特別な考慮はないという政府のお考であるかどうかをお伺いいたします。

○政府委員(矢野西雄君) 今までお答え申し上げました中にも、或る程度の御要望に応じた予算措置ができておると思ひます。申し遅れましたが、やはり戦争犠牲者という立場から申し上げますれば、今まで月給百円を今回三百円に増額し、或いは帰郷旅費を一千元を三千円まで高めるといふような措置、或いは病氣して帰つた者、或いは怪我をして帰つた者を、今までは大体二年の限度を持つておりました治療期間を或いは三年にするといふようなことなどのごときもやはり特別の措置をしたものだといふふうに考えておりますが、財政の現状でありますから、十

分の満足の行くような財政的措置ができなかつたことは、厚生当局としてもまだ残念に思つておりますので、これ亦皆様の世論のお力を頂きまして着々と御要望の線に向つて十分の手を打ちたいという熱意は持つておるのでございませう。

○仲子隆君 附加えて一つ伺ひます。今の御答弁、先程の答弁を総合すると、引揚者に関する家だとか、或いは旅費とか日当だとかいふ話で、私の質問するより別なことをお答になつておる。私の質問するのは引揚者の問題ではない。この方のごときは我々すでに知つております。戦争犠牲者の遺家族という意味であります。

○政府委員(矢野西雄君) 只今最前からの御質問の勿論重点はさうでありましたが、戦争犠牲者といふこの広義の立場から併せてお答をいたしましたので、御質問の向きについてはその條項においてお答えいたしました次第で、それが御満足の行くような点まで達していないことは明らかな事実でありますから、一段と努力をしたいと思つておる次第であります。

○仲子隆君 もう一言お伺ひします。然らば大体戦死者の遺族といふものに對して特に考慮は用いないといふ意味でありますか、どうですか。そこをお答え願ひます。

○政府委員(矢野西雄君) 實は厚生当局といたしまして、その遺族救済についての立法措置の草案は今出せとおつしやつても出すだけの實は準備を持つておりますけれども、それがいゝわゆる法案として国会に提出することのできるさうした環境をまた作り得ていないのであります。これは厚生当局の

熱意と適當なる手段を打ち得ないといふことでありますならば、潔くその責任を感じる次第であります。

○仲子隆君 どうも有難うございまして止めて。

○委員長(黒川武雄君) ちよつと速記を止めて。

〔速記中止〕

○委員長(黒川武雄君) それでは速記を始め。

○油井賢太郎君 大蔵大臣にお伺ひいたします。先ず第一に見返資金の問題であります。これはこの前の予算におきましては見返資金に對しましては直ぐにも使えるようなお話があつたのであります。然るにそれが順々にずれて、民間に對しては今日に至るも向つたつた四億四千萬の資金しか出ておらない。このずれといふものは日本の産業界にとつて相当大きな影響を及ぼしているわけでありまして、どうしてこゝろいづれが出たのでありますか、この際にお聞かせ願ひたいと思ひます。

○國務大臣(池田勇人君) 見返資金の利用につきましては、御承知の通りに関係方面の認可を得なければならぬのであります。認可を得ます前提要件はいたしまして、民間からの申出が早くなければならぬのであります。民間からの申出が非常に遅れて参りました。それがために申請書を向うへ提出するのにも遅れ、又向うでも初めのことでありますので、認可の基準等につきまして検討を加えられてゐる関係上遅れたのであります。この私企業に對します見返資金からの貸付金の分は当初は余りはつきり決まつていなかつたのであります。予算上決められまして金額は御承知の通りに、鉄道通信

の二百七十億、さうして復金債の償還六百二十四億、こゝろいふに決まつておりました。あとの分は国債の償還とか、或いは私企業への貸付、こゝろいふに相成つております。私企業へ貸付以外の分は順調に参つております。

○油井賢太郎君 只今のお話ですが、恐らく大臣が三月までに二百億、或いは三百億民間に出せるというお話をなさつておられますが、これ又いろいろさういつたような手続の問題とか何かで、話だけに過ぎやしないかと杞憂するものであります。これは三月までに實際に日本の産業界のために出される御確信があらになるのですか。

○國務大臣(池田勇人君) 只今関係方面へ私の手許から申請を提出いたしておるものは百七十億程度であるのであります。別に同額のものが最近私の手許に出て来ておるのであります。只今向うに出してあります百七十億が今年度内に全部出るかどうかは分りませんが、まだ未提出の分でも今後出しますものを加えますと、二百億乃至三百億は放出できると私は期待いたしておるのであります。その期待の程度はどうかといふと大体外れしない期待を持つております。

○油井賢太郎君 その御期待になつておられる資金面の使用先を大体で結構です。この際にお聞かせ願ひたい。

○國務大臣(池田勇人君) 只今提出いたしております百七十億のうちで最も大きいものは電気関係の百億余りでございませう。その次は船舶関係でございませう。又製鉄或いは炭鉱方面の金額もあると考えております。

○油井賢太郎君 これはまた期待外すれにならないように御善処方もお願ひいたして置きます。

次に目下のところ輸出の滞貨であるとか、或いは輸入品の売行不振、その他一般生産品の売行不振で相当商品が溜まつておるのであります。これらの滞貨に對して金融措置を圖らなくてはならないと思ひますが、大臣は善処するといふようなお話、或いは金融の措置を何とか講じたいといふようなお話もありました。結局行くと、民間の生産者、或いは企業家と市中銀行との取引になるのであります。ところが市中銀行では、結局自分の危険負担において融資をするという關係上、これを出し難いといふことになつて、滞貨の処理がますます困難を多くしておるようなわけなのであります。又一方におきましては、資金の融通が得られないから投売といふことで企業の悪化を來すといふようなことも非常に懸念されておるのであります。これに對して具體的の措置をお伺ひしたい。

○國務大臣(池田勇人君) 御承知の通りに、ボンド切下のありました前後輸出が一時不振になりました。而していわゆる滞貨金融の問題が起つて來たのであります。この滞貨金融につきましては、私といたしては日銀等とも連絡をとりまして極力やつてゐるのであります。併し問題は私はこのインフレを収束し、又原価計算主義の物価政策から變つて参りますときには、滞貨金融は相當出ているのであります。今までの物を作れば直ぐ売れるのだという考の下にやつてゐるのは、これはもう古い考え方でありまして、世界はすでに

売手市場から買手市場になつてゐるの
であります。私はこういう際に原価を
割つて売らうなことが或る程度ある
ことは止むを得ないことだと思つて
ゐるのであります。従いましてできた物
には何でもかんでも金融をするとい
うことはインフレをチエックするわけ
には行かないのであります。適当な一
定の方法でこの急場を切抜けるより外
ないと思つてゐるのであります。従
いまして最近の状況では輸出も大体好転
いたしましたし、又輸出不適格品の国内
向消費も図つておりますので、だんだ
んこういうことは、滞貨金融その他
も処理されて行くことと考えておりま
す。

○油井賢太郎君 この際株式証券市場
等において相当の株の値下りなどが実
現してゐるのであります。政府では
民間企業のいわゆる剰余によつて、い
わゆる大衆の貯蓄によつて株の増発と
か或いは増資とかいふようなものに充
てるべきであるといふことを盛んに宣
伝されております。併しながら株価が
一方において下るのに、新しい資金
を民間人が投資をするという意欲はこ
れは生じないといふのも肯ける点であ
りまして、こういう点に対して政府は
果して対策があらになつておられる
のですか。

○国務大臣(池田勇人君) 最近お話の
通りに株価は可なり低落いたしてあり
ます。この最も重大なる原因は株もた
れがして来ているといふことが大きい
原因だと思つてゐます。私といった
しましては今後株もたれのないよう
に、又出ております株式に對しまし
てはできるだけ適当な金融を付けて高
低ができるだけ少くなる、又今の非常

な値下りがだん／＼上向きになるよう
な方途を講じたいと考えております。

○油井賢太郎君 株の上向きを圖られ
るというのは結局企業の繁榮を政府は
願つておられるのでありましようが、
今の購買力と生産の両面から見て果し
てバランスが取れておるのであります
か、この際もつと購買力を増進させ
て、いわゆる生産品の消化、或いは株
価の高騰といふことを圖るのが当然じ
やないかと思つてゐるのですが、政府の施策
は今まで反対の方向を行つており、而
もその理想とするところは又更にその
反対を行なつておる、こういうこと
になつておりますが、これらの矛盾の解
決をこの際お伺ひしたい。

○国務大臣(池田勇人君) インフレを
急速に止め、売手市場から買手市場に
向つて行かせます場合におきまして、
一時購買力の低下は止むを得ないこと
であります。併し私といたしまして
は、財政政策或いは経済政策におきま
して、逐次直接事業を殖やして行くよ
うな方向で進んでおるのであります。
消費物資の購買力よりも、建設的な方
面の直接事業を殖やす方途を考えてお
ります。

○油井賢太郎君 次に貸金ベースの変
更の点であります。今の政府は貸金
ベースは絶対に変えないと言つてゐる
のですが、この年末に参りまして、企
業家も困つており、又更にその困つて
おる企業家の下にあるところの勤労階
級もすべて困難を來たしてあります。
中には貸金の不拂なども相当ありま
す。そういう点について貸金ベースを
この際多少変更した方が、却つて購買
力の増大を來たすといふようなことも
考えられるのであります。政府とし

ては、絶対にそういうお考はないので
あります。更にもう一つ、先般内村
委員からも首相に対して年末手当を官
公吏の公務員の方々に出す意思がある
かないかという要求があつたのであり
ますが、又私も労働大臣にその点を伺
つたのであります。はつきりとした
答弁はなくて、何らか善処するとい
うようなことを言つたので、善処する
といふことは、予算の面にはつきり現
れなくてはならないのであります。予
算面には出ておらない。そういう際
に善処するといふことは、何か大蔵大
臣に妙案が持合せがあるのですか。
その二点についてお聴かせ願ひたい
と思ひます。

○国務大臣(池田勇人君) 先づ第一に
貸金ベースの問題であります。民間
の貸金ベースの問題につきましては、
私はここで余り議論をせられなかつた
と思つてあります。又私のいない時
に議論があつたかも知れませんが、そ
れは存じません。ただ公務員の貸金ベ
ースにつきましては、絶対に動かさな
いといふようにお取りにならずに、今
年度の予算におきましても来年度の予
算におきましても、六千三百七十ペー
スを動かさない方針の下に予算を組ん
でおるのであります。絶対に動かさな
いといふのがいつまでになるか分りま
せんが、只今のところではそういうふ
うに考えております。

次に年末賞与の問題でございますが
公務員につきましては賞与問題は、御
案内の通りに俸給支給規定がございま
して、年末賞与を出すことはできない
ことになつております。従いまして予
算上も組んでおりません。私といたし
ましては、若し予算上不用額があつて、

適當なる方法によつて出す途があるな
らば、考へて見たいといふことを思つ
ておるのであります。

○油井賢太郎君 その適當なる途があ
るといふのは、大臣とされては絶対に
ないのであるが、それともこんな方法
ならば出せるかといふような策を具体
にお持合せがあるのですか。

○国務大臣(池田勇人君) 具体的の持
合せはございませんが、先程もお話し
申上げましたように、予算に不用額が
出て、そして給与規定に反せざる限
りにおいて出し得れば出したといふ
ので検討いたしておるのであります。

○油井賢太郎君 それは一つ御善処を
願ひたいと思つてゐるのですが、次に
現在の我が国におけるところの納税者
の窮状であります。大体五千億見当
の税金の徴収に對しまして、昭和二十
四年の九月までの滞納の発生額を見ま
すと、実に千五百二十七億に上つてお
るのであります。そのうち年度内処理
済額として千二百二十億であつて、差額
が結局五百億見当に上つております。
こういう龐大な滞納が現れておるとい
ふことは、取りも直さず我國の経済状
態がノーマルな状態でないといふこと
を示しておると思つてゐるのですが、
これらの滞納に對しまして、政府は延
納金、或いは延滞日歩といふようなこ
とをお取りになつておるのかどうかと
いふことを先ずお聴かせ願ひたいと思
ひます。

が、その後七、八、九におきまして、
臨時の措置によるあらゆる手段を講じ
まして、七百億円の数字は余程小さく
なつて参りました。大体あと二百億
足らずではないかと思つております。
そして今年度新たに発生いたしました
滞納金は百数十億と記憶いたしてお
るのであります。この程度の滞納は租
収入五千億に比へまして、まあ止
むを得ないのではないかと考えており
ますが、税務の執行の円満適正を期
しまして、成るべく滞納が起らないよ
うに、又過年度の分につきましても逐
次処理して行く方法で行つておるので
あります。又滞納金につきましては延
滞利子等を徴収いたしております。

○油井賢太郎君 今の大臣のお話と我
我が、国税庁から貰つた資料とは大分
違ふのであります。二十四年度に入つた
資料では二十四年度に入つてから貰
つた資料で以て二百三十七億九千七
百円、件数にして六十万九千件とい
ふ数字が擧がられてゐるのですが、この
数字はいずれ後からでも御説明願ひ
たいと思ひます。

次に価格差益金の点であります。が、
今回の補正予算を見ますといふと、価
格差益金及び割増総額受入といふ科目
で以て三十五億の計上があるものであ
ります。相当これは大きな額であります
が、現在価格差益を発生している事業
にあつて、過年度分の納付も皆困難を
來たして、何とかこれをもう少し延
期、或いは分割の途がないかといふこ
とを申入れしてゐるにも拘らず、こ
ういふ大きな受入れがあつたといふこ
とはちよつと不思議に感ぜられるので
あります。この点について価格差益
金をもう少し面倒を見てやるといふお

気持があるのですか、ないのですか。

○国務大臣(池田勇人君) 価格差益は当初予算におきましても百五億四程度収入の見込を立てております。その後価格調整補給金の削減によりまして、物価の値上りいたしましたものにつきまして徴収することに相成りました関係上、補正予算で三十数億円の計上いたしましたのであります。今後におきましては、即ち明日からの公定価格の改訂、その他に伴う価格差益納付金というものは取らないことにいたして、そのほか、従いまして今後の措置として、今までに発生した価格差益納付金につきましては行政上の処分につきましては、安本、通産、大蔵三者と協議の下に、実状に即したようなやり方で行こうと今検討を重ねておる次第でございます。

○油井賢太郎君 次に先般来問題になった織物消費税でございますが、これが一月一日でなければならぬということは確定的であるというようなお話です。然らば一月一日現在の手持品に對しまして、いわゆる消費者が当然負担すべき消費税を納めた業者の手持品に對しては、拂戻しをするとか、或いは交付金を出すというようなことが当然であると思われませんが、これに對する大臣の御見解は如何ですか。

○国務大臣(池田勇人君) 織物消費税の撤廃は、来年一月一日と考えておるのであります。而して手持品に對しては、拂戻しというところにつきましては、考えておりませんでございまして、油井賢太郎君 先般消費税を減額、或いは撤廃する際の業者に對する措置としては、価格差益金等によつて、何らかの措置を採りたいというようなお話

話もありましたが、その後の経過はどうなつておりますか。

○国務大臣(池田勇人君) 私の只今の記憶では、消費税撤廃のとき、価格差益納付金と関係して善処するとはつきり申上げたことはないと思ひます。が、今少しく記憶を辿つて見たいと思ひます。価格差益納付金のことにつきましては、先程申し上げましたように、実情に即して考慮したいと考えて今検討を加えておるのであります。

○油井賢太郎君 僅か一ヶ月のずれと言ひながら、九月初めからもう織物消費税が減額されるというので、九月十、十一の三ヶ月間、すでに業者は相當の滞貨を持つておるといふような状況になつておる。更にこゝへ来て一ヶ月分の上積の重荷を背負わされることは、非常にこれは苦痛でありますから、これに對して今までの大蔵大臣の御答弁では甚だ業者に對する思いやりがなかつたといふふうにしか解されません。これについて何らかの措置を採られなくてはならないと思ひます。が、例へば月半ばからでも結構ですが、大蔵大臣の指令によつて、四割を一割に下げるといふようなことが出来る筈ですが、そういうことをこの際おやりになつて、繊維協会の明らかな発達というところを圖られることが適当じやないかと、こう思ふのであります。大臣としては如何お考えですか。

○国務大臣(池田勇人君) シヤウブ博士の勧告案に、織物消費税は九月一日から軽減することが望ましいというふうなことが載つておりましたが、これはシヤウブ博士が日本の国会制度を御存じないという誤見だと私は思つております。従ひましてどうしてもこの問題は国会の御承認がなければできないのであります。従ひまして後段の御質問の、大蔵大臣が月半ばに適當な方法で一割に下げるといふふうなことはこれは私は毛頭考えておりません。若し大蔵大臣が法律に違反して税率を斟酌するといふことは、私は国会に對して申訳がないのでございまして、月半ばにしようといふふうなことをすることは、税率を引下げようといふことは毛頭考えておりません。

○油井賢太郎君 今のお説は、消費税法の條文は後から申上げますが、消費税法に大蔵大臣が特に指定した場合に税率を變更してもいいというふうなことが確かあつた筈ですが、そういう際、大臣の権限としておやりになつても、消費者も喜ぶし、又生産者、或いは取扱業者も歓迎するといふことになれば、善政を施されるのが適當ではないかと思ひますが、その点については如何ですか。

○国務大臣(池田勇人君) これは織物消費税に四割の税率と一割の税率がございします。毛織物にいたしましても、特殊のものにつきましてはその状況によりまして一割に下げるのであります。例へば、醋酸ビニールの沢山入つておるような織物については、大蔵大臣の職権で一割に下げ得る場合も特例としてございします。が、一般の織物につきましては、四割を一割に下げるといふことは、特例の場合の規定を濫用することになりまして、私はできないと考へております。

○油井賢太郎君 先程シヤウブ博士の勧告について大蔵大臣の断乎たる決意を伺つて、大いに同感の点があります。が、国会の審議権を侵すというふうなことは、つまり関係方面と雖もやれなという御見解であらうことを言われ

たのですか。

○国務大臣(池田勇人君) 私は関係方面の意向に拘らず、織物消費税は織物消費税法に定められてございまして、税率の變更は国会の御審議を、御賛成を得なければならぬのでやつておるのであります。

○油井賢太郎君 向關係方面でスキヤツピンでどういふ言つて來られた場合は、これは特例でありまして、關係方面からもういふことはなかつたのであります。○油井賢太郎君 そうしますと、今度の税法の改正は国会で以て修正をしてよろしいという御見解ですか。

○国務大臣(池田勇人君) 法律案の修正その他につきましては、国会で御自由になされることと私は考へております。

○油井賢太郎君 もうそれで結構です。

○内村清次君 大蔵大臣に伺ひます。食糧庁の予算關係であります。二十四年度予算が二十五億八千五百七十七万円、それが丁度四月から九月までの間に使用した金が十一億四千五百九十二万円、十月から三月までの十億三千七百十三万円がまだ残つておる。同時にそれを合計しますと二十一億八千三百六十六万円あつて、差引四億二千七百四十四万円残るといふふうなことになる。この点、正確であるかどうかということ一つ伺ひます。

○政府委員(河野一之君) 御趣旨の点は食糧管理特別会計の事務費の予算のことであらうかと思ひますが、今十月までの今後の見込を覚えておられますが、大蔵省といたしましては予算に計上した金額は大体実施されるのじやないかというふうな考へております。

○内村清次君 これは政府職員の見込法關係と極めて密接な關係のある問題でありまして、定員法によりまして、職員の見込は二万九千二百二人になつておるわけでありまして、そこで現在これに非常勤の勤務者として六千二百六十人とこれだけあつて、今働いておるような状態ですが、こゝういふような非常勤の職員を使つてやらなくてはならぬというふうな、即ち現実の点は、それは我々の考では定員法に即ち無理があるのだとかうに思つておるわけですが、そうしますと現在のこの非常勤の職員が勤務しておる状態からいたしまして、いわゆる米麦の検査、支拂証の検査、発行と、こゝういふような面におきまして非常にスローな点があり、又その面から來るところのこれは相當責任的に今後大きな問題も重つて來はしないかというふうな事態も含まれておるような状態でありまして、こゝういふような事態から考へて、この非常勤の即ち六千二百六十人というものは、どうしてもやはり今後、それは先般農林大臣に聴きましてもやはりこれは必要だといふようなことを言つておるのですが、やはり大蔵省といたしましては、その来年度予算におきましてもこゝういふような、即ち予算措置をやられるかどうかということ伺ひます。

○国務大臣(池田勇人君) 問題の所在がそれで分りました。(笑聲)実は行政整理をいたしました後臨時の仕事をか何とかいうことで起つて來るものであります。今滞納の問題でも油井委員から仰しやいました、七百四十億万円と申しましたが六月末までの滞納の金額であります。油井委員のおつしやつ

たのは滞納を引いて行つたわけであり
ます。その間に納まつたものがあるか
ら、私の申上げたのと合つたものであり
ます。そして七百四十億円の滞納を整
理いたしますのに、どうしても税務署
といたしましては夏に学生のアルバイト
等を雇ひ入れまして、そうして臨時
の仕事をいたしたものであるものであ
ります。又お聞き及びと思いますが、郵
便貯金関係で相当の人を臨時に雇入れ
まして、いろいろの人が同じ沢山通帳
を持つておるのを整理するといふよう
なことをやつておるのであります。先
般食糧管理特別会計の人員におきまし
て臨時雇員を雇つておる。従つてこれ
はゆく／＼は臨時でなしに定員にいた
したいといふ農林大臣の希望も閣議で
ありました。併しこれは余程私は検討
しなくちやいかん。これは各省にも行
政整理をやつた直後に、いろ／＼そう
いふ問題が起つて来る。だからもつと
検討して、どうしても定員として入れ
るべきものならば、来年度で考えたら
いいのじやないか、今直ぐ／＼というこ
とがあるから、直ちにこの重大な定員
法を改正するといふことは尙早だとい
うので、私は閣議の模様を話してどう
かと思ひますが、そういう意味で留保
いたしております。これは食糧管理特
別会計の不足人員と言われるものが六
千人以上、多いのでありますが、これ
は外の会計、役所でも相当あると思
ひます。これは将来の見透しを考へて、
本国会におきまして、定員法改正のと
きに考慮しなくちやならないのじやな
いかと思つております。

○栗山良夫君 私、稲垣大臣に二、三
点お伺いをいたしたいと思ひます。先
第一点は、中華民國と申しますか、国

民政府との貿易が相当あつたわけであ
りますが、御承知のように、中共の勝
利によりまして、旧……旧といふとち
よつと語弊がありますが、國民政府と
の間に契約されたいろ／＼な取引が、
相当キャンセルをされておるうちに聞
いておりますが、中国に對しましては、
その品物が、陶器にしましては、或い
は車輛にしましては、いろ／＼なもの
が特殊品が多いのでございまして、一
度キャンセルをいたしまして、これ
を国内に向けるのか、その他の地区に
向けるのか、それが極めて困難なもの
が多からうと思ふのでございまして、
かういふ事態が起きましたことに對し
ましては、政府としては、どういふよ
うな考へをお持ちになつておるのか、
その点を伺いたいと思ふのでございま
す。その要点は國民政府に代りまし
て、中央政府と正式にキャンセルをし
ないで、品物を売り込む方法があるの
か、ないのか。或いは、そういうよう
な努力がされておるのか、ないのか。
その点を先ずお聴きしたいと思ひま
す。

○國務大臣(稻垣平太郎君) 今の御質
問にお答え申し上げます。

これは今、車輛のお話がありました
が、例の日本車輛の關係の、今問題に
なつております五台の車輛の問題と
関連しての御質問だと思ふのであり
ますが、契約ができていて、そうしてキ
ャンセルされたといふ問題ではありま
せん。その点は多少お考え違ひだ
と存ずるのであります。昨年の……昨
年じやありません、二十二年の四月に、
向うの王使節が見えまして、話がだん
／＼進みまして、大抵日本車輛の五輛
その他で合せて二十輛の車輛の商談が

まとまることになりまして、そうして
當時の貿易管理をいたしておりました
司令部の認証を得ようといふ關係にな
りまして、相手方の王氏が帰國したと
いうために、この問題が進展しなかつ
たのであります。従つてこの商談は成
立しないままです。商談が不調になつた
ところが外の車輛会社はもうでもな
かつたのであります。日本車輛にお
いては、これが商談のできるものとし
て、いわゆる見込生産をした。そこでそ
れが手持になつたといふ事情でありま
す。従つてこの問題に關して政府とい
たしましては、特に責任があるといふ
問題ではないのであります。併し御
指摘のように、例えば車輛でありま
すとか、或いはレールでありますとか、
そういうものは日本の規格によつて
支那におきましては日本の規格によ
るものであり、又特殊の、日本が支
那に對する規格によつて作つたもので
あります。従つて他の地域に向けるこ
とが、或いは他に流用するとかいふこ
とが困難なものでありますので、これ
らの品物に對して我々ができるだけ同
じ目的の所へ振り向けるように努力を
いたすことは勿論であります。ただ中
共との關係につきましては、先般來た
びたびいろ／＼な委員会やその他で御
返事を申し上げておるのでありますが、
實際においては順次この中共との実
際上の取引ができておる。いわゆる正
式の貿易という面はまだそこまで伸び
ておらないのでありますけれども、實際
上の取引はだん／＼でかかつておる
といふ事情でありますので、そういう
たような機会にこの問題も取上げて、
そうして業者の非常に困つておる点
について政府としてできるだけ便宜

を供与するようにいたしたいとかよう
に考へておる次第であります。

○栗山良夫君 そうしますと、只今の
ところでは時期などを見越しての具体
的の見透しといふものがまだ立てられ
ない、こういう段階にあるといふこと
になるわけでありませんか。

○國務大臣(稻垣平太郎君) 只今申上
げましたように、そういうたような事情
でありまして、この注文が、要するに業
者の見込違ひによつて実は手持になつ
ておる、こういう事情でありますので
そういう事件はこの問題に限らず、諸
方に業者が見込違ひをしたといふ問題
はあり得ると私は存するのであります
が、併しながらこれは振り向け難い
といふことは御指摘の通りであります。
できるだけ早い機会においてこれをそ
ちらの方に振り向けるように我々が努
力する、或いは斡旋について努力する
といふことは申上げられますが、時期
は何時だ、どういふ時だといふことは
ここでまだ申上げ兼ねると思ひます。

○栗山良夫君 次に電力關係のことを
二三お聴きしたいと思ひます。

まず第一に、今年の五月の十二日に
水力電源開発に關する決議といふのを
これは両院で確かにいたしたと思ひま
すがその中に政府は早急に必要なる施
策を講じてその結果を本院に報告する
ことを要求する、こゝになつておるわ
けであります。これはあくまでも要求
でありまして、政府の方が要求に応
じられないといふことならばそれまで
でございますけれども、一応決議せら
れました内容は電力行政に對する全般
に亘る重要事項であつたわけでありま
すが、こゝういふものを両院へ報告され
る用意があるのかないのか。或いはそ

の時期はどういう工合になつておるの
か。この点をまず伺いたいと思ひます。

○國務大臣(稻垣平太郎君) その今の
お話の決議案に對するお答はずでに差
出している筈であります。もう恐らく
一月くらい前に、或いは手続やなんか
が遅れておりました、少くとも半月
前には出ておる筈であります。

○栗山良夫君 この前十月に突如とし
て起りました緊急停電につきまして、
私は問題の所存を明らかにいたしま
すために、十月の三十一日に緊急質問
をいたしまして、各所管大臣から御答
弁を頂いたわけでございますが、この
中で非常に不十分な点、まだ意を盡さ
ない点がございます。今日あとで安
定本部の長官にもこれに關連してお尋
ねをいたしたいと思ひますが、その目的
は、只今のところ一応電力事情が安定
いたしておりますけれども、私の予
想では十二月、一月、二月になります
と相当深刻になるのではないかと考へ
られますので、これは國民各位の電力
に對する国会として任務を果す意味か
ら、又そういう意味からいたしまし
て、通産省当局のお考も一応明らかに
いたしておきたいと思ふのであり
ます。

先ず第一にどうせ電力が足りないの
でございまして、この制限を効果的
に行うといふことが一番大事であるわ
けであります。その場合に実は十月
二十五日であつたと思ふのでありま
すが、政府は閣議決定を以ちまして、
深夜の電力配給を全面的に停止せられ
たのであります。ところがその後十一
月に入りましてから雨の状態が極めて
良好でありましたので、水力の発電状
況は非常に好転をいたしました。とこ

ろがこの好転下にあります。深夜の電力特配はいたさないという閣議決定がありましたために、従来電力特配をいたしておりましたところの肥料工場、化学工場とかその他の工場に対する特配向けも全部停止になりました。そのために相当多量の水がそのまま電力にならないで放流されてしまつた事実があるわけです。これは電力の利用者がそれ／＼の地区の電力局などに余りにも勿体ないことでありますので、何とかして使用させて頂きたい、こういうことを陳情に参りました場合には、水を流しても閣議決定の線だから止むを得ないと、こういう答弁がなされておる事実があるわけです。で、こういうことでは最後の一滴までも水を利用しようということと全くそぐはないことに相成りますので、その点の真相を伺いたいこと、それから十二月以後になりましたと思わぬ雨が極く短期間でも降ることがあるわけでありまして、そういうときに對しまして、今までの方針をそのまま堅持せられるのか、せられないのか。その点を明らかにしておいて頂きたいと思つておられます。

○国務大臣(稻垣平太郎君) 今のお話の問題であります。今栗山さんが御指摘のような話を各地方の業者なり或いは化学工場の方が我々の所に参りまして通産省にそういう話があつたというところも聞いたのであります。閣議決定の線に開かなければならぬから、これはその問題ばかりでなく、夜間電力の問題ばかりでなく、その他甚だ構子定規にやりました話の聞きまじり、で、それにつきましては特に指令を出しまして、機に依じてできるだけ今の

お話のような、一滴の水も棄てないよう、利用出来るようにいたしたいという方策を採つておる次第であります。それを御了承願いたいと思つておられます。

○栗山夏夫君 今今朝も長野県のある人からその話を聞いて驚いておるのではありませんが、まだそういう工合になつていないように思ふのでございまして、けれども、その点そういう指令を出したになつた日に何か分りませうか。

○国務大臣(稻垣平太郎君) それはよく話を聞くのですが、こちらから指令を出した時と、それから向うから來られてこちらで話をされた時とは多少時期的のずれもあるように思ふのであります。出しましたのは恐らく十日くらい前であつたのではないかと思つておられます。

○栗山夏夫君 それから、二十五日に閣議決定されました制限要綱を見まして、私非常に不思議に感じますことは、丁度終戦直後でございまして、昭和二十一年度におきまして、まだ電力、いわゆる動力需要が昭和二十二年当時の六割にしか及んでおりません時でも、もうすでに電熱の需要というものは全電力需要の三割五分が電熱として使用されておつたという場合がございまして、終戦後非常に電熱が普及発達しているというところは公知の事実であります。ところが今度の制限要綱はこういうような事実に対して深い認識が欠けておると私は言いたいのでございますけれども、この制限要綱を見ますと去年、一昨年と全く同じような條件下にあるような具合になつておるのであります。

先ず一番重要なことは、ネオンサイン、看板、広告塔の電氣の使用を禁止す

るという項が入つていたのであります。これは後で取消しになつたようでありまして、ネオンなどの使用電力量は極めて微々たるものである。あれだけきれいな光を出しますけれども、これは技術的に見ますならば実に微々たる電力量であつて、問題にする必要はないのであります。そういう点から言つて後から取消されたということは極めて當を得たことと思ふのでございまして、これと同様に電燈をなるべく節約するようにということがあります。だから湯水がいく／＼激しくなつた場合には一戸一燈の運動、一戸一燈、一ラジオ運動をやるといふようなことになつておりますが、私はこれは去年、一昨年の制限の考え方とちつとも客観情勢の変化を容れないでそのまま踏襲されておる考え方であつて、非常に好ましくないと思ふのであります。

というところは去年、一昨年は電熱が足りなかつた、結局薪炭にしまして、石炭、或いはガス、その他いろいろの熱源が足りなかつたために、勢い国民生活上或いはこうした工場経営上電力を以て熱源としたのであります。これを全面的に抑えたならば、もはや、国民生活に相当大きな皺を寄せるという情勢になりますので、止むを得ず電氣もどんな大きな家でも一戸一燈にして呉れという運動が起きたわけでありまして、今日この情勢におきましては、もう熱源はいくらでも他にありまして、あるわけでありまして、熱を全部電熱から正常な熱源に変えて行きますならば、今の発生電力量を以ていたしますならば、モーター用の電力、電燈用の電力を制限し

ないでも、十分に私はやつて行けると思ふのであります。即ち終戦四年になりまして家庭用の電燈を節約するといふようなことをしないで十分やつて行けるわけでありまして、そういうような基本方針に立つてこの電力制限要綱ができていないということは、私は極めて不満であるわけでありまして、それでこれからの問題になりますので、政府としてはこの制限要綱の趣旨を根本的にお変えになつて、そして國民にそういうような観点から電力制限に指導をされる、こういう用意がどうかどうか。その点伺いたいと思つておられます。

○国務大臣(稻垣平太郎君) この閣議決定をいたしまして出しました要綱というものは、それをそつくりそのまま直ちに全部一切適用するといふ意味でありまして、ただこういうところのものを要綱として機に依り変に臨んでやつて行こう、こういうことであります。今栗山さんの言われたいわけの熱源の問題につきましても、私は甚だ同感なのであります。ただ同感であります。併しなからまだこの終戦後に熱源として電氣を使つた習慣も相当残つておることも……これは私は習慣と申しますが、習慣は相当残つておることも栗山さんは御承知の通りであります。併し、そういう必要の場合にはその点にも言及しなければならぬというところは、これも私は栗山さんのお認めになることだと思ふのであります。全面的にそのままを適用するといふことではなくて、機に臨んで、今先のつまつた夜間電力を拘り定規に解釈したといふようなことのないように我々はやつて行かなければならぬ、かように考えております。

○栗山夏夫君 この点は私非常に、十二月以後において必ず当面する重要な問題であり、且つ光と動力のみを確保する唯一の途と思つておられる、これは希望として繰返してお願ひ申し上げておきますが、緊急に当局においてそういうような新しい構想に立つた措置を講じて頂きたい。こういう工合にお願ひいたしておきます。

それから第三点は、まあいろいろな質問がございまして、ただもう一点だけ申し上げますが、実は前国会において、通産省の中に電源開発部を設け、院修正で以て置くことに決定いたしました。これは電源開発の仕事が非常に具体的になり、而も広汎に亘るというので、定員法の通過直前までございまして、定員法の通過直前までございまして、特に議員諸君の御理解によりまして電源開発部という独立機関が置かれたのであります。併し當時は国会のもう終末期にありまして、又特に人を減らすという、各省共同率に減らすというような基本的な考え方がありまして、開発部を置きましたけれども、これに対する具体的な定員の確保とか、或いは定員に対する予算措置とか、そういうものが全然できていなかったわけでありまして、併し第五国会以後すでに電源開発部はいろいろ具体的な仕事に取掛かつておるわけでありまして、現状までどういふ具合に定員の問題、或いは予算措置の問題を取らつて来たか、それから今後正式に定員の増加なり、或いは予算措置を採らなければならぬが、そういうことに対してどういふお考を持っておるか、この点をお伺ひいたします。

○国務大臣(稻垣平太郎君) その問題につきましましては、あれが国会の終りの

間際で、定員法の変更なり、或いは予算の措置の問題で実は触れなかつたことは今栗山さんの言われた通りであります。併しながらこの電源開発部が非常に必要であり、又人数も非常に少ないといふことも事実であります。最近はこの部課から手助けをさせておいて、こういうわけでありまして、我々もいたしましては、来年度の予算におきましては人数もこれは資源庁内におけるやりくりによりまして、他の部で必要でなくなつた者を、例えば、石炭管理部あたり必要でなくなつた者もありまして、人数的、定員的に見まして、資源庁内の内部のやりくりはこれはできることに相成ります。そういう意味でたしかこの開発部においては今の人数の倍ぐらゐの程度になるように私予定をいたしておると思ひます。その点数字はつきりいたしませんから、これは私の記憶で申上げておるわけでありまして、それに対する予算の措置も来年度は探つてあるといふことを申上げておきたいと思ひます。

○栗山良夫君 そうすると定員法を変更しないでも、電源開発部の運営に支障のないような人員措置、予算措置が一応探れておると、こういう場合に了解してよろしいと思ひますか。

○国務大臣(稻垣平太郎君) さうでございます。

○栗山良夫君 次に安定本部の長官に伺います。去る十月三十一日の私の緊急質問に対して殆んどお答を頂いておりませんので、非常に重要な問題がありますから、それを合せて再質問の形でいたしたいと思ひます。

先ず第一に申上げたいことは、電力料金の更改が大体今年の四月一日から

行われるというのが八月一日になるであらうと言つて延び、それが十月一日になるであらうと言つて延び、又十一月一日になるであらうと言つて延びたのが、未だにその姿を見せないわけでありまして、この見透し或いはその更改の幅といふようなものについてお答を頂きたいと思ひます。

○国務大臣(青木孝義君) 只今栗山さんの御質問の要旨である電力料金の改訂の問題であります。これは仰しや通り他の物価に比較いたしました電力料金が安いといふことは我々も認めて、本年四月以来これについていろいろ研究をして参りました。ところが最近に至りまして関係方面から一案が提示せられましたので、この案をあらゆる角度から検討をいたしまして、今折角検討中でございますが、今私共の予定しておりますところでは、来月の十日頃になりますれば大体結論を見出すのではないかと信じている次第でございます。

○栗山良夫君 そういたしますと、これに関連して今年の冬の電力事情の見透しを伺いたしたいのでありますが、三十一日の日に安本長官はこういうことを御答弁でおつしやつております。電気料金の値上げが遅れているから、夏季の供給力については年度計画の四百六十五万トンに基いた計画といたしまして、冬期分の二百八十五万トンの石炭消費量を可能な限りしめるような、これは今必要な資金の処置を講ずる考えでございます。電気料金の値上げが遅れているからといふことでございまして、遅れたならばといふことでなく遅れていくからといふことであります。まあ言葉尻を云々するわけではありませんが、

御承知のように今までの電力料金制度によりまして、上期の豊水期に黒字を出しまして、そうして下期の赤字を埋めるといふのがこれが常識でございます。併し今年は上期におきましても四月の適正料金といふものが設定されなかつたために、殆んど全／＼になつておつて余剰金は出ていないと思つてあります。私の調べましたところによりまして、従つて十月一日から直ちに料金の更改が行われまして、尚且つ下期の赤字を埋める方法はなかつたと思つてあります。ところが十二月十日に今のお話で更改が行われるといふにしても、実際の収入の確保されますのは二月月遅れのわけでありまして、来年度の二月十日頃になるわけでありまして、そうしますと、こ

こで半期の中で四ヶ月間更に大きな赤字が出るということになりまして、このために恐らく私は日産或いは配電会社共火力発電用の石炭消費量の他いろいろな点で大難航いたしまして、この赤字といふものは今度の若干の料金の値上げでは到底カバーできないような痛手を受けるのではないかと思つてあります。もう既に安本長官も三十一日の答弁で今申し上げました通りに、必要な資金の措置を講ずるということをはつきり明言されたわけでありまして、事ここへ及んだわけでありまして、具体的にさういふ点をどういう工合にお考えになつておられるのか、一つ明確に伺いたしたいと思つております。

○国務大臣(青木孝義君) 前に御答弁申し上げましたように、緊き資金等につきましては、固より我々も考えておるところでございます。詳細の点は政府委員からお答えいたします。

○栗山良夫君 緊き資金といふのはこれは建設資金のことでありまして、私の申上げたのはそれではなくて、運転資金の方の問題でございますから、一つ御混同なさらんようにお願いしたいと思います。

○政府委員(増岡尚士君) お答えいたします。先程大臣から御答弁申し上げましたように、電力料金の改訂が近々行われることに相成りますが、今度の料金制度は従来のものと相当様子が變つておりますが、その料金の改訂ができれば、大体我々が第四四半期に供給できるであらうという想定をいたしましただけの供給力はできる、即ち所要の石炭は買うことができるように料金が値上げになるように計算をしておるわけでありまして、詳細の点については申し上げませんけれども、料金の中で比較的安い、いわゆるベースになつていく料金と包括的な火力料金とがありまして、火力料金を、相当な収入になりますと、大体必要な石炭を買つて、最初に想定したところの供給力を賄うという程度の収支が償うという関係になるような料金の改訂が行われると存するわけでありまして、従いまして大体二十四年度の収支決算においても、赤字を出さないように計算を立てたいといふことでやつております。今お話のようによさうに収支計算が立ちまして、電力料金はあとで入ります関係上、取敢えず手許の資金が足りないといふような事情がありました場合には、先程大臣がお話になりましたように、金融の途が当然譲られると、今までも銀行から石炭融資をやつたこともあるのであります。今回は料金が上ると収支が確実であるといふことが見透し

が付きましたので、従来の場合よりも更に容易に緊き資金を調達することができらうというふうな考えをしております。

○栗山良夫君 そのお考は私はよく分るのですけれども、今度の料金の内容でなくして包括ベースから行きて、値上げしても一ヶ年間の計算になつておる、一ヶ年間の収支計算になつておるわけでございますから、十月一日から十月一日の期初めから向う一ヶ年間に於いて、丁度そういう収支計算ができるのであります。この下期という、濁水期という一つの限界がありまして、そうして四ヶ月の、ここにエ・ポケットができたといふことになりまして、仮に融資せられても、その赤字を電気事業といふものは、ずっと恒久的に背負つて行かなければならぬといふことでございまして、電気経理の安定といふことは恐らく望むべくもないと思つております。従つてさういふ見地からして、この赤字融資という問題が下期の中で僅か二ヶ月残されたところで、石炭代の料金がどれだけ入るか分りませんが、そういう僅かなもので銀行の短期融資といふものがずっと続けられるとは私は考えないのではありません。この点は十分お見達しいがあるように思ひますので、もう一度詳しくお聴かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(増岡尚士君) 二十四年度の収支計算とこれから以降の石炭代を賄うという計算で電力料金を改訂いたしました。今のお話のように従前は改訂した時から一年という計算、大体さういふ考え方でありまして、二十五

お話がありましたように、石炭の能率をよく焚くというだけでなく、やはりピーク時に集中して行くというように、今お話があつたように昔火力発電所をピーク時にうまく運転したというふうな妙味がおのずから会社によつて行われるような方向に差向けたというふうな考えです。

割当において電力を割当てるということは非常にむずかしいので、やはり今申しましたように会社において自主的にそういう方向に持つて行けるようなやり方に進めて行く方が更に合理的だというふうな考えです。一方においては割当の方法も考えますし、又一方においては電力料金の改訂の際にそういう点を織込んで処理したいというふうな考えです。

○栗山眞夫君 今非常に重要なことをおつしやつたのですが、今度の料金によつて自主的に火力の非能率運転を妙味を持つてやれるような措置ができるとおつしやいましたが、これは非常に重要なお言葉だと思つたのであります。が、私念のためにお聞きします。今度の料金の内容は私の伺うところによりますと、これによりまして地域的に相当大きな差ができます。例えば九州のような火力を主にしまして生産をやつております所では電力料金というものは相当高くなるわけでありまして、そういう所でも更に高くなるわけでありまして、会社の妙味というものは関東地方のように実際に出来ぬ、四苦八苦しなければならぬと思つた。石炭という固定した資源は、水力のように非常に不安定な、計画よりもぐつと水が出る時があるようなこういう妙味の

ある資源と違ひまして固定してありますから、非常に堅い経営をしなければならぬ。九州のような所では石炭が主でありますから、今度の料金制度によりまして非常に苦しい経営をしなければならぬ結果、火力発電所で非能率運転をやつて緊急停電を止めるという措置を採る余裕が出来ないのではありません。九州は非常に苦しい状態になると思つたが、そういう点で今おつしやつた点のもう少し具体的な裏付けを聴きたいことが一つ。

それから只今私の提案によりまして、火力の非能率の点も考えて行きたいというところもおつしやつたのであります。が、今度更改になりますと料金制度は、只今の安本の電力需給計画をしてベースにしてお立てになつておるわけでありまして、今度の今申上げたような方法で若しお立てになりますならば、ここに今度の料金制度では行けない大きな損失が出て来ると思つたのであります。増田官房長官もこの前電力管理法を發動して緊急停電を止めるようにする、そのために出る損失は国家が補償するといふようなことを記者団に発表しておりますが、従つて今申上げたような緊急停電を防止するための火力の非能率運転といふことも敢えて敢行しよう、こういう案を出されるときには、今の料金制度では私はいけなかつたと思つた。今度更改されようとする料金制度でもいけなかつたと思つたが、それで行くこととなさるならば、国家は相当な損失補償を事業者におやりにならなければならぬと思つた。石炭と水力を主とする九州、中国、北海道においては尙更のことであると思つたのであります。

ます。その点を併せてお聞きしたいと思つたのであります。

○政府委員 増田尚士君 非能率運転によるコスト高ということにつきましては、料金の織込みの際に石炭の消費率その他について多少按配をしてやるということではよろしいのではないかと、九州、中国等の地区についてはお話のように非常に石炭の問題が大事でありますので今申しましたような消費率について或る程度考えることによつて調整ができるのではないかと、今度改訂の際に際しまして、先程もちよつと触れましたように、割当量といふものはこれ以上使つてはいけなかつた性質とは多少變つて、割当になりまして電力料金の高い所と安い所の境を決める即ち割当の範囲内においては安い料金で、割当を超過した分については高い料金といふ割当の率になりますので、その割当を或る程度調整するといふことによつて電気事業者の収入といふものはちよつと違つてくるわけでありまして、従ひまして非常に水力ベースの少いところにおいては割当が可なり引込んだ割当になりまして、割当を超過した部分の収入が相当入るということ、なるべく然るべき収入が入つて收支のバランスが合うといふような建前になつておりますので、割当を如何にするかといふことが非常に問題になつて来るのであります。それらの点について我々も研究する余地がありますので、我々もいたしたことは、先程最初にお尋ねがありましたように、電力料金の改訂は非常に急いでやりた

も、非常にむずかしいので取急いで研究をいたしておるわけでありまして。

○栗山眞夫君 今の事業者は何かやつて行かれるのでその所得は事業家にいくのであります。これは非常に重要なことで、九州の人が若しそういうことを聞かれるならば大変に了解しないと思つたのであります。九州の方は火力地帯であるから火力で炊けるだけ非常に割高な料金を取るといふことになり、関東地方は相当水力の割合が多くて火力の料金の高い電力は少く済みますから、これは非常に大きな不公平が起ります。政府としても公益事業であつて、営利事業でないものでありますから、需要者擁護の立場に立つて政策を立てて貰ふなければ困る、事業者が潰れてしまつちや困りますから、事業者の擁護を要しますけれども、先ず第一にやらなければならぬといふことは需要者の立場を飽くまでも考えて貰ふなければならぬ。この問題は通常国会になつてからまた、委員会でも少し専門的に細かくお聞きをすることといたしましてこの辺で止めますが、特に私がこの予算委員会できういふ発言を皆さんの迷惑に拘わらずいたしますことは、もうこれは十二月になれば緊急停電が来、制限が来ます。これを切抜ける道は私がお聞きいたしましたように重要な点を本気になつて考えて頂いて本気になつて打開して頂かなければ打開できないと思つたので、こういうことを申上げたわけでありまして、ですからどうか一つ積極的にお願をしたいと思います。

○岩崎正三郎君 私は地方自治体警察のあり方について関連していろいろ御質問したいと思つたのであります。地方財政は特に町村財政は非常に困つておるので、その自治体の下にある警察はどこでも弱つておるので何とかこれを縮小して貰いたいといふような要望もあるもので、何か政府の方でも人数を減らすとか、或いは何か地方自治体を強化してそれに財源を与えようとか、いろいろ考えておるようでありまして、或る場合にはこれを国家地方警察に、小さい所は、一万程度の人口の所は吸収したいという意向もあるやに承つておりますが、その点は近頃どうなつておりますか。一つ伺いたいと思つた。

○国務大臣(鑑見詮三君) お答えいたします。ちよつと地方が、かなり警察のためにその負担に悩んでおるようでありまして、私共の方におきましては、なるべく財政的措置なり或いは制度の上からもその負担を何とか軽減したいといふことを考えておりますのであります。実は今春からその計画をやつておりますけれども、まだいろいろ事情がありまして、提案して御審議を願うような段階になりなつておりませんが、いろいろ考えて研究しております次第でございます。

○岩崎正三郎君 それから、どうも地方の小都市においては特に、大休昔から警察といふものは、天皇の警察で、天降りのなもので、どうも民衆諸君の警察といふものに対する考え方がまだ足りない。この民主化された警察といふものに対する考え方が足らないことも相当あると同時に、又警察官みずから、こつと天降りのな昔の古い気分を温存したがる傾向があるので

あります。が、こういう問題が、実は栃木県の石橋という町におきまして、公安委員が、署長がよろしくないからこれを罷免するという問題が起きたのであります。ところが、これは市町村警察署長は、條例に従つて市町村の公安委員会がこれを任命し、一定の事由によつて罷免することができるといふ警察法第四十七條があるにも拘らず、實際なか／＼これは罷免ができなかつた。そのできなかつた理由といふものは、煎じ詰めればさうな規定があるにも拘らず、その規定を細かく実行するところが懲戒條例とかといふものを作り方が完全にできておらなかつたといふことなのであります。この問題は二三ヶ月前に東京新聞も取扱つておりますが、かようなことからして、その問題が非常にこじれてしまひましてその町民は非常に迷惑をしておるのであります。さうなことで、結局その警察の在り方といふものについては、人民もまた昔の考えがあり又警察官諸君特にさういふ専門家である警察官諸君が、昔の氣持を非常に温存し、むしろ温存したがつておる、或いはしたいやうな傾向が非常に強いのであります。が、こゝういふことに対して政府は一体どういふ御指導を採つたか、適切な手段を採つたかといふことをお尋ねします。

○国務大臣(議員三君) 今の警察制度を御承知のこととは思いますが、見て頂きたいのですが、全体日本は国家の警察と、それから地方自治体の警察との二つに分れておりまして、農村や又中央におきましても、極く少数の範囲は国の警察であるけれども、大部分の都市等におきましては自治体警察が掌つておるわけでありまして。政府におきましては一般的な国の行政という立場からして監督して行くこととして、自治体警察にはあんまり構うことができない立場になつております。国の警察は元よりこの内閣総理大臣の所轄の下にあるわけですから、或る程度においてこれは入ることは事実ですけれども、もと政党的警察のようになつた、それを覆れるの余り政党的なべからずといふやうな思想からして、余り政府においては警察に干渉するなかつたといふやうな考が多分に行われておりますやうなわけですが、従つて今のお話は自治体の警察だと思ひますが、それに対しては政府はほとんどは入れないやうな建前になつておまして、いづれも公安委員に任ずるといふやうな建前になつております。けれども、局長會議、その他警察署長會議には、努めて私も自治体の方にも出ますやうなわけでも、その折に明くる併しなから力強く、さうして民主的にやつて欲しいといふことはたび／＼申しておるやうなわけでありまして、又その程度以上に越えて余り政府が干渉的な立場になりますといふと、今度はその点で又攻撃される虞れがありますので、遠慮はいたしておりますけれども、事実において、再び従来の警察国にならないやうなことを考慮してゐるやうなわけでありまして、又国の方の警察につきましても、表面にさういふやうなことを意味してゐるやうなわけでありまして。

○岩崎正三郎君 政府は自治体警察に干渉をしないのだといふ御説明は、誠に結構だと思つておりますが、併しながら、一体さういふ警察法とか、さういつたものは、やはりこれは国会で作つて政府がこれを執行するといふ立場であります。さういふ際に、地方の警察の在り方、自治体警察の在り方といふものに対して、もつと適切に指導しなければならぬと思つております。さういふ責任があるのだらうと思つてゐます。栃木県ばかりでなく、多くの県において公安委員と警察官の關係、さうな問題に対する、罷免條例とか任免條例とか、さういふ細かいことなんか殆んどできていない。できていないために、警察法第四十七條によれば当然罷免されるべきものがされない、さうしてこゝ／＼を起して、一般町民或いは県民全体にさういふ不愉快な感じを起しておる。これはやはり政府の怠慢だと私は思つてゐるのであります。どうでございますか。

○国務大臣(議員三君) 警察については、特別な條例を作つておるところもありません。自治体においては、それから一般の職員に適用されるやうな法文で支配しておるやうな所もありません。大体においては特別の條例を作つておる所が多いやうであります。が、只今申し上げるごとくに、政府において余り細かいことを申して行けば、干渉のやうな恰好になりますから、大体においては自由放任して置きます。ただそれを逸脱して、憲法や、その他国の警察や、或いは国家全体に影響を及ぼすやうな場合には、忠告を与えておきますやうなわけですが、政府の責任もまあいろいろありますけれども、責任といふよりかは、むしろその末端において喰違ひがあれば、喰違ひがあるぞといふことを言つた方がよいと思つてゐる次第であります。

○岩崎正三郎君 まあその点は議論になりますから、それ以上は控えますが、その栃木県の石橋警察の問題に關連して、この問題がさうな事態のために解決ができなかつた、できないために長い間こた／＼しておるので、これを何とかしようといふまあ善意であつたと思ひますけれども、とにかくこれに対して、国家地方警察の職員或いは他の自治体警察署長といふものがこの問題に關与して、今度の選ばれるべき公安委員は、さういふ諸君の容認できるところの公安委員を選んでおる。而も、それをちゃんと先の公安委員その他と調印を取つてやつておる事実があるのでございます。さういふことを見ますといふと、今國務相が言われたやうに、余り政府は干渉しないのだ、国家警察と自治体警察を峻別して、さういふ問題を避けたといふ氣持であるにも拘らず、事實はさういふに国家警察關係の諸君がさういふ問題に干渉して、その地方自治体の小さな弱々しい……勿論強い自治体ならば必ずしもさういふものに屈服しないと思ひますが、人口一万、二万の小さい自治体ではさういふ官僚的な力に圧迫される。それで事実においてその官僚的な力がその町村の自治権を侵犯して、公安委員を選ぶときはさういふふうにして、さういふやうなことをやつておる。これは私共にとりしても納得できないのであります。この点は政府当局にも相当お考えをお願いしたいと思つてございまして、これに対して御意見を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(議員三君) 御承知のやうに一昨年の九月にマツクアーサー元帥から警察の根本組織に対する手紙が出まして、それに基いて昨年の三月からは新制度の警察に入つたわけでありまして。その新しい制度によつたといふと、人口五千以上の市も市街地をなしておるところの都市等におきましては、すべて自治体警察を持たねばならぬことになりました。自治体警察においてはその自治体の公安委員が署長を任命する。言ひ換へればその自治体警察の全部を任命する形になつております。そして、そのとき政府が任命するとか政府の委任を受けた者が任命するとかいふふうになつておるわけなんです。それで政府としてその場合に任命するとか罷免するとかいふことにタッチすることはできない組織になつておりますので、従つて平常におきましても、私共がそのやり方が悪いとかよいとかいふことを言うこともできないやうな組織になつておりますので、その点について十分に、少くとも各地において悪いと考へてゐるやうなことを取除くことだけは認めて欲しいといふことを申しておるのでありますけれども、その方面におきましても今日までまだ返事を貰わない状態でも、実はその点に私共困つておるやうなわけでありまして。それで実は早くいろいろの点について御決議でも頂いて、それを改正して行きたいといふやうな考を持しましたのでありますけれども例の財政の方ではこの間来たドッジ氏あたりの結論を俟つてどういふことになりまして、それでまあ御審議を願わない状態にありまして、さういふこと、今お話の栃木県のこと、どういふことか実は存じませぬけれども、沢山同じやうなことが日本にもあると思ひます。いろ／＼な陳情やなん

かは私の手許にありますので、この大にはそれらの点を十分考慮に入れた、改正の機会でもありますれば、そういうことを考慮に入れたという考を持つております。

○岩崎正三郎君 警察法の四十七條では明らかに、公安委員会は市町村警察長を罷免することができるという大きな條文があるのだから、これは多少それに附随する條例が不確実なものであろうとも、この法令がある以上は、公安委員会が任命できる以上は、公安委員会が任命した署長である以上は、公安委員会は当然これを罷免できる。私はかように考えますが、その点國務相の御意見を承りたいのであります。

○國務大臣(議員詮三君) 罷免権はやはり御説の通りであると思つてゐます。ただその場合に警察署長が公務を執つておればおのづから制限はあります。ありますけれども、罷免権については、警察法の定めるところのその條件に従つてやらなければならぬことでありまして、制限は受けまされども、罷免権の根本は、今御説の通り公安委員が持つておると思つてゐます。

○岩崎正三郎君 それからも一つ伺いたいの、先程も申しました通り、その町民ならざる、又容喙すべからざる筋が町の自治体の行政であるところの、公安委員の任命に嘴を差挟んだ、たとえそれが善意にしろ、かようなことをしたということは、正しく申しますればそれはさような諸君が市町村の自治権を侵犯したものとと思われるのであります、その点について國務相の御意見を聴きたいと思つてゐます。

○國務大臣(議員詮三君) 今の点につ

いても、お説の通りだと思つてゐます。公安委員は、各自自治体におきましても、御承知のごとくに予算権を持つておりません。従つて何らかの、地方で公安委員が抑えられることは事実であります。事実上他のものが發言を逞しうして、そうして自分の意思通りに人を入れて行くということが、各地方に行かれておるのが現状であります。それがひどい様子を現せば、刑事上の問題として、公務執行妨害というやうな形になります。又そのためには、十分な証拠を挙げなければならぬ今日の制度になつておりますから、従つて實際にはそういうことは現れておりませんけれども、而もその裏に或る勢力家があつて、意思の欲するところに従つて人を任命させるというやうなことになるて来る傾向があります。これは面白くないと思つております。

○岩崎正三郎君 ちよつとまだ……何というかばやけておるので、もう一つちよつとお聴きたいのですが、さやうな、地方自治権を侵犯したということとは、國務相も侵犯したということをお認めになつたのであります、さやうな際にこれを取締るところの立場にあるものは、その国家地方警察の諸君、或いは他の警察の諸君が、外の町村自治権を侵犯しておるということに對して、これを指導し取締るのは、國務相、或いは政府、或いは国家地方、何というか、警察隊長とかいふのが持つておるのか。どこにあるのか、お聴かせ頂きたい。

○國務大臣(議員詮三君) 私が申し上げたのは、非常にひどい状態になつて、十分に仕事ができなければ、そうして

又自治体の警察から援助をいつて来れば、そうしますと国家の警察が活動することになるわけですね。その段階はどつちかといへば、地方で重要な關係に立ちますから、その場合においては公安委員を抑えるものは現在ではないのですから、従つて公安委員がしつかりしてくれなければ困るわけですが、予算権を全然持たない公安委員であるから、予算のときにはなるといふと、警察予算でも市會議員なんかで削つてしまふ憂いがあるのです。従つてそのものに勢力が集まるといふのが現在の状態なんです。そのことは關係方面にもよく耳に入れておるのですが、まだ納得してくれない状態であります。そういうふうなわけであります。

○委員長(黒川武雄君) ちよつと速記を止めて。

〔速記中止〕
○委員長(黒川武雄君) それではこれで散会いたします。どうも有難うございました。

午後十時二十三分散会
出席者は左の通り。

委員長	黒川 武雄君
理事	内村 清次君
	高橋 啓君
	高橋龍太郎君
	田村 文吉君
	寺尾 博君
	堀越 儀郎君
	岩間 正男君
	木村禧八郎君
	岩男 仁藏君
委員	岩崎正三郎君
	岡田 宗司君
	木下 源吾君
	栗山 良夫君

岡田喜久治君	城 義臣君
深水 六郎君	田口政五郎君
中川 幸平君	西川 昌夫君
西川 昌五郎君	平岡 市三君
安達 良助君	岩本 哲夫君
小杉 繁安君	仲子 隆君
深川タメ君	藤森 眞治君
油井賢太郎君	飯田精太郎君
井上なつゑ君	尾崎 行輝君
西郷吉之助君	伊達源一郎君
玉置吉之丞君	藤野 繁雄君
帆足 計君	松村眞一郎君
池田 恒雄君	小川 友三君

國務大臣	池田 勇人君
大藏大臣	森 幸太郎君
農林大臣	稻垣平太郎君
通商産業大臣	大屋 普三君
運輸大臣	青木 孝義君
國務大臣	隨員 詮三君
國務大臣	隨員 詮三君

政府委員	河野 一之君
大藏事務官	矢野 西雄君
(主計局長)	岡田 修一君
厚生政務次官	
運輸事務官	
(海運局長)	

運輸事務官	足羽 則之君
(鉄道監督局長)	
運輸事務官	紙田千鶴雄君
(鉄道監督局長)	
經濟安定事務官	平井富三郎君
(官房長)	
經濟安定事務官	増岡 尚士君
(生産局長兼動力局長)	
説明員	
厚生事務官	久下 勝次君
(医務局長)	
厚生事務官	慶松 一郎君
(藥務局長)	